

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300001	金融庁	投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大	投資顧問業法第2条、投信法第3条、同施行令第3条	法律の目的が有価証券に係る投資顧問業に対する規制となっている。	c	-	本法は有価証券に係る投資顧問業を営む者についての規制や投資者保護を目的としているところ。他の資産については、他の法規制を踏まえながら公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を受けて兼業として運用することは可能であり、投資者保護の観点から個別に兼業承認を受けて行うべきであると考ええる。		資産運用の専門家たる投資顧問業者の投資対象が証券取引法上の有価証券に限られ、その他の資産について兼業承認にて対応することについては、投資家のニーズが一層多様化かつ高度化する中で、投資家にとって効率的な資産運用を享受する機会が失われることとなるとともに、実務上の手続の負担や承認を受けるまでの時間的なロスが生じるため、投資顧問業者の機動的な商品開発やタイムリーな顧客営業の障害となる。また、法改正により信託銀行が投資一任業務を行うことが可能となったが、従来の信託業務よりも投資対象が大幅に制限されることとなる。これらは、投資顧問業者の投資対象を主として証券取引法に定める有価証券とし、投信法で規定する特定資産を投資対象として組入れることで解決が可能であると考えられる。これらを踏まえ、再度検討の上、改めて見解を示されたい。	c	-	本法は有価証券にかかる投資顧問業を営む者についての規制や投資者保護を目的としているところ。他の資産については、他の法規制を踏まえながら公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を受けて兼業として運用することは可能であり、投資者保護の観点から個別に兼業承認を受けて行うべきであると考ええる。 なお、平成16年通常国会において成立した証券取引法において、投資事業有限責任組合契約の出資持分等についてみなし有価証券とされる予定となっており、一部運用対象の拡大が図られるところ（12月1日施行）。
z0300002	金融庁	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	投資顧問業法第2条	外国為替取引、有価証券の貸付け及び議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を投資顧問業務として行える旨法令上は明記されていない。	c	-	外国有価証券への投資を行うことによる為替ヘッジ等のために外国為替取引を行うこと等本来の有価証券投資に付随して発生する業務はあると考ええるが、当該業務が投資顧問業として行える業務又は兼業として行いうる業であるかについてはそれぞれ個別に判断する必要がある、明記することは困難。なお、具体的な業務について行えるか否かについて投資顧問業者において判断しかねる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考ええる。		以下の観点から再度検討のうえ、改めて見解を示されたい。 外国為替取引は資産運用における付加価値獲得の源泉の一つと考えられるが、運用の専門家たる投資顧問業者が外国為替取引を使用した運用スキームに関し、ノーアクションレターにて対応する場合、実質的にビジネス機会が失われることとなるため、他業態とのイコールフットイングの観点も踏まえ、投資顧問業者は運用の一手法として外国為替取引を当然に行えることを法令上明記すべきである。 最近のバシブ運用の広がりの下で、有価証券貸付は付加価値獲得のための有効な手段として定着しつつあるが、投資顧問業者は一時的または暫定的に行う場合に許容されるのみであるため、これを自由に行う信託銀行など他業態とのイコールフットイングの観点も踏まえ、投資顧問業者は有価証券貸付を自由に行えることを法令上明記すべきである。 投資顧問業者が議決権行使にかかる助言を行えることを法令上明確にすべきである。	c	-	投資顧問業者が、本来の有価証券投資に付随して行うヘッジ目的の外国為替取引や有価証券貸付け等は可能と考えるが、それらの業務が投資顧問業として行いうる業務の範囲外か等については個別に判断する必要があり、法令上明記することは困難。 なお、具体的業務について行えるか否かを投資顧問業者において判断しかねる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300001	金融庁	投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大	5005	50050001	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	1	投資顧問業者の投資（助言）対象の拡大	投資一任（顧問）契約における投資（助言）対象資産は証券取引法上の有価証券に限定されているが、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」という。）における主たる投資対象として投信法施行令第3条に規定される「特定資産」を、投資顧問業者の投資（助言）対象として認めて頂きたい。		年金基金等をはじめ投資家の多様な運用ニーズに対応するためには、証券取引法上の有価証券以外の資産への投資が不可欠である。証券取引法改正案の可決・成立により、投資事業有限責任組合出資持分等有価証券とみなされる予定であるが、それ以外にも投信法上の「特定資産」である金銭債権や金融デリバティブ取引に係る権利等が、兼業としてではなく投資顧問業者の投資対象として法令上明記されることにより、投資顧問業者の商品開発力、運用能力の向上を通じ投資家利益にも資すると考えられる。	
z0300002	金融庁	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	5005	50050002	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	2	投資顧問業務として行いうる取引等の明確化	外国為替取引、有価証券の貸付および議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言を、投資顧問業者が投資顧問業務として行いうる旨を法令上明確にして頂きたい。		外国為替取引、有価証券の貸付および議決権等株主権行使に係る指図ならびに助言については、投資顧問業者が有価証券投資を行うにあたり本来当然行える業務であるにも拘らず、外国為替取引は外貨建有価証券売買に付随する取引のみに限定され、有価証券の貸付については特別の事情により一時的にまたは暫定的に行う場合を除き許容されていない。また、議決権行使についても「投資を行うのに必要な権限」として認められるとすれば、投資助言業者は議決権行使に係る助言を投資顧問業務として行うことができない。投資信託委託業者には認められているこれらの取引等が、投資顧問業者にも兼業としてではなく当然行いうる業務であることを法令上明記すべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300003	金融庁	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	投資顧問業法第2条、民法第643条	投資顧問業法上事務の外部委託を行える範囲についての規定は存在しない。	c	-	外部委託の範囲については法令上制限は設けられておらず、外部委託を行っても当該業務に対して一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業務運営が確保されている等外部委託を行うことは可能と考える。 なお、外部委託を行う業務の範囲について投資顧問業者において判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。		「外部委託の範囲については法令上制限は設けられておらず、外部委託を行う業務について一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業務運営が確保されている等外部委託は可能」「外部委託を行う業務の範囲について投資顧問業者において判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべき」との回答だが、本件をノーアクションレターにて対応した場合、人的・時間的コストは膨大となること予想され、手続として現実には機能しにくいとの指摘もあり、外部委託の可能な範囲について、銀行等への対応も踏まえ、例えば事務ガイドラインによる明確化（委任契約に基づく自己執行義務を前提としつつも、投資者保護に支障のない範囲であれば、投資顧問業者は全ての業務について外部委託が可能である旨）を行うことも含めて検討し、改めて見解を示されたい。	c	-	外部委託の範囲については法令上制限は設けられておらず、外部委託を行っても当該業務に対して一定の責任を有する体制が整備されている等適正な業務運営が確保されている等外部委託を行うことは可能であり、法令やガイドラインにおいて明確化する必要性はないものとする。 なお、外部委託を行う業務の範囲について投資顧問業者において判断しかなる場合には法令適用事前確認制度により対応されるべきと考える。
z0300004	金融庁	兼業承認取得手続の届出化	投資顧問業法第31条	公益又は投資者保護のため支障がないと認められれば承認を得たうえで兼業業務を営むことが可能。	c	-	認可投資顧問業者は他人の資産の運用を行うことから本業に専念することが求められ、兼業については承認制となっているところ。 証券会社には自己資本規制が課せられていることに加え、投資顧問業を適確に行うことができる人的構成になっていることを兼業認可において審査することとなっていること等から他業との兼業は届出になっており、そのような規制監督が行われていない投資顧問業者については引き続き承認制を残すことが適当と考える。 なお、証券会社においても届出業務として列挙されているもの以外については承認制となっている。		「投資顧問業者については引き続き承認制を残すことが適当」との回答だが、承認取得までに数ヶ月を要する現行の兼業承認制の下では、商品開発等に支障を生じ機動的なビジネス展開が困難である。よって、不適当な兼業を速やかに排除することが可能な「停止条件付届出制」の導入について検討され、改めて見解を示されたい。	c	-	認可投資顧問業者は他人の資産の運用を行うことから本業に専念することが求められており当該業務は認可制とされ、その兼業については承認制となっているところである。この趣旨を踏まえれば、停止条件付届出制では足りず、承認制を残すことが適当と考える。 なお、証券会社等については、認可の際、投資顧問業を適確に行うことができる人的構成等を兼業認可において審査すること等から他業との兼業は届出としており、届出業務として列挙されているもの以外については承認制となっている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300003	金融庁	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	5005	50050003	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	3	投資顧問業者が行える事務の外部委託の明確化	投資者保護等に支障が生じない範囲で投資顧問業務を営むために必要な全ての事務について外部委託が可能であることを法令上明確にして頂きたい。		投資顧問業者は、投資一任契約が民法上の委任契約であるとの性格から自己が事務を執行することが前提とされている。事務を外部委託することが出来れば、効率的資源配分を通じて業務の合理化、競争力の向上等に資するものと考えられる。外部委託の可否について投資顧問各社が都度当局に事前確認申請を行う方法では、人的・時間的コストが膨大なものとなることが予想され、手続として現実には機能しにくいと考えられる。仮に、全ての事務の外部委託が認められないとすれば、外部委託が認められない事務の範囲を明確にしたい。	
z0300004	金融庁	兼業承認取得手続の届出化	5005	50050004	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	4	兼業承認取得手続の届出化	認可投資顧問業者が兼業を行う場合は、兼業承認申請手続が必要とされているが、当該業者が証券または信託業務を営む場合においては届出制が適用されている。証券または信託業務を兼営しない認可投資顧問業者についても届出制として頂きたい。		現行の兼業承認取得手続では、兼業申請から承認取得まで少なくとも数ヶ月を要しており、機動的なビジネスの遂行の妨げとなっている。仮に、届出制の適用が困難であるとすれば、「停止条件付届出制」等の導入については是非とも検討して頂きたい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300005	金融庁	役員又は重要な使用人の住所に関する 公衆縦覧の廃止等	投資顧問業法第5 条、同第6条、同 第8条	法第5条及び第6条に基づいて投資顧問業者の役員、重要な使用人の氏名、住所等は登録簿で公衆縦覧に供されている。 法第8条に基づき、変更があった場合は二週間以内に必要書類を添えて届出をすることになっている。	b c	-	住所の公衆縦覧については、他の業者の実態を踏まえ、検討する。登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上内容に変更があれば迅速に行われるべきものであると考えるため期間を延長することは措置困難である。		住所の公衆縦覧については、「他業態も踏まえ、検討する」との回答だが、来年4月に個人情報保護法が完全施行され、個人のプライバシー保護及びセキュリティ確保の重要性が一層認識されつつあることを踏まえ、速やかな対応を望むものであり、具体的な検討スケジュールを示されたい。 登録事項の変更届出については、「2週間以内」の提出を、例えば「営業日ベースで10日間以内」の提出に変更する等、投資者保護の観点から迅速な届出を行うべきとの当該規定の趣旨を逸脱することなく、実務上対応可能な見直しを行うという観点から検討の上、その理由とともに改めて見解を示されたい。	b c	-	住所の公衆縦覧については、他の法令との整合性や、他の業者の実態を踏まえ検討する必要があり、具体的なスケジュールを示すことは困難。 登録簿は公衆縦覧されている情報であり、投資者保護上、内容に変更があれば迅速に行われるべきであり、また、2週間あれば、相応の営業日を確保することが可能であることを踏まえれば、実質的に期間の延長となる措置をとることは適当ではないと考える。
z0300006	金融庁	利害関係人の範囲の限定	投資顧問業法施行令第8条、同施行令第10条、投信法施行令第20条、事務ガイドライン（証券投資顧問業者の監督関係）3-4-3	投資顧問業者は、規則において業務方法書に利害関係人を記載する義務が課されている。また変更があった場合には財務局に変更届を1週間以内に提出する義務が事務ガイドラインに規定されている。	b	-	利害関係人の範囲については投資者保護の観点や他の法令との整合性を踏まえつつ、検討を行う。		今後の検討の方向性やスケジュールについて具体的に示されたい。	b	-	利害関係人の範囲については投資者保護に留意しつつ、他の法令との整合性を図る方向で16年度中に検討を行い、結論を得る。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300005	金融庁	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	5005	50050005	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	5	役員又は重要な使用人の住所に関する公衆縦覧の廃止等	投資顧問業者登録簿における役員又は重要な使用人の住所を公衆の縦覧に供することは、廃止して頂きたい。登録事項の変更届出を、2週間以内の届出から1ヶ月以内に届出ることと改めて頂きたい。		住所の公衆縦覧はプライバシー及びセキュリティの観点から問題があり、個人情報保護の観点からも速やかに廃止すべきである。投資者保護の観点から変更時は速やかに届出が行われるべきであるが、登録事項の変更届出を2週間以内に提出することは、年末年始や連休を挟む場合など最善を尽くしても実務上困難なケースが発生していることを踏まえ、1ヶ月以内への変更が困難であれば、例えば営業日ベースで10日間を確保するなど実態に即した措置として頂きたい。	
z0300006	金融庁	利害関係人の範囲の限定	5005	50050006	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	6	利害関係人の範囲の限定	利害関係人の範囲を旧施行規則第26条第2項第3号に定められていた「投資顧問業者の経営を実質的に支配しているもの」と同等の程度までに限定して頂きたい。投資顧問業法施行令に規定される投資顧問業者の利害関係人および密接な関係を有する者の範囲を、少なくとも投信法施行令や証券取引法施行令と同等の規定として頂きたい。		平成16年の施行令および施行規則の改正により、投資顧問業者の利害関係人の届出範囲等が改訂されたが、利害関係人の定義自体は依然として複雑かつ広範である。特に親族の定義や人的支配の構成要件については、投信法施行令や証券取引法施行令と比較しても過重な規定となっている。他業態との整合性を考慮し、その範囲を縮小・整理することによって、利害関係人に関する行為規制等の実効性の確保を図るべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300007	金融庁	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法施行規則第17条、第18条	顧客への契約締結前、締結時の交付書面において顧客に注意を促す事項につき「赤字、赤枠、8ポイント以上の文字の使用」が義務付けられている。	c	-	投資者保護の観点から他の法令においても規定されているものであり、また今後証券会社によるラップ口座が普及すれば個人の顧客の増加が見込まれることを踏まえれば、当該規定の削除は困難。		回答においては「投資者保護の観点から他の法令においても規定されているもの」とされているが、本年3月に商品投資販売業者の業務に関する命令の改正で赤字・赤枠規制が廃止されており、他方令との整合性の観点も踏まえ、赤字・赤枠規制の撤廃について再度検討の上、改めて見解を示されたい。	c	-	投資者保護の観点から、投資信託及び投資法人に関する法律施行令、ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則等他の法令においても規定されているものであり、本年4月に証券会社によるラップ口座の促進のための規定の整備を行い、個人の顧客の増加が見込まれ、今後はその普及状況等を見極める必要があることを踏まえれば、当該規定の削除は困難である。
z0300008	金融庁	同一運用に関する規制の撤廃	事務ガイドライン(証券投資顧問会社の監督関係)2-3-1,同2-3-2,同3-1,同3-3-3	・同一運用を行う場合、契約締結前及び締結時に顧客に交付する書面において記載事項を規定。 ・同一運用の方法について、業務方法書に記載することを規定。	c	-	同一運用は、複数の顧客資産について、運用対象とする有価証券等の銘柄、売付け又は買付けの別及び時期を同一にする運用であって、同一の資産管理機関において、顧客毎に個別に管理されるものである。投資者保護を図るという投資顧問業法の目的に鑑み、顧客にその内容を事前に明示し、同意を得ることが求められているものである。また、運用の公平性確保の観点から、取得した資産の配分基準について、事前に顧客に説明し、同意を得ることも求められている。従って、当該規定は投資家保護のための最低限必要なものであり、撤廃することは措置困難である。		本件の要望主体からは、以下のような意見が寄せられており、これを踏まえて再度検討の上、改めて見解を示されたい。 「投資一任業者については、現在同一運用を行っている事例は確認されており、同一運用規定は事実上形骸化している。仮にラップ口座について個人投資家保護の観点から同一運用規定の適用をご検討されているのであれば、その適用範囲はラップ口座に限定されるべきである。」	c	-	事例の有無又はラップ口座における個人投資家のみを保護することにかかわらず、同一運用に係る当該規定は投資家保護のための最低限必要なものであることから、撤廃することは措置困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300007	金融庁	赤字・赤枠規制の廃止	5005	50050007	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	7	赤字・赤枠規制の廃止	投資顧問業法第14条ならびに第15条に規定する書面の交付について施行規則に定める赤字・赤枠規制を廃止して頂きたい。		平成16年3月の商品投資販売業者の業務に関する命令の改正において、商品投資販売業者に対する赤字・赤枠規制が廃止された。投資顧問業者においても過剰規制と考えられる同規定は撤廃すべきである。	
z0300008	金融庁	同一運用に関する規制の撤廃	5005	50050008	11	社団法人 日本証券投資顧問業協会	8	同一運用に関する規制の撤廃	同一運用に関する事務ガイドライン上の規制を撤廃し、合同運用のみを規制することとして頂きたい。		同一運用は、顧客毎に別個のファンドを設定し運用管理する個別運用の一形態であると考えられる。実務的にも、認可投資顧問業者が顧客に提供する運用商品は、各社の投資哲学や運用スタイルに則りモデルポートフォリオを基準として統一的に運用されているケースがみられるが、このような運用形態は最適運用の観点からも規制対象とすべきではない。また、同一の資産管理機関であっても顧客ファンドは個別に管理されており、投資者保護の観点からも同一運用を規制対象とする必要性はないものとする。仮に同一運用規制が証券会社のラップ口座に適用されるとすれば、その適用範囲はラップ口座に限定されるべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報 保護措置」の撤廃	保険業法第275 条、同法施行規則 第211条、第211 条の2、第211条 の3	銀行等がその行う業務に関し知り 得た顧客に関する非公開情報が保 険募集に利用されることについて、 事前に顧客の書面その他の適切な 方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、 銀行等がその与信業務や決済業 務を通じ、預金者や債権者に関す る情報を継続的かつ総合的に保有 する立場にあり、安易な流用による 契約者保護上の問題を生じやすい 状況に鑑み、銀行窓販の実施にあ たり保護措置が講じられているも の。その取扱いについては、銀行 窓販の実施状況を踏まえつつ、契 約者保護の観点から検討を行うこ とが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時 期・方法が明確でないため、銀行等 は保険販売に際して萎縮的に行動 せざるを得ないのが実情であり、こ れを踏まえて、本規制の撤廃につ いて改めて検討されたい。また、検 討スケジュールは、現在検討いただ いている銀行等の保険商品の販売 の対象商品の更なる拡大と同時平 行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、 前回回答のとおり、契約者保護の 観点から措置が講じられているも のであり、銀行窓販の実施状況を 踏まえつつ、契約者保護の観点か ら検討を行うことが必要と考えてい る。
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報 保護措置」の撤廃	保険業法第275 条、同法施行規則 第211条、第211 条の2、第211条 の3	銀行等がその行う業務に関し知り 得た顧客に関する非公開情報が保 険募集に利用されることについて、 事前に顧客の書面その他の適切な 方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、 銀行等がその与信業務や決済業 務を通じ、預金者や債権者に関す る情報を継続的かつ総合的に保有 する立場にあり、安易な流用による 契約者保護上の問題を生じやすい 状況に鑑み、銀行窓販の実施にあ たり保護措置が講じられているも の。その取扱いについては、銀行 窓販の実施状況を踏まえつつ、契 約者保護の観点から検討を行うこ とが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時 期・方法が明確でないため、銀行等 は保険販売に際して萎縮的に行動 せざるを得ないのが実情であり、こ れを踏まえて、本規制の事務ガイ ドライン等における明確化につ いて改めて検討されたい。また、検 討スケジュールは、現在検討いただ いている銀行等の保険商品の販売 の対象商品の更なる拡大と同時平 行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、 前回回答のとおり、契約者保護の 観点から措置が講じられているも のであり、銀行窓販の実施状況を 踏まえつつ、契約者保護の観点か ら検討を行うことが必要と考えてい る。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開 情報保護措置」の撤廃	5006	50060001	11	外国損害保険協会(FNLIA)	1	銀行等の保険募集に係る「非公開情報 保護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により銀行等が 知り得た顧客に関する情報を有効活用 した保険募集が妨げられているので、こ れを撤廃する。		銀行等による保険募集は保険業法によ り適正な募集と契約者保護が図られて いる。 又 銀行等による保険の募集が当該銀 行等との他の取引に影響を及ぼさない 様 いわゆる圧力募集等の弊害防止措 置が講じられている。 更に 銀行等がその行う業務に際して知 り得た顧客に関する非公開情報を保険 募集に利用する場合は、事前に当該顧 客の書面その他適切な方法による同意 を求めている。 しかるに「非公開情報保護措置」は 保 険募集についてのみ講じられる措置で あり銀行等が営む業務全体に関しては この様な規制は存在していない。	
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開 情報保護措置」の撤廃	5006	50060002	11	外国損害保険協会(FNLIA)	2	銀行等の保険募集に係る「非公開情報 保護措置」の即時明確化	金融庁は 本措置に係る内容を事務ガイ ドライン等で明確化する必要がある。 具体的には、 1. 保険募集に利用される弊害が発生 する恐れの高い非公開情報を具体的に 例示すること。 2. 顧客の氏名・性別・年齢・住所・電話 番号・E-メールアドレス等の非金融非 健康情報は、銀行等の「特別の情報」で はないことを確認すること。 3. 銀行等の保険募集が対面募集だけ でなく、郵便・電話・インターネット等他 の募集方法に拡大することも考えられる ので、募集方法毎の顧客同意取得方法 それにその時期を明確にすること。 4. 本措置につき、文書による開示と説 明を行い、第一回目の保険販売が終了 するまでに当該顧客からの同意を取得 することが、「その他の適切な方法」のひ とつであることを確認すること。		個人情報保護法では「個人情報の有用 性に配慮しつつ 個人の権利利益を保 護する」として「非公開情報保 護措置」は非公開情報の特定、同意取 得の時期、その方法が厳格に規定され ていない。 したがって銀行等は 顧客の氏名・住所 等をも非公開情報としており、その結果 銀行等の保険募集における顧客情報の 有効利用が阻害されている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報 保護措置」の撤廃	保険業法第275 条、同法施行規則 第211条、第211 条の2、第211条 の3	銀行等がその行う業務に関し知り 得た顧客に関する非公開情報が保 険募集に利用されることについて、 事前に顧客の書面その他の適切な 方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、 銀行等がその与信業務や決済業 務を通じ、預金者や債権者に関す る情報を継続的かつ総合的に保有 する立場にあり、安易な流用による 契約者保護上の問題を生じやすい 状況に鑑み、銀行窓販の実施にあ たり保護措置が講じられているも の。その取扱いについては、銀行 窓販の実施状況を踏まえつつ、契 約者保護の観点から検討を行うこ とが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時 期・方法が明確でないため、銀行等 は保険販売に際して萎縮的に行動 せざるを得ないのが実情であり、こ れを踏まえて、本規制の撤廃につ いて改めて検討されたい。また、検 討スケジュールは、現在検討いただ いている銀行等の保険商品の販売 の対象商品の更なる拡大と同時平 行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、 前回回答のとおり、契約者保護の 観点から措置が講じられているも のであり、銀行窓販の実施状況を 踏まえつつ、契約者保護の観点か ら検討を行うことが必要と考えてい る。
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開情報 保護措置」の撤廃	保険業法第275 条、同法施行規則 第211条、第211 条の2、第211条 の3	銀行等がその行う業務に関し知り 得た顧客に関する非公開情報が保 険募集に利用されることについて、 事前に顧客の書面その他の適切な 方法による同意を求めている。	b		非公開情報の取扱いについては、 銀行等がその与信業務や決済業 務を通じ、預金者や債権者に関す る情報を継続的かつ総合的に保有 する立場にあり、安易な流用による 契約者保護上の問題を生じやすい 状況に鑑み、銀行窓販の実施にあ たり保護措置が講じられているも の。その取扱いについては、銀行 窓販の実施状況を踏まえつつ、契 約者保護の観点から検討を行うこ とが必要。		非公開情報の範囲や同意取得時 期・方法が明確でないため、銀行等 は保険販売に際して萎縮的に行動 せざるを得ないのが実情であり、こ れを踏まえて、本規制の事務ガイド ライン等における明確化について 改めて検討されたい。また、検討ス ケジュールは、現在検討いただい ている銀行等の保険商品の販売の 対象商品の更なる拡大と同時平 行的に進められたい。	b		非公開情報の取扱いについては、 前回回答のとおり、契約者保護の 観点から措置が講じられているも のであり、銀行窓販の実施状況を 踏まえつつ、契約者保護の観点か ら検討を行うことが必要と考えてい る。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開 情報保護措置」の撤廃	5025	50250002	11	在日米国商工会議所 (ACCJ)	2	銀行の保険募集に係る「非公開情報保 護措置」の撤廃	「非公開情報保護措置」により、銀行等 が知り得た顧客情報を有効活用した保 険募集をすることが妨げられていること から、撤廃すべきである。		銀行等による保険募集については、保 険業法に基づきその適正な募集と契約 者保護が図られることに加え、保険の購 入が当該銀行と他の取引に影響しない ことの明示など銀行等がその優越的 地位を使いたいいわゆる圧力募集等の弊 害防止措置がすでに講じられている。加 えて、当該規制により、銀行等がその行 う業務（保険募集に係るものを除く）に際 し知り得た顧客に関する非公開情報を 保険募集に利用することにつき事前に 当該顧客から書面による同意を取得し なければ、銀行等は保険募集を行うこと ができない。 かかる規制は圧力募集等の弊害防止と いう規制の趣旨に照らして過度の規制と なっている。もしも銀行等の金融商品販 売に圧力募集等の弊害があるのであれ ば、銀行等が保険以外の金融商品を販 売する場合にも同様の非公開情報保護 措置が義務付けられるべきであるが、 保険以外の金融商品の販売につきそう した規制は存在しない。	
z0300009	金融庁	銀行等の保険募集に係る「非公開 情報保護措置」の撤廃	5025	50250003	11	在日米国商工会議所 (ACCJ)	3	銀行等の保険募集に係る「非公開情報 保護措置」の即時明確化	万が一、当該規制の撤廃が遅れる場合 は、金融庁は事務ガイドライン等におい て規制内容を、以下のとおり、直ちに明 確にすべきである。 1. 保険募集に利用されると弊害が発生 するおそれの高い「非公開情報」を具体 的に例示すること。又、顧客の氏名・性 別・年齢・住所・電話番号・メールアドレス 等は銀行等の「特別の情報」ではなく、 銀行等が保険募集に利用し得る情報で あることを明確にすること。 2. 同意取得方法について、銀行等がそ の取引に伴い得た顧客情報を保険募集 に利用することを明示し、顧客がかかる 利用を望まないこととの意思表示をした ときにこれに応ずる方法も「その他の適切 な方法による同意」に該当することを明 確にすること。 3. 銀行等における保険商品の販売方 法がこれまでの対面販売から郵送・電 話・インターネットなどの方法に拡大する ことが予想されることから、販売方法ご との弊害発生の可能性に基づいた同意取 得方法・時期につき明示すること。 4. 本措置につき、文書による開示と説 明を行い、第一回目の保険販売が終了 するまでに当該顧客からの同意を取得 することが、「その他の適切な方法」のひ とつに該当することを明確にすること。		個人・顧客の権利利益の保護は個人・ 顧客情報の有用性とのバランスの上で 図られるべき（個人情報の保護に関する 法律第1条参照）ところ、当該「非公開情 報保護措置」においては、非公開情報 の範囲や同意取得時期・方法が明確で ないため、銀行は顧客氏名・住所等を含 めて非公開情報として事前の同意取得 につき厳格な対応をしており、その結 果、この非公開情報保護措置が銀行の 保険販売におけるその顧客情報の有効 利用にとって過度の障害となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300010	金融庁	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条においては、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保全契約の相手方（銀行等）が列挙されており、現状、債務保証を行う保険会社が対象となっていない。	a		平成16年度末までに保険会社による債務保証についても、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保全契約の対象とする。		実施される措置の内容及び実施時期について、より具体的に示されたい。	a		16年度末までに、前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条の改正により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加する。
z0300010	金融庁	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条	前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条においては、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保全契約の相手方（銀行等）が列挙されており、現状、債務保証を行う保険会社が対象となっていない。	a		平成16年度末までに保険会社による債務保証についても、発行保証金の供託に代わる方法として認められている保全契約の対象とする。		実施される措置の内容及び実施時期について、より具体的に示されたい。	a		16年度末までに、前払式証券の規制等に関する法律施行規則第16条の改正により、発行保証金の供託に代わる保全契約締結の相手方である金融機関として、債務保証を行う保険会社を追加する。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300010	金融庁	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁	5014	50140001	11	民間企業	1	前払式証券の発行に係る保全契約の種類拡大(保険会社による債務保証を対象とする。)	前払式証券の規制に関する法律によって、自家型発行者が前払式証券を発行する際には、発行保証金の供託又は発行保証金の供託に代わる保全契約の締結が求められている。この保全契約として、銀行等による債務保証、損害保険会社等による保証保険が認められているが、保険会社による債務保証も有効な保全契約としていただきたい。		保険会社の債務保証履行の能力は銀行等に劣るものではなく、保険会社による債務保証も有効な保全契約と認めていただくことによって、前払式証券の発行者において保全契約の取引先が拡大され、取引先確保のリスク低減につながるものと考えられる。	
z0300010	金融庁	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁	5018	50180002	11	生命保険協会	2	生命保険会社本体による前払式証券の発行に係る発行保証金の保全契約締結業務の解禁	・前払式証券の発行に係る保全契約として、生命保険会社による債務保証を可能とする。		<ul style="list-style-type: none"> ・保全契約締結業務は、生命保険会社が既に行っている債務保証に類似するものと考えられ、そのノウハウを活用できる。これによって、保険会社の資産運用手段が拡大され資産運用利回りの向上に寄与する。 ・債務保証は、保険会社の付随業務として認められており、リスク管理上も、貸付けと同様の取扱いが求められており、本要望の実現によって、保険会社の健全性が害される恐れもない。 ・また、銀行・損害保険会社等においては当該保全契約締結業務が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。保険会社の債務保証履行の能力は銀行等に劣るものではなく、前払式証券の利用者の保護の観点からも特段の問題は生じない。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、その内容に則って引き続き検討を行い、できる限り早期に全面解禁していただきたい。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、その内容に則って引き続き検討を行い、できる限り早期に全面解禁していただきたい。その上で、代理店子会社方式についても同時並行的に検討を行っていただきたい。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5016	50160001	11	社団法人全国地方銀行協会	1	銀行及びグループ会社で販売できる保険商品のさらなる拡大	すべての金融商品について、銀行及び銀行子会社における販売を解禁する。		顧客に対し銀行商品（貯蓄型商品）と保険商品（保障型商品）とをバランスよく組み合わせて提供することが可能となり、顧客のライフプランニングに応じた総合的な資産形成アドバイスの実施、本格的なバンカシュランスの実現への道が開ける。「保険の基本問題に関するWG」の報告書では、「銀行等による保険販売規制の見直しについては、本報告後、例えば1年後から段階的に行うこととし、（中略）遅くとも本報告後3年後には、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当」とされたが、できる限り早期に全面解禁されるべきである。また、弊害防止措置について、一例として、「新たに認められる商品については、従来の抱合せ販売の禁止に加えて、『圧力販売につながるような融資先に対する保険販売を禁止』することが適当である」とされたが、過度の規制は銀行の事務負担の増大のみならず、顧客利便を損なうことにも繋がるため、販売を禁止する融資先企業の範囲については最小限に止めるなど、慎重に検討を行うべきである。	本年3月に総合規制改革会議が公表した「規制改革・民間開放推進3か年計画」（以下、「3か年計画」）では、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」としている。なお、3月31日、金融審議会 金融分科会 第二部会において「保険の基本問題に関するWG」が取りまとめた報告書が了承され、現在、行政当局において具体的な検討が行われている。
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5016	50160002	11	社団法人全国地方銀行協会	2	銀行子会社等における保険代理店業務の解禁	銀行の子会社等の業務範囲に保険代理店業務を追加する。		既に銀行による保険会社の子会社化、銀行本体による保険窓販は認められているが、代理店子会社方式だけが認められていない。保険業に係る各行のビジネスモデルによっては、組織を分離して専門特化を図った方が効率的な営業が行える場合もあると考えられ、その際、保険子会社の保有が困難な地域金融機関にとっては、代理店子会社方式によることが現実的かつ有効と考えられることから、本方式を認めるべきである。	本年3月に総合規制改革会議が公表した「規制改革・民間開放推進3か年計画」（以下、「3か年計画」）では、「銀行等が原則としてすべての保険商品を取り扱えること、その銀行の子会社又は兄弟会社である保険会社の商品に限定しないことについて引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」としている。なお、3月31日、金融審議会 金融分科会 第二部会において「保険の基本問題に関するWG」が取りまとめた報告書が了承され、現在、行政当局において具体的な検討が行われている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、その内容に則って引き続き検討を行い、できる限り早期に全面解禁していただきたい。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、その内容に則って引き続き検討を行い、できる限り早期に全面解禁していただきたい。その上で、銀行系リース会社の保険募集業務等の解禁についても同時並行的に検討を行っていただきたい。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5025	50250001	11	在日米国商工会議所 (ACCJ)	1	銀行等の保険募集に係る保険商品の全面解禁	銀行の保険募集につき、現在の商品規制を撤廃し、民間の保険会社が提供する全種類の保険商品の販売を認めるよう求める。		全面的な解禁は、銀行による保険販売の自由化が日本の消費者にもたらす利益を最大化し、外国保険会社を含むすべての保険会社にとっての公平性を確保するために必要不可欠である。消費者利益の観点からも、保険商品の全面解禁により、銀行における金融商品の販売方法は、これまでの金融商品の説明に重点をおくものから、顧客のニーズに基づいたコンサルティングを行い最も適切な金融商品を推奨する販売手法への変化が促進される。特に、消費者保護及び市場監督のいつれの観点から見ても、銀行が販売できる保険商品の自由化を商品で区切って段階的に行うべき根拠は存在しない。	
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5039	50390007	11	社団法人 リース事業協会	7	銀行関連会社における保険代理店業務の解禁	リース会社では営業資産に動産総合保険を付保していることから保険の取扱量は膨大であり、要望が実現した場合にはリース会社社員が保険業務に精通してユーザーへの詳細説明や新保険商品の提供等が可能となる。現在外部へ委託している保険付保(代理)業務を自社で行うことにより保険料の引き下げが可能となり、リース料低廉化によるリース利用増進に繋がる。	銀行関連会社の保険募集業務等の業務を解禁すること	保険募集業務(登録制)は、以前は銀行・証券会社に認められていなかったが、証券取引法改正(平成10年)による大幅な業務範囲拡大、保険業法改正(平成12年)による保険商品販売解禁など、徐々に規制緩和が進んでいる。一方で、一時は全面解禁の動きがあった保険募集業務が、本年3月に「弊害防止措置の実効性をモニタリングしながら3年後に全面解禁の方向」となったことから、現行は銀行系リース会社のみが当該規制の対象となっていること。なお、他系列リース会社は同業でありながら対象外となるなど、業務範囲に不公平が生じていること。	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<*2>エスロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行う際の重大な障害となる。<*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、その内容に則って引き続き検討を行い、できる限り早期に全面解禁していただきたい。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、その内容に則って引き続き検討を行い、できる限り早期に全面解禁していただきたい。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5039	50390016	11	社団法人 リース事業協会	16	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について	<p>・平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。・しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。</p>	<p>・事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。・取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。・事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険の付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間が無くなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。</p>	<p>現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年3月に金融審議会金融分科会第2部会が取りまとめた報告書「銀行等による保険販売規制の見直しについて」では、基本的方向性と実施時期について、「契約者や国民全体にとっての利益の増進という視点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる。(中略)実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。」としている。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。</p>	
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5040	50400016	11	オリックス	16	銀行が販売する住宅ローン関連の長期火災保険について事業の用に供する建物も対象に含めること	<p>平成13年4月、住宅ローン関連の長期火災保険、債務返済支援保険、信用生命保険、海外旅行傷害保険の銀行等による窓口販売が可能になった。しかしながら、住宅ローン関連の長期火災保険の販売については、居住の用に供する建物の建設等に係るローン関連の保険は対象とするが、賃貸住宅など事業の用に供する建物については対象としていない。</p>	<p>事業の用に供する建物の取得にあっても、居住用建物の取得と同じく銀行の資金融資を利用するケースは多い。取得目的の如何に関わらず住宅ローンの融資にあたっては当該担保物件の損害保険金請求権への質権設定が必須となる場合がほとんどである。事業用建物に関する火災保険についても銀行が代理店となることで融資実行と同時に保険の付保が可能となり、事前に火災保険を手配する手間が無くなり、銀行窓口でのワンストップ手続きが可能になる。</p>	<p>現在、一部の保険について「保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ない場合」として銀行による販売が認められているが、その他の保険について銀行が販売することが「保険契約者等の保護に欠ける」とは思われず、一方で、銀行の収益機会を奪い、契約者にとっても得るべき利便性が阻害されている。本年3月に金融審議会金融分科会第2部会が取りまとめた報告書「銀行等による保険販売規制の見直しについて」では、基本的方向性と実施時期について、「契約者や国民全体にとっての利益の増進という視点から、銀行等において原則として全ての保険商品を取り扱えるようにすることが適当であり、その際には、弊害防止措置が適切に講じられることが前提となる。(中略)実施時期については、メリットの実現を目指す観点から、できるだけ早期が望ましい。」としている。早期に銀行等がすべての保険商品を取り扱えるように措置が講ぜられることを要望する。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	保険業法第275条、同法施行規則第211条から第211条の3	銀行等による保険商品の窓口販売については、平成13年4月より、住宅ローン関連の信用生命保険、長期火災保険及び債務返済支援保険並びに海外旅行傷害保険を対象商品として開始した。 また、平成14年10月より、個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険を対象商品に追加するとともに、住宅ローン関連の信用生命保険に係る子会社・兄弟会社限定を撤廃した。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、引き続き検討を行っているところ。 なお、平成16年1月より、金融審議会において銀行等による保険販売規制の見直しについての検討が行われ、同年3月31日、金融審議会金融分科会第二部会において報告（「銀行等による保険販売規制の見直しについて」）がまとめられている。		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「引き続き検討を行い、速やかに結論を得、所要の措置を講ずる。」とされているところであり、その内容に則って引き続き検討を行い、できる限り早期に全面解禁していただきたい。	b		銀行等による保険商品の販売対象商品の更なる拡大については、規制改革・民間開放推進3か年計画（16年3月19日）、金融審議会金融分科会第二部会における報告（16年3月31日）を踏まえて、前回回答のとおり、引き続き検討を行っているところ。
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第1項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール（結論時期）について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール（結論時期）を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300011	金融庁	銀行等が販売する保険商品の見直し	5139	51390014	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	14	信用金庫による保険窓販商品の範囲の拡大等	保険窓販できる商品を限定せずに、原則として全ての保険商品の窓販を行うようにする。 とくにワンストップ・ショッピングに関する利用者ニーズが高い第3分野及び小口の保障性商品をはじめとする個人分野の保険商品についてはできる限り早期に解禁する。なお、金融審議会金融分科会第2部会報告(平成16年3月31日)で示された新たに考えられる弊害防止措置に関しては、過剰な規制とならないようにする。		保険窓販を制限する根拠として、預金・融資情報等の不当な利用や優越的地位を不当に利用した募集行為などの弊害が挙げられているが、保険業法及び金融商品販売法並びに個人情報保護法等の法整備が進んでいることなどから、信用金庫が保険窓販を行うために考えられる弊害防止措置は整っている。第3分野などの保険商品は、消費者ニーズが顕在化しているために契約件数は増加しているが、現状の契約加入率は相対的に高くないため、利用者利便の向上に資する。 融資の条件として保険販売を行う行為は、抱合せ販売として既に禁止されているなど、過剰な弊害防止措置は利用者利便を損なう。	
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5016	50160003	11	社団法人全国地方銀行協会	3	生命保険の構成員契約規制の廃止	生命保険の構成員契約規制を廃止する。		現状、生命保険募集人(銀行等)と「密接な関係」を有する法人の役職員に対しては、当該役職員が自らの意思で保険商品の購入を銀行等に申し出た場合であっても、銀行等は当該商品の説明すらできない。また、本規制により、銀行等が顧客に対して生命保険の募集を行う際には、商品内容やリスク等の説明を行う前に、まず顧客の勤務先を確認しなければならぬ。個人情報の取扱いに関する関心が高まる中、このような不自然な確認事務を行うことは、顧客の側に無用な混乱と不信感を惹起する結果となりかねない。規制を廃止により、顧客利便の向上、銀行等の収益機会の拡大、事務負担(特定関係法人の確認に係る事務)の軽減等を図ることができると考えられる。本件については、平成13年より検討事項として取りあげられているが、未だ結論を得るに至っていないため、早急に検討を進めるべきである。	「3か年計画」では、「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」としている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第11項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール（結論時期）について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール（結論時期）を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第11項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール（結論時期）について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール（結論時期）を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5035	50350004	11	東京海上火災保険株式会社	4	生命保険の構成員契約規制の廃止	規制を撤廃していただきたい。		これまで実質的に制限を受けていた法人代理店による構成員契約の取扱が可能となることで消費者利益の向上を図ることが出来るとともに、保険会社や募集代理店においても事務精査ロード等の削減による効率化を図ることが出来る。	現在、企業代理店においては生命保険取扱を謳っているにも関わらず、こと構成員の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合、ライフプランに合わせた保険設計などの十分な対応を行うことができず、顧客対応として問題がある（消費者利益の向上に悖る）状況にある。	
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5037	50370001	11	三井住友海上火災保険株式会社	1	生命保険の構成員契約規制の廃止	(要望) 規制を撤廃する。		・法人代理店による構成員契約の取扱を可能とすることで、企業従業員の保険申込みが容易となったり、給与控除による保険加入が容易となるなど、消費者利益の向上に繋がる。 ・構成員契約の混入を排除するための、事務精査ロード・代理店や営業でのチェックロードの削減出来る。	(理由) ・企業代理店は、生命保険取扱を行っている場合も、親企業や関連企業の従業員など「構成員」の生命保険募集については一律禁止となっており、構成員からの生命保険の照会を受けた場合のみならず、取扱を求められた場合であっても謝絶するほかなく、顧客対応として問題がある。圧力募集の弊害の有無に関わりなく一律禁止となっていることは、却って消費者利便を損なっている。 (現状) 企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の商品を除き禁止されている（生保分野の商品は販売できない）。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第11項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール（結論時期）について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール（結論時期）を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第11項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール（結論時期）について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール（結論時期）を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5039	50390015	11	社団法人 リース事業協会	15	生命保険募集人の行為規制について	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「 圧力募集の防止措置として過剰規制である。 販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。 法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきであると考え。」と指摘されていた。昨年、同要望に対して金融庁から「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」との回答があった。早急な見直しを期待する。	< * 1 > 出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性（個人かプロか）の観点も必要と思われる。 < * 2 > エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。 < * 3 > 例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5040	50400014	11	オリックス	14	生命保険募集人が使用人に対して行なう保険契約の申込をさせる行為の規制の見直し	法人である生命保険募集人又は保険仲立人が使用人に対して生命保険契約の申込みをさせる行為をすることを可能にすることを要望する。		構成員契約規制については、1997年12月に行政改革委員会が内閣総理大臣に提出した最終意見の中で「 圧力募集の防止措置として過剰規制である。 販売チャネルについて消費者の選択を狭めるものである。 法的根拠が明確でない。したがって、構成員契約規制は妥当ではなく、廃止すべきであると考え。」と指摘されていた。昨年、同要望に対して金融庁から「行政改革委員会の意見を最大限尊重し、金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」との回答が示された。早急な見直しを期待する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	保険業法第300条第11項第9号、同施行規則第234条第1項第2号、平成10年大蔵省告示第238号	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係を有する者（法人）の役員・従業員に対する保険募集が一部の保険商品を除き禁止されている。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、金融審議会等の場において引き続き検討を行う。		検討の方向性及びスケジュール（結論時期）について、具体的に示されたい。	b		構成員契約規制のあり方については、規制改革・民間開放推進3か年計画において「金融審議会において構成員契約規制の在り方について、結論を得るべく、引き続き検討を進める。」とされているところであり、検討の方向性及びスケジュール（結論時期）を示すことは困難であるが、前回回答のとおり、引き続き検討を行う。
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		回答では、信託業法案の国会提出により対応とされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。 実施時期について具体的に示されたい。	a		信託業法案において、 現在、金融機関のみが信託業の担い手となっているが、金融機関以外の者による信託業の参入を可能とするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備する。現在、金銭等に限定されている受託可能財産の範囲を拡大し、知的財産権を含め財産権一般の信託を可能とすることを基本的な内容としている。 同法案をできる限り早期に成立させて頂きたいと考えているが、現時点において実施時期を示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300012	金融庁	生命保険の構成員契約規制の廃止	5139	51390016	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	16	生命保険の構成員契約規制等の撤廃	業務上の地位等を不当に利用するなど の圧力募集を未然に防止する観点で設 けられている生命保険の構成員契約規 制については信用金庫への適用を除外 する。		信用金庫における保険窓販は、通常の 生命保険募集人と異なり、非公開情報 保護措置、優越的地位を利用した募集 禁止、他の金融取引への影響の排除な ど、事前に様々な行為規制が保険業法 等で適用されており、業務上の地位等 を不当に利用する等の圧力募集を未然 に防止する措置が既にとられている。	
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及 び信託代理店の業務制限の撤廃	5016	50160004	11	社団法人全国地方銀行協会	4	普通銀行本体及び信託代理店における 信託併営業の取扱い解禁	普通銀行本体及び信託代理店における 遺言信託、不動産業務等の信託併営業 の取扱いを解禁する。	a. 遺言信託：生前の資産管理から死亡 後の財産処分までの一連の管理処分機 能が、地域に根ざした地域金融機関に 求められており、シルバー世帯へのよ りきめ細かいサービスの提供が実現でき る。 b. 不動産業務：不動産業務は、リ バースモーゲージや遺産整理業務等、 不動産処分による換価を実施すること で、個人の資産に占める割合の高い不 動産から納税資金・借入返済金等の資 金捻出を可能とする。また、法人取引に おいても、資産に関する総合的なコン サルティングサービスの提供が可能とな る。	併営業については、地域金融機関に 必要な機能として左欄業務の解禁が望 まれる。普通銀行本体での信託業務の 取扱いが認められることとなったにもか かわらず、併営業については引き続き 専門信託銀行のみに認めることとする理 由は特になく考えられ、また、大都市 圏を除く地方では、専門信託銀行の店 舗数が非常に少なく、信託サービスの提 供に関し地域間格差が生じていることか ら、顧客が地方銀行に寄せる期待も大 きい。少なくとも、「信託に関するWG」の 中間報告書において触れられた、遺言 関連業務を取り扱える者の範囲の拡大、 および当該業務に係る取次業務の容認 については早急に措置すべきである。	「信託に関するWG」の中間報告（H15728）では、 「専門信託銀行等に対してのみ認められている遺言 関連業務について、国民の金融ニーズに応えるとの 観点から、当該業務を取り扱える者の範囲を拡大 するとともに、当該業務に係る取次業務を認めて はどうかとの意見があった。この点については、信 託業務に係るサービスの提供チャネルを拡大し利用 者のアクセスの向上に資することから、本業との親 近性等にも十分留意し、検討が進められるべきであ る。」としている。本年1月に総合規制改革会議が 公表した「『全国規模での規制改革要望』に対する 各官庁からの再回答について」（以下、「各官庁か らの再回答」）では、「金融機関に課されている他業 制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討 を行う」としている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		要望内容は処分型の不動産信託について、全ての金融機関に全面的に解禁することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策について示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	a		信託業法案において、 現在、金融機関のみが信託業の担い手となっているが、金融機関以外の者による信託業の参入を可能とするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備する。現在、金銭等に限定されている受託可能財産の範囲を拡大し、知的財産権を含め財産権一般の信託を可能とする。ことを基本的な内容としている。同法案をできる限り早期に成立させて頂きたいと考えている。 なお、全ての金融機関への処分型の不動産信託の解禁については、金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討することとする。
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		要望内容は処分型の不動産信託について、全ての金融機関に全面的に解禁することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策について示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由を含め具体的に示されたい。	a		信託業法案において、 現在、金融機関のみが信託業の担い手となっているが、金融機関以外の者による信託業の参入を可能とするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備する。現在、金銭等に限定されている受託可能財産の範囲を拡大し、知的財産権を含め財産権一般の信託を可能とする。ことを基本的な内容としている。同法案をできる限り早期に成立させて頂きたいと考えている。 なお、全ての金融機関への処分型の不動産信託の解禁については、金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討することとする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5039	50390014	11	社団法人 リース事業協会	14	不動産処分型信託について	信託子会社には、処分型の不動産信託について、一部に限ってしか認められていないことから、全ての金融機関について全面的に解禁すること。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。昨年、同要望に対して金融庁から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。」との回答が示された。早期に検討が開始され、不動産取引の活性化を図る観点から措置がとられることを期待する。	
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5040	50400013	11	オリックス	13	全ての金融機関について不動産処分型信託の全面解禁	信託子会社に処分型の不動産信託の取扱いを認めることを要望する。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	従前に認可を受けた信託銀行には取扱いが認められている業務について、一定の時期以降に認可を受けた信託銀行には認められていないのは合理的な理由がない。昨年、同要望に対して経済産業省から「金融機関に課されている他業制限や金融機関の業務との関連性等を踏まえ検討。」との回答が示された。早期に検討が開始され、不動産取引の活性化を図る観点から措置がとられることを期待する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	信託代理店については、兼営法施行規則第7条の2の2により銀行等の金融機関が規定されている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、信託契約の取次ぎのみを行う者については、その範囲を幅広く認める方向で検討を行うことが適当とされ、また、信託業務の委託については、委託を受ける者の適格性を監督当局において判断することが適当とされたところである。この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		回答では、信託業法案の国会提出により対応とされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。 実施時期について具体的に示されたい。	a		信託業法案において、 現在、金融機関のみが信託業の担い手となっているが、金融機関以外の者による信託業の参入を可能とするとともに、これに伴い受益者保護等のための所要のルールを整備する。現在、金銭等に限定されている受託可能財産の範囲を拡大し、知的財産権を含め財産権一般の信託を可能とする。 ことを基本的な内容としている。 同法案をできる限り早期に成立させて頂きたいと考えているが、現時点において実施時期を示すことは困難。
z0300014	金融庁	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	銀行法第10条第2項、第11条、投資顧問業法第4条	有価証券に係る投資顧問業は、銀行法第10条第2項の付随業務に規定されていないため、銀行は投資顧問業を営むことはできない。	b		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されているが、銀行への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が平成16年通常国会において行われ、16年12月1日に施行されることを踏まえ、これらの措置の定着状況を見極めながら本件については検討を行う。		回答では、「これらの措置の定着状況を見極めながら本件については検討を行う」としているが、実施困難とされる理由について具体的に示されたい、上記を踏まえ、平成17年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b		銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されているところであるが、銀行が助言業務を行うことを可能とした場合、書面取次ぎとあわせ、証券業に類似する行為が可能となる恐れがあることを踏まえれば実施は困難である。 しかし、銀行への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が平成16年通常国会において行われ、16年12月1日に施行されることを踏まえ、本件についてもこれらの措置の定着状況を見極めながら検討を行うこととしたものであり、現時点でスケジュールを示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300013	金融庁	金融機関本体、信託銀行子会社及び信託代理店の業務制限の撤廃	5056	50560002	11	社団法人第二地方銀行協会	2	信託代理店の取扱禁止業務の撤廃	信託代理店の取扱業務に不動産媒介業務や遺言執行業務を認める。		信託代理店において、不動産媒介業務や遺言執行業務を取扱うことができれば、従来以上にお客様とのリレーションシップが深まり、地域において総合的な信託商品を提供することが可能となる。	
z0300014	金融庁	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	5016	50160005	11	社団法人全国地方銀行協会	5	投資顧問業法における投資助言業務の解禁	顧客の有価証券投資に係る助言業務を銀行本体にも認める（投資顧問業法の適用除外の取扱いとする）。		銀行本体における投資信託や年金商品の窓販解禁等により、銀行窓口で取り扱うことのできる投資型商品が拡大している中、顧客に投資判断の材料を提供する投資助言業務は普通銀行には認められていない。顧客ニーズに幅広く応えていく観点から、信託兼営金融機関以外の普通銀行にも広くこれを認めるべきである。	昨年12月に総合規制改革会議が公表した「『全国規模での規制改革要望』」に対する各省庁からの回答」では、「銀行については、利益相反の防止、経営の健全性の確保及び取引の公正性確保等の観点から、株式の売買の取次ぎ業務等の証券業を行うことが制限されている。」また、「平成15年12月24日の金融審議会において銀行への証券仲介業の解禁が認められたところであり、これらの措置の定着状況を見極めながら検討を行う。」としている。なお、信託兼営金融機関については、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則」の改正により、4月1日付で投資助言業務および投資一任業務が解禁された。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300016	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の 拡大	特定融資枠契約 に関する法律第2 条	コミットメントライン契約（特定融資 枠契約）に係る手数料が利息制限 法及び出資法上の「みなし利息」の 適用除外となるのは、借主が 資 本金が5億円以上又は負債総額が 200億円以上の株式会社（株式会 社の監査等に関する商法の特例に 関する法律第1条の2第1項）、 資本金が3億円を超える株式会 社、特定債権等譲渡業者（特定 債権等に係る事業の規制に関する 法律第2条第5項）、特定目的会 社（資産の流動化に関する法律第 2条第3項）等である場合に限定さ れる。	b	法務省及び金融庁としては、現時点で、直 ちに中小企業等に借主の範囲を拡大するこ とは時期尚早であると判断しているが、借主の 範囲の拡大の是非に関する検討につい ては、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創 出型の新たな金融サービスであり、借主が利 用して初めてその利便性を実感するものであ るとする指摘であるが、平成15年に実施した 借り手側のニーズ調査によれば、借主の範 囲の拡大について中小企業等の中にも慎重 な意見があり、また、地方公共団体に関しては コミットメントライン契約を利用したいとの ニーズがほとんどないという結果であったし、 実際に平成13年改正で借主の範囲に加えら れた中堅企業の利用状況も低調であった。こ れらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が 手数料なしに設定される当座貸越取引等の従 来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた 場合の利息のほかに手数料の支払が必要と なるコミットメントライン契約を利用したいと いう現実的なニーズが中小企業等の借主側 にどの程度あるのかについては慎重に見極 めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の 範囲を拡大すれば、中小企業等が締結する コミットメントライン契約に係る手数料に利 息制限法及び出資法の上限利率による制限 が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合 法的に高金利を徴求されるおそれがあるの であり、このようなおそれがある以上、いわゆ るヤミ金融対策法等の高金利貸付問題対 策の効果等を見極めることなく、現時点にお いて、直ちに経済的弱者である中小企業や 地方公共団体等に借主の範囲を拡大する という改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後 の検討においては、借主の範囲の拡大の是非 について、高金利貸付問題対策の効果		経済的弱者の保護という本規制の 当初の趣旨は首肯できるものの、 本件のような新たな金融サービス は需要創出型のサービスであり、 言わば借主が利用して初めてその 利便性を実感する類のものである。 こうした観点から、要望者が挙げる 借主を新たに追加することにつ いて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、繰り 返し詳細に回答しているとおり、現 時点で、直ちに中小企業等に借主 の範囲を拡大することは時期尚早 であると判断しているが、借主の範 囲の拡大の是非に関する検討につ いては、高金利貸付問題対策の 効果等の見極めやニーズの把握等 を行いつつ、慎重に判断していく予 定である。 なお、コミットメントライン契約によ る金融サービスにつき、いわば借 主が利用して初めてその利便性 を実感する類のものであるため、そ のような観点から要望者が掲げる借 主を新たに追加するべく検討すべき との指摘については、ニーズ拡大 のために利息制限法・出資法等の 適用除外による弊害を考慮しようと しないとの点で容易に首肯しがた い。		
z0300016	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の 拡大	特定融資枠契約 に関する法律第2 条	コミットメントライン契約（特定融資 枠契約）に係る手数料が利息制限 法及び出資法上の「みなし利息」の 適用除外となるのは、借主が 資 本金が5億円以上又は負債総額が 200億円以上の株式会社（株式会 社の監査等に関する商法の特例に 関する法律第1条の2第1項）、 資本金が3億円を超える株式会 社、特定債権等譲渡業者（特定 債権等に係る事業の規制に関する 法律第2条第5項）、特定目的会 社（資産の流動化に関する法律第 2条第3項）等である場合に限定さ れる。	b	法務省及び金融庁としては、現時点で、直 ちに中小企業等に借主の範囲を拡大するこ とは時期尚早であると判断しているが、借主の 範囲の拡大の是非に関する検討につい ては、今後も、引き続き行う方針である。 コミットメントライン契約については、需要創 出型の新たな金融サービスであり、借主が利 用して初めてその利便性を実感するものであ るとする指摘であるが、平成15年に実施した 借り手側のニーズ調査によれば、借主の範 囲の拡大について中小企業等の中にも慎重 な意見があり、また、地方公共団体に関しては コミットメントライン契約を利用したいとの ニーズがほとんどないという結果であったし、 実際に平成13年改正で借主の範囲に加えら れた中堅企業の利用状況も低調であった。こ れらの事実を併せ考えると、一定の融資枠が 手数料なしに設定される当座貸越取引等の従 来の借入方法に加えて、実際に融資を受けた 場合の利息のほかに手数料の支払が必要と なるコミットメントライン契約を利用したいと いう現実的なニーズが中小企業等の借主側 にどの程度あるのかについては慎重に見極 めていく必要があると思われる。 また、経済的弱者である中小企業等に借主の 範囲を拡大すれば、中小企業等が締結する コミットメントライン契約に係る手数料に利 息制限法及び出資法の上限利率による制限 が及ばなくなる結果となって、手数料名目に合 法的に高金利を徴求されるおそれがあるの であり、このようなおそれがある以上、いわゆ るヤミ金融対策法等の高金利貸付問題対 策の効果等を見極めることなく、現時点にお いて、直ちに経済的弱者である中小企業や 地方公共団体等に借主の範囲を拡大する という改正を行うことは相当ではないと考える。 このため、法務省及び金融庁としては、今後 の検討においては、借主の範囲の拡大の是非 について、高金利貸付問題対策の効果		経済的弱者の保護という本規制の 当初の趣旨は首肯できるものの、 本件のような新たな金融サービス は需要創出型のサービスであり、 言わば借主が利用して初めてその 利便性を実感する類のものである。 こうした観点から、要望者が掲げる 借主を新たに追加することにつ いて、改めて検討されたい。	b	法務省及び金融庁としては、繰り 返し詳細に回答しているとおり、現 時点で、直ちに中小企業等に借主 の範囲を拡大することは時期尚早 であると判断しているが、借主の範 囲の拡大の是非に関する検討につ いては、高金利貸付問題対策の 効果等の見極めやニーズの把握等 を行いつつ、慎重に判断していく予 定である。 なお、コミットメントライン契約によ る金融サービスにつき、いわば借 主が利用して初めてその利便性 を実感する類のものであるため、そ のような観点から要望者が掲げる借 主を新たに追加するべく検討すべき との指摘については、ニーズ拡大 のために利息制限法・出資法等の 適用除外による弊害を考慮しようと しないとの点で容易に首肯しがた い。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300016	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の拡大	5016	50160008	11	社団法人全国地方銀行協会	8	コミットメントライン契約適用対象のさらなる拡大	コミットメントライン契約(特定融資枠契約)の適用対象を拡大し、a中小企業(資本金3億円以下等)、b地方公共団体、地方公社、独立行政法人等、をその範囲に含める。		平成13年6月の法改正により、それまで商法特例法上の大会社に限定されていた対象企業等に、資本の額が3億円を超える株式会社、証券取引法の規定による監査証明を受けなければならない株式会社、特定債権等譲渡業者、特定目的会社及び登録投資法人等が加えられたが、より幅広い中小企業への金融の円滑化を図るという観点からは、さらなる適用対象の拡大が必要である。また、地方公共団体等の資金需要に対しより安定的・機動的に対応していくためには、こうした先も適用対象に含めるべきである。本件については、平成15年より検討事項として取りあげられているが、未だ結論を得るに至っていないため、早急に結論を得るべきである。	「3か年計画」で金融庁は、「経済的弱者の保護という利息制限法(昭和29年法律第100号)及び出資法(「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」、昭和29年法律第195号)の趣旨を踏まえつつ、コミットメント・ライン契約を利用できる借主の範囲について検討し、結論を得る。」としている。
z0300016	金融庁、法務省	コミットメントライン契約の適用対象の拡大	5139	51390020	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	20	コミットメントライン契約の適用対象企業の拡大	コミットメントライン契約(特別融資枠契約)の適用対象を拡大し、中小企業(資本金3億円以下等)、地方公共団体や特別法で定められた地方公社等をその範囲に含める。		コミットメントライン契約(特別融資枠契約)の適用対象を拡大することにより、中小企業の資金調達が多様化が図られる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300017	金融庁	店舗の営業時間規制（午前9時～午後3時）の緩和	銀行法 第15条、同施行規則 第16条、第35条第1項第7号	銀行の営業時間は、午前9時から午後3時までとされている。ただし、その営業所の「所在地又は設置場所等の特殊事情」により、異なる営業時間とする必要がある場合には、当該営業所について営業時間を変更することができる。	a		為替取引や当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる営業所にかかる営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、措置することとする。		回答では、「為替取引や当座預金業務を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる営業所にかかる営業時間の規制については緩和すること」としているが、要望内容は「小規模・少人数の店舗」において営業時間の規制緩和の実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。	a		小規模・少人数の営業所も含めた営業所を検討の対象とした上で、為替取引や当座預金業務を損なわず決済システムに支障がないと考えられる営業所にかかる営業時間の規制について緩和することとし、その具体的な内容について16年度中に検討を行い、措置することとする。
z0300018	金融庁	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	銀行法第16条の2第1項8号、銀行法施行規則第17条の2第6項 平成14年金融庁告示第34号（平成14年3月29日）	銀行グループ会社が営む従属業務については収入依存度規制が課せられているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること（複数銀行による関連会社の共同設立）は実質的に困難。	b		従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立するか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務の在り方等具体的内容について検討を行う。		本件については、「3カ年計画」を踏まえ早急に検討を行い、実施内容、時期について、具体的に示されたい。	b		従属業務そのものは銀行業からみれば他業であるが、経営の効率化等を図る観点から、収入依存度規制を課すことにより、主として当該銀行のために営む会社を子会社とすることを認めているものである。したがって、複数の銀行が従属業務を営む会社を共同で設立するか否かについては、銀行経営の効率化等の必要性を踏まえつつ、従属業務の在り方等具体的内容について平成16年度中に検討を開始する予定。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300017	金融庁	店舗の営業時間規制(午前9時~午後3時)の緩和	5016	50160009	11	社団法人全国地方銀行協会	9	店舗の営業時間規制(午前9時~午後3時)の緩和	店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を緩和する。	小規模・少人数の店舗においては、昼の休憩時間帯に営業面、防犯面で支障が生じるが、昼食休憩時間帯に窓口を閉鎖できれば、交代要員の確保が不要となり、最小限の人員による窓口営業が可能となる。これにより、従来は人員確保が難しく無人化せざるを得なかった店舗も、有人店舗として存続させることが可能となり、無人化する場合と比べ顧客利便の維持・向上に資することができる(なお、窓口閉鎖中はATMコーナーは必ず開けておくなど、資金決済に係る顧客利便の維持には十分配慮するものとする)。	現行規制によれば、平日の午前9時から午後3時まででは原則として必ず銀行窓口を開けておかなければならない。しかし、銀行の各店舗における時間帯毎の来店客数は、各店舗の立地条件や顧客層の違い等により多様なものとなっている中、顧客利便の維持・向上及び銀行経営の効率化の両面からより柔軟な店舗運営の形態が求められてきており、営業時間についても各行の自己責任に基づく機動的な設定を可能とすべきである。	「3か年計画」では、「為替取引や当座預金業務を行っておらず、ATMの設置による代替措置が確保されている等、利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと考えられる出張所に係る休日や営業時間の規制については緩和することとし、その具体的な内容について平成16年度中に検討を行い、措置する。」としている。
z0300018	金融庁	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	5016	50160010	11	社団法人全国地方銀行協会	10	複数銀行による従属業務会社の共同設立の解禁	収入依存度規制を緩和し、複数の銀行による従属業務会社の設立を可能とする。	銀行のグループ会社が営む従属業務については収入依存度規制(銀行及びその子会社等より50%以上)が課されているため、従属業務会社が複数の銀行の関連会社となること(複数銀行による関連会社の共同設立)は実質的に困難となっている。平成14年4月より、従属業務会社に係る出資比率規制(銀行の100%子会社に限る)が廃止され、銀行と一般事業会社による従属業務会社の共同設立は可能となったにもかかわらず、複数の銀行による共同設立ができないことは合理性を欠くため、独占禁止法第11条ガイドライン(収入依存度規制について「原則として50%以上」と規定)と平仄を合わせ、柔軟な運用が可能となるよう措置すべきである。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	「3か年計画」では、「共同従属会社の設立については、銀行の経営効率化の必要性を踏まえ、銀行の他業禁止規定と、本来、銀行業からみれば他業である従属業務の在り方を踏まえつつ検討を行う。」としている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	銀行法施行規則 第9条の3第2項、 第10条、平成11 年金融監督庁告 示第10号 第2条 （平成11年4月1 日）、平成14年金 融庁告示第33号 （平成14年3月29 日）	・銀行の代理店において営む代理 業務は、預金、貸付、為替取引、債 務の保証又は手形の引受け、国・ 地方公共団体・会社等の金銭の収 納その他金銭に係る事務の取扱 い、有価証券、貴金属その他の物 品の保護預り及び両替に限られて いる。 ・法人代理店は、銀行の100%出 資法人又は当該銀行を子会社とす る銀行持株会社の子会社でなけれ ばならない。	a		代理店制度については、金融機関 の健全性及び決済システムに与える 影響等の観点から踏まえつつ、資本 関係等について見直しを行うことと し、16年度中に検討を行い、措置 することとする。		回答では、「16年度中に検討を行 い、措置する」とのことであるが、実 施される内容について具体的に示 されたい。	a		代理店制度については、金融機関 の健全性及び決済システムに与える 影響等の観点から踏まえつつ、銀行 代理店に課されている専門義務や 銀行の100%出資規制等につい て、16年度中に検討を行い、措置 することとする。
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	銀行法施行規則 第9条の3第2項、 第10条、平成11 年金融監督庁告 示第10号 第2条 （平成11年4月1 日）、平成14年金 融庁告示第33号 （平成14年3月29 日）	・銀行の代理店において営む代理 業務は、預金、貸付、為替取引、債 務の保証又は手形の引受け、国・ 地方公共団体・会社等の金銭の収 納その他金銭に係る事務の取扱 い、有価証券、貴金属その他の物 品の保護預り及び両替に限られて いる。	a		代理店制度については、金融機関 の健全性及び決済システムに与える 影響等の観点から踏まえつつ、資本 関係等について見直しを行うことと し、16年度中に検討を行い、措置 することとする。		回答では、「16年度中に検討を行 い、措置する」とのことであるが、実 施される内容について具体的に示 されたい。	a		金融機関の健全性及び決済システム に与える影響等の観点から踏まえつ つ、銀行代理店に課されている専 業義務や銀行の100%出資規制等 を、16年度中に検討を行い、措置 することとしている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5016	50160011	11	社団法人全国地方銀行協会	11	代理店に係る規制の緩和	代理店について、a業務範囲の拡大、 b.100%出資規制の緩和(法人代理店)、 の措置を講じる。		alに関しては、銀行の代理店において営 むことのできる代理業務は限定されてお り、例えば投資信託や保険商品の販売 は行えない等の制約がある。地域の顧 客ニーズに従来以上にきめ細かく対応し ていくうえで、代理店は有効な有人拠点 になり得ると考えられ、その積極的な活 用を促す観点からも代理店の業務範囲 を銀行法第10条、11条、12条に定める 業務全般に拡大すべきである。blに関し ては、法人代理店の機動的な設置及び 組織的な管理を可能とするため、現行の 出資比率規制(100%出資規制)を緩和 すべきである。本件については、「3か年 計画」を踏まえ、早急に措置すべきであ る。	「3か年計画」では、「銀行代理店制度に ついては、金融機関の健全性及決済シ ステムに与える影響等の観点を踏まえ つつ、資本関係規制等制度の見直しを 行うこととし、平成16年度中に検討を行 い、措置する。」としている。
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5084	50840008	11	社団法人 信託協会	8	事業法人が銀行代理店として貸付の代 理、媒介業務を行なえるようにすること	・ 金融機関以外の法人が銀行の代理 店となる場合には、銀行法施行規則第9 条の3第10号ハ(及び第10条)におい て、「代理業務を専ら営む法人であるこ と」が求められている。 ・ なお、平成16年4月1日付の銀行法 施行規則の改正により、保険会社が銀 行の代理店として資金の貸付の代理業 務を行う場合には、当該專業規制が緩 和されたところである。 ・ そこで、金融機関及び保険会社以外 の法人が、銀行の代理店として資金の 貸付の代理(又は媒介)業務を行う場合 については、專業規制を緩和することを 要望するもの。	・ 銀行窓口以外での資金貸付の申込み が可能となることにより、顧客の利便に 資する。	・ ハウスメーカー等に対して、住宅購入 (予定)者より、住宅ローンの相談がな される事例等が多数存在するところであ るが、銀行法施行規則に定める銀行の代 理店の專業規制により、当該法人を銀 行代理店とすることができず、顧客の ニーズに迅速に対応できない。 ・ 資金の貸付の代理(又は媒介)業務 を行う場合について銀行の代理店の專 業規制を緩和することにより、顧客の ニーズに迅速に対応することが可能とな り、顧客の利便性の向上に大いに資す る。 ・ なお、当該代理店において、金銭等 の取扱いを禁止することで、兼業による 弊害は防止し得るものと考ええる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	信金法施行規則 第15条の2第6号	・法人代理店は、信用金庫の10%出資法人でなければならない。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		回答では、「16年度中に検討を行い、措置する」とのことであるが、実施される内容について具体的に示されたい。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、代理店に課されている専門義務や100%出資規制等について、16年度中に検討を行い、措置することとする。
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	信金法施行規則 第15条の2第4号、告示（平成14年3月29日告示第41号）	・信用金庫の代理店において営む代理業務は、預金、定期積金の受入れ、会員に対する資金の貸付け、会員のためにする手形の割引及び為替取引等に限定されている。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		回答では、「16年度中に検討を行い、措置する」とのことであるが、実施される内容について具体的に示されたい。	a		代理店制度については、金融機関の健全性や決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、代理店に課されている専門義務や100%出資規制等について、16年度中に検討を行い、措置することとする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5139	51390026	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	26	法人代理店の100%出資規制の緩和	法人代理店に対する100%出資規制を 緩和する。		現在信用金庫の法人代理店は、代理業 務を委任する金庫が100%出資する法 人でなくてはならない。そのため他の地 域金融機関や一般事業会社、あるいは 委任金庫を退職した職員と共同出資す ることにより代理店をもつことが不可 能である。	
z0300019	金融庁	代理店に係る規制の緩和	5139	51390027	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	27	代理店業務の拡大	信用金庫の代理店として行うことが できる業務の範囲を、現行規制よりも 拡大し、代理店の展開が柔軟にでき るようにする。		「リレーションシップバンキングの機能 強化に向けて」の趣旨に鑑み、地域の お客様・会員への更なる利便性の提供 と収益力の確保を両立させていくため には、従来の枠組みを超えた柔軟な店 舗戦略が不可欠となっている。その ひとつが、店舗戦略における代理店 の有効活用である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300020	金融庁	信用保証業務を営む銀行の子会社の 業務範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法第十条第二項第一号・第十六条の二、同法施行規則第十七条の三第二項第三号 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件） 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-2-7-1(3)信用保証業務 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 	b		<p>住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。</p> <p>銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。</p>		本件については、「3カ年計画」を踏まえ早急に検討を行い、実施内容、時期について、具体的に示されたい（平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい）。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画」において「平成16年度検討」とされたことを踏まえ、銀行経営の健全性の観点から検討を行っているところであり、現時点で結論・実施時期を明確にすることは困難。
z0300020	金融庁	信用保証業務を営む銀行の子会社の 業務範囲拡大	<ul style="list-style-type: none"> 銀行法第十条第二項第一号・第十六条の二、同法施行規則第十七条の三第二項第三号 平成10年金融監督庁・大蔵省告示第9号（銀行法施行規則第十七条の三第二項第三号及び第三十五号の規定に基づく銀行等の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件） 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針-2-7-1(3)信用保証業務 	<ul style="list-style-type: none"> 銀行の子会社等は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供する資金に関するものについては、営むことが認められていない。 	b		<p>住宅ローン等消費者ローンについては、画一的かつ大量の処理が可能であり、関連会社による集中的処理を行うことが効率的であること等から、銀行の子会社が同ローンに係る信用保証業務を行っている。</p> <p>銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務を兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から検討を行う。</p>		本件については、「3カ年計画」を踏まえ早急に検討を行い、実施内容、時期について、具体的に示されたい（平成16年度中に実施されることの可否についても検討されたい）。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画」において「平成16年度検討」とされたことを踏まえ、銀行経営の健全性の観点から検討を行っているところであり、現時点で結論・実施時期を明確にすることは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300020	金融庁	信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲拡大	5016	50160013	11	社団法人全国地方銀行協会	13	銀行の子会社等における法人向け債権の保証業務の解禁	銀行の子会社の業務として、事業者に対する事業の用に供する資金に関する債務の保証業務を解禁する。		新たな中小企業金融への取組みの強化が求められている中、保証会社の活用は不可欠であると考えられるが、外部の保証会社を活用するだけでは内容が画一的になりかねず、地域性に応じた柔軟な商品設計ができない。銀行の子会社等に保証業務が解禁されれば、地域の中小・零細企業に対し柔軟性のある保証サービスを提供できる。本件については、「3か年計画」を踏まえ、早急に検討を行うべきである。	「3か年計画」では、「銀行の子会社が事業性ローンに係る信用保証業務を行うこと及び保証業務を行う銀行の子会社が保証業務以外の業務も兼業できるようにすることについて、銀行経営の健全性の観点から、検討を行う。」としている。
z0300020	金融庁	信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲拡大	5078	50780039	11	(社)日本経済団体連合会	39	信用保証業務を営む銀行の子会社の業務範囲の拡大	銀行の子会社が、事業性ローンに係る債務保証業務を営めるよう認めるべきである。但し、対象となるローンからは当該銀行の特定関係者が供与するものを除く。 また、保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を兼業できるようにすべきである。 検討・結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始し、平成16年度までに実施すべきである。		銀行の子会社による信用供与手段の多様化により、銀行本体と異なる顧客層に対して、信用供与を拡充することができる。なお、銀行子会社が取り組むローンから当該銀行の特定関係者が供与するものを除けば、銀行経営の健全性が損なわれることはない。 また、信用保証業務を営む銀行の子会社が、他の業務を営むことが可能となれば、銀行経営の効率化に資する。	銀行の子会社は、債務保証業務のうち、事業者に対する事業の用に供するものについては、営むことが認められていない。 また、保証業務は専業体制で営むこととされている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300021	金融庁	自己競落会社の対象物件等に係る規制の緩和	・銀行法施行規則第17条の3第1項第24号 ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2 - 7 - 2	自己競落会社の競落対象物件は、親銀行等の貸出等に係る担保物件、すなわち当該物件の競落により親銀行等に配当が見込まれる物件に限定されている。	b		自己競落による競落の仕組みの検討（競落対象物件の拡大）については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成16年3月19日閣議決定）において、「銀行の他業禁止規定や自己競落会社が担保不動産を取得するのは親銀行が債権を回収するために真に必要な場合であって競落人が他に見出せない場合に限定されるとの規制の趣旨を踏まえ、不動産市場への影響も十分勘案しつつ、銀行等の財務の健全性確保の観点等に留意して、競落対象物件の範囲を親会社に配当の見込まれるものだけでなく、子会社・関係会社に配当の見込まれるものにも拡大することを検討する。」（平成16年度検討）とされたところであり、現在、検討を行っているところ。		本件については、「3か年計画」を踏まえ早急に検討を行い、実施内容、時期について、具体的に示されたい（平成17年度中に実施されることの可否についても検討されたい）。	b		「規制改革・民間開放推進3か年計画」において「平成16年度検討」とされたことを踏まえ、検討を行っているところであり、現時点で結論・実施時期を明確にすることは困難。
z0300022	金融庁	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行法第20条、第57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書を日刊新聞紙に掲載することにより広告しなければならない。	b		商法改正により新たに電子公告制度が導入されることを踏まえ、銀行の決算公告について、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュール、実施時期（平成17年度実施の可否等）について、具体的に示されたい。	b		商法改正により新たに電子公告制度が導入されることを踏まえつつ、銀行の決算公告について、平成16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300021	金融庁	自己競落会社の対象物件等に係る 規制の緩和	5016	50160014	11	社団法人全国地方銀行協会	14	自己競落会社の対象物件等に係る規制 の緩和	自己競落会社について競落対象物件を 拡大する。		競落により親銀行に配当がある物件に 競落対象が限定されているが、不良債 権処理はグループ全体で取り組むべき 喫緊の課題であり、子会社等に配当が ある物件にまで対象範囲を拡大すべき である。本件については、「3か年計画」 を踏まえ、早急に検討を行うべきであ る。	「3か年計画」では、「銀行の他業禁止 規定や自己競落会社が担保不動産を 取得するのは親銀行が債権を回収する ために真に必要な場合であって競落人 が他に見出せない場合に限定されると の規制の趣旨を踏まえたうえで、不動産 市場への影響も十分勘案しつつ、銀行 等の財務の健全性確保の観点等に留 意して、競落対象物件の範囲を親会社 に配当の見込まれるものだけでなく、子 会社・関係会社に配当の見込まれるも のにも拡大することを検討する。」として いる。
z0300022	金融庁	電磁的方法による決算公告の解禁	5016	50160015	11	社団法人全国地方銀行協会	15	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行にも電磁的方法による決算公告 (ホームページへの掲載)を解禁する。		平成13年10月の商法改正により、決算 公告については、従来の日刊紙への掲 載による方法のほか電磁的方法も認め られたが(商法第283条第5項)、銀行に ついては、銀行法第57条の規定により 日刊紙への掲載による方法しか認めら れていない。多くの一般事業法人が電 磁的方法による決算公告を行い、経費 節減等の効率化を進めている中、電磁 的方法による決算公告が銀行にだけ認 められないことは合理性を欠く。また、利 用者側からしてみても、常にホームペ ージ上で過去5年分の銀行の決算公告を 閲覧できるようになるため、利便性が 増すものと期待される。本件については、 「3か年計画」では取りあげられていない が、改めて検討を行うべきである。	「各省庁からの再回答」では、「銀行に おける電子公告の導入については、法 務省における電子公告制度の導入に係 る検討状況等を踏まえつつ、16年度中 に具体的な内容について検討を開始す る予定。」としている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300024	金融庁	骨髄移植ドナーに対する生命保険給付 について	保険業法施行規 則第4条	生命保険及び傷害保険の給付の 対象となる事由については、保険 業法第三条第四項第二号及び第 五項第二号に規定し、疾病等に類 する事由として、保険業法施行規 則第四条に規定しているが、骨髄 採取手術に伴うものは含まれてい ない。	a		保険要件として必要な、偶然性の 確保、モラルリスクの排除などに ついて確認した上で、骨髄採取手術 が保険業法上の保険として引受け を行えるようにする措置を講じる。		実施される措置の内容及び実施時 期について、より具体的に示されたい。	a		16年度中にできるだけ速やかに関係 省令の改正を実施する。
z0300025	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理 又は事務代行の解禁	保険業法第98条、 同法施行規則第 51条、金融機関の 信託業務の兼営 等に関する法律第 7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の 金融業を行う者の業務代理等を行 うことができることとされており、そ の具体的内容は保険業法施行規 則第51条に規定されている。また、 信託代理店については、兼営法施 行規則第7条の2の2により銀行等 の金融機関が規定されている。	b		信託契約の締結及び媒介を行う業 務を銀行等以外の者にも認めるこ と等を内容とする信託業法案を第 159回通常国会に提出し、同国会 において継続審議とされたところ である。 また、保険会社については、業務 の健全性の維持の観点から他業が 禁止されているものであり、保険会 社の付随業務として信託業務の代 理等を加えることについては、保険 会社の業務との関連性・親近性等 を踏まえた検討が必要である。		保険会社における業務は、企業年 金関連業務、遺族保障関連業務等 において、信託業務との関連性・親 近性を強く有しており、既に信託業 務の代理代行が認められている銀 行等よりも大きいとも考えられるこ とから、保険会社が少なくとも銀行 等と同範囲で信託業務を行うこと については問題なく、早期に実現され るべきと考える。 以上の観点を踏まえ、再度検討の 上、改めて見解を示されたい。	b		「保険会社の付随業務として「信託 業務の代理又は事務代行」を加え ることについて、保険会社の業務と の関連性・親近性等を踏まえ、検 討する」との規制改革・民間開放推 進3か年計画を踏まえ引き続き検 討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300024	金融庁	骨髄移植ドナーに対する生命保険 給付について	5017	50170001	11	ブルデンシャル生命保険株 式会社	1	骨髄移植ドナーに対する生命保険給付 について	<p>生命保険の給付の対象となる事由については、保険業法第3条および保険業法施行規則第4条において規定されているが、骨髄移植のドナーが受ける骨髄採取手術については対象とされていない。</p> <p>保険業法施行規則第4条に、「傷害に類する事由」として、「骨髄移植ドナーが受ける骨髄採取手術」を追加することにより、生命保険給付の対象に加えてほしい。</p>	<p>現行販売中の医療保険・医療特約の手術給付の対象手術に、骨髄移植ドナーが受ける骨髄採取手術を追加することにより、ドナーに対し、給付金を支払う。これにより、ドナーが被る経済的負担（骨髄移植のための入院に伴う収入減少）を軽減し、ドナー登録に対するネガティブな要因を取り除くことにより、ドナー登録者数増加に寄与し、ひいては骨髄移植を待つ多くの血液難病患者に貢献する。</p>	<p>白血病などの血液難病は、以前は有効な治療法がなく治りにくい病気であったが、現在では、多くの血液難病患者が骨髄移植により健康を取り戻している。ただし、骨髄移植を成功させるには、患者とドナーの白血球の型を一致させる必要があり、この適合率は非常に低く、骨髄移植を受けられない患者がすくなくないのが現状である。</p> <p>これらの患者を救うには、ドナー候補者として一人でも多くの者を登録することが一番の近道であり、骨髄移植推進財団でも、「ドナー登録者数30万人」を目標に掲げ、様々な形でドナー登録を呼びかけている。</p> <p>生命保険会社としてドナー登録者数増加を支援すべく、骨髄移植ドナーに対する給付を導入したい。</p>	
z0300025	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理 又は事務代行の解禁	5018	50180001	11	生命保険協会	1	保険会社本体による信託業務の代理又 は事務代行の解禁	<p>・ 保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。</p>		<p>・ 保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>・ 生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。</p> <p>・ なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書（H15728）」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300025	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理 又は事務代行の解禁	保険業法第98条、 同法施行規則第 51条、金融機関の 信託業務の兼営 等に関する法律第 7条の2の2	保険会社は、付随業務として他の 金融業を行う者の業務代理等を行 うことができることとされており、そ の具体的内容は保険業法施行規 則第51条に規定されている。また、 信託代理店については、兼営法施 行規則第7条の2の2により銀行等 の金融機関が規定されている。	b		信託契約の締結及び媒介を行う業 務を銀行等以外の者にも認めるこ と等を内容とする信託業法案を第 159回通常国会に提出し、同国会 において継続審議とされたところ である。 また、保険会社については、業務 の健全性の維持の観点から他業が 禁止されているものであり、保険会 社の付随業務として信託業務の代 理等を加えることについては、保 険会社の業務との関連性・親近性 等を踏まえた検討が必要である。		保険会社における業務は、企業年 金関連業務、遺族保障関連業務等 において、信託業務との関連性・親 近性を強く有しており、既に信託業 務の代理代行が認められている銀 行等よりも大きいとも考えられるこ とから、保険会社が少なくとも銀行 等と同範囲で信託業務を行うこと については問題なく、早期に実現さ れるべきと考える。 以上の観点を踏まえ、再度検討の 上、改めて見解を示されたい。	b		「保険会社の付随業務として「信託 業務の代理又は事務代行」を加え ることについて、保険会社の業務と の関連性・親近性等を踏まえ、検 討する」との規制改革・民間開放推 進3か年計画を踏まえ引き続き検 討を行う。
z0300026	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資 顧問業務の解禁	保険業法第106 条、同法施行規則 第56条の2、事務 ガイドライン第二 分冊1-4-1(2)	保険会社の子会社が行うことで きる業務に、不動産投資顧問業は 認められていない。	c	-	不動産投資顧問業を保険会社 の子会社等とすることについては、本 業との親近性が薄いこと等から、慎 重な検討が必要。		本要望は、主として不動産の賃貸 や売買取引等に係る不動産投資顧 問業を行うことを求めるものであり、 これらの業務は保険会社において ノウハウが蓄積されているものであ る。 したがって、保険会社の子会社が 当該業務を行うことについて、親近 性の観点からも問題ないものと思 えられることから、改めて検討の 上、見解を示されたい。	c	-	不動産投資顧問業を保険会社 の子会社業務とすることについては、 保険会社における不動産投資は、 オフィスビル・商業施設等の長期保 有・賃貸により賃料収入を得るこ を目的としたものを中心であり、一 般の不動産業とは親近性が高いも のとは言えないこと等から、前回回 答のとおり、慎重な検討が必要。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300025	金融庁	保険会社本体による信託業務の代理又は事務代行の解禁	5028	50280016	11	社団法人 関西経済連合会	16	保険会社本体による信託業務（現行信託業法に規定する併営業務を含む）の代理又は事務代行の解禁	保険会社の付随業務として、既に銀行等で行われている信託業務の代理や事務の代行を行うことを認める。		<p>保険会社が行うことのできる業務として、他の金融業を行う者の業務の代理や事務の代行が認められたが、その詳細を定める施行規則では、信託業務の代理や事務の代行は認められていない。</p> <p>保険会社が顧客に対して信託商品の提示を行えることになれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。</p> <p>生命保険会社では、他の金融機関と共同してマスタートラスト業務等を行う信託銀行を設立しているケースがあるが、マスタートラスト業務等の代理を保険会社に認めることにより、当該信託銀行の顧客基盤拡充や経営効率化、保険会社の経営資源の有効活用が促進される。</p> <p>なお、銀行等においては信託業務の代理が可能とされており、かかる点との公平性を図る必要がある。また、金融審議会「信託業のあり方に関する中間報告書（H15728）」では、信託契約の取次ぎを行う者の範囲を幅広く認めることが適切とされている。</p>	
z0300026	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5018	50180003	11	生命保険協会	3	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	・ 保険会社の子会社、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として不動産投資顧問業務を認める。		<p>・ 投資家のニーズが有価証券に係る投資顧問業務に限らず、不動産に係る投資顧問業務にまで多様化する中で、賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを有する生命保険会社が、子会社において不動産投資顧問事業を行うことにより、投資家（特に年金基金等を想定）に提供するサービスの充実が図られるため（保険持株会社の傘下で承認された実績がある）。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300026	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資 顧問業務の解禁	保険業法第106 条、同法施行規則 第56条の2、事務 ガイドライン第二 分冊1-4-1(2)	保険会社の子会社が行うことので きる業務に、不動産投資顧問業は 認められていない。	c	-	不動産投資顧問業を保険会社の子 会社等とすることについては、本 業との親近性が薄いこと等から、慎 重な検討が必要。		本要望は、主として不動産の賃貸 や売買取引等に係る不動産投資顧 問業を行うことを求めるものであり、 これらの業務は保険会社において ノウハウが蓄積されているものであ る。 したがって、保険会社の子会社が 当該業務を行うことについて、親近 性の観点からも問題ないものと考え られることから、改めて検討の 上、見解を示されたい。	c	-	不動産投資顧問業を保険会社の 子会社業務とすることについては、 保険会社における不動産投資は、 オフィスビル・商業施設等の長期保 有・賃貸により賃料収入を得ることを 目的としたものを中心であり、一 般の不動産業とは親近性が高いもの とは言えないこと等から、前回回 答のとおり、慎重な検討が必要。
z0300027	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会 社等の保有を可能とする収入依存度規 制の見直し	保険業法第106 条、平成14年金融 庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社 を子会社とする場合には、当該子 会社は、主として当該保険会社又 はその子会社の営む業務のために その業務を営んでいる会社に限る ものとされ、「主として」の基準は、 保険会社及びその子会社からの収 入の額の合計額が総収入の額に 占める割合（収入依存度）が、50% を下回らないものとされている。	b		規制改革・民間開放推進3か年計 画において「複数の保険会社で共 同保有する場合のみ収入依存度規 制を緩和することについて、事業の 大半が自己と関係ない者からの収 入となる他業子会社を持つことにな る場合には他業禁止の趣旨やリス ク管理の観点からの検討が必要で あり、また、保険会社と保険会社以 外の会社で共同保有する場合との 差異を設けることが適切かという点 についても整理が必要である。した がって、どのような場合において保 険会社の他業禁止の趣旨等の面 から実質的に問題がないかというこ とを踏まえた上で、複数の保険会 社による従属業務子会社等の保有 を可能とすることについて検討す る。」とされているところであり、保 険会社の他業禁止の趣旨等を踏ま えて引き続き検討を行う。		本要望については、「規制改革・民 間開放推進3か年計画」において、 平成16年度中に検討を行うこととさ れているが、具体的な検討の時期 について、その時期となる理由も含 め、示されたい。	b		検討スケジュール・結論時期につ いて具体的に示すことは困難である が、「どのような場合において保険 会社の他業禁止の趣旨等の面から 実質的に問題がないかということ を踏まえた上で、複数の保険会社 による従属業務子会社等の保有を可 能とすることについて、検討する。」 との規制改革・民間開放推進3か年 計画も踏まえ、平成16年度中に検 討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300026	金融庁	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	5078	50780038	11	(社)日本経済団体連合会	38	保険会社の子会社による不動産投資顧問業務の解禁	保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務として、不動産投資顧問業を認めるべきである。検討・結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始すべきである。		保険会社は、不動産投資業務を本来業務（資産運用）の一環として行っており、不動産の賃貸のみならず売買取引まで含めた不動産投資に係るノウハウを十分に有している。また、不動産流動化の増加を背景として、証券化された不動産にかかる投資顧問業務について、投資家のニーズが拡大している。	保険会社の子会社で行うことのできる業務、保険持株会社傘下子会社で承認を受けずに行うことのできる業務に、不動産投資顧問業が含まれていない。
z0300027	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5018	50180004	11	生命保険協会	4	従属業務を営む保険会社の子会社等における従属業務に係る収入依存度規制の緩和	・従属業務を営む保険会社の子会社等に係る収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務会社の設立、保有を認める。		・従属業務を営む子会社等に係る全額出資規制が撤廃され、複数の保険会社等が共同出資を行う形で従属業務を営む子会社等を保有することが想定される。しかしながら、これら複数の出資保険会社等の各々について、50%以上の収入依存度規制を満たすことは不可能であり、実際に共同出資により従属業務を営む子会社等を保有することはできない。 ・なお、保険会社や金融機関以外の会社との共同出資による従属業務を営む子会社等の設立、保有が実際に可能である一方で、保険会社や金融機関との共同出資が認められていないのは、規制の均衡を失っている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300027	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	保険業法第106条、平成14年金融庁告示第38号	保険会社が、従属業務を営む会社を子会社とする場合には、当該子会社は、主として当該保険会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとされ、「主として」の基準は、保険会社及びその子会社からの収入の額の合計額が総収入の額に占める割合（収入依存度）が、50%を下回らないものとされている。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画において「複数の保険会社で共同保有する場合のみ収入依存度規制を緩和することについて、事業の大半が自己と関係ない者からの収入となる他業子会社を持つこととなる場合には他業禁止の趣旨やリスク管理の観点からの検討が必要であり、また、保険会社と保険会社以外の会社で共同保有する場合との差異を設けることが適切かという点についても整理が必要である。したがって、どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということ踏まえ、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて検討する。」とされているところであり、保険会社の他業禁止の趣旨等を踏まえて引き続き検討を行う。		本要望については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、平成16年度中に検討を行うこととされているが、具体的な検討の時期について、その時期となる理由も含めお示し頂きたい。	b		検討スケジュール・結論時期について具体的に示すことは困難であるが、「どのような場合において保険会社の他業禁止の趣旨等の面から実質的に問題がないかということ踏まえ、複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とすることについて、検討する」との規制改革・民間開放推進3か年計画も踏まえ、平成16年度中に検討を行う。
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	保険業法第118条、同施行規則第74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることについて、検討を行う。		本要望については、「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、平成16年度中に結論を得ることとされているが、特別勘定の保険契約者保護の観点から、適切な保全措置が早急に設けられる必要があると考える。現在の検討状況も含め、より具体的に見解を示されたい。	b		「特別勘定で運用される資産については、一般勘定との財産的性格の相違や保険会社における負債性の相違から、リスク遮断の厳格化を前提とした上で保険関係請求権の倒産隔離の措置を講ずることを検討し、結論を得る。」との規制改革・民間開放推進3か年計画も踏まえ、引き続き検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300027	金融庁	複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し	5078	50780035	11	(社)日本経済団体連合会	35	従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制の緩和	従属業務を営む保険会社の子会社等の収入依存度規制を緩和し、複数の保険会社や金融機関の共同出資による従属業務子会社等の設立、保有を認めるべきである。 「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月19日)においては、平成16年度に検討とされている。結論時期を明示するとともに、速やかに検討を開始すべきである。		保険会社や金融機関が共同で従属業務を営む子会社等を保有することにより、経営・業務の効率化を図ることができる。	保険会社の子会社等において従属業務を営む場合、当該従属業務については、親保険会社からの収入額が総収入の50%を下回らないこととされている。
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5018	50180005	11	生命保険協会	5	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	・特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法等に必要な手当てを行う。		・特別勘定の責任準備金の価額は財産の価額の時価評価額とされ、資産の運用リスクが契約者に帰属するため、特別勘定は生命保険会社の経営破綻の原因とはなりにくい。 ・我が国においては、特別勘定のように投資者のリスクテイクを前提とした商品については、信用リスクの所在を明確にするため、一定の分別管理がなされていることを要件として破綻リスクの遮断が図られている。 ・よって、生命保険会社が経営破綻に至った場合に、例えば信託と同程度の分別管理を行う等、特別勘定に属する資産が他の資産から特定可能な状態で管理されているときには、特別勘定の責任準備金の削減を行わないことが妥当と思われる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別 勘定の保全	保険業法第118 条、同施行規則第 74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、 一般勘定、特別勘定とも同等に取 り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格の 相違や保険会社における負債性の 相違から、リスク遮断の厳格化を前 提とした上で保険関係請求権の倒 産隔離の措置を講ずることにつ いて、検討を行う。		本要望については、「規制改革・民 間開放推進3か年計画」において、 平成16年度中に結論を得ること とされているが、特別勘定の保険契 約者保護の観点から、適切な保全 措置が早急に設けられる必要があ ると考える。 現在の検討状況も含め、より具体 的に見解を示されたい。	b		「特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格 の相違や保険会社における負債性 の相違から、リスク遮断の厳格化を 前提とした上で保険関係請求権の 倒産隔離の措置を講ずることを検 討し、結論を得る。」との規制改革・ 民間開放推進3か年計画も踏まえ、 引き続き検討を行う。
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別 勘定の保全	保険業法第118 条、同施行規則第 74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、 一般勘定、特別勘定とも同等に取 り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格の 相違や保険会社における負債性の 相違から、リスク遮断の厳格化を前 提とした上で保険関係請求権の倒 産隔離の措置を講ずることにつ いて、検討を行う。		本要望については、「規制改革・民 間開放推進3か年計画」において、 平成16年度中に結論を得ること とされているが、特別勘定の保険契 約者保護の観点から、適切な保全 措置が早急に設けられる必要があ ると考える。 現在の検討状況も含め、より具体 的に見解を示されたい。	b		「特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格 の相違や保険会社における負債性 の相違から、リスク遮断の厳格化を 前提とした上で保険関係請求権の 倒産隔離の措置を講ずることを検 討し、結論を得る。」との規制改革・ 民間開放推進3か年計画も踏まえ、 引き続き検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5028	50280015	11	社団法人 関西経済連合会	15	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	特別勘定については、その財産的性格の相違、保険会社における負債性の相違から、100%の保全が行われるよう、保険業法上、保険関係請求権の特別先取特権の付与等必要な手当てを行う。		生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取扱われることになっているが、生命保険会社が経営破綻に陥った場合においても、財産の価額の変動がそのまま反映される特別勘定は当該経営破綻の原因とはなりにくいため。	
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5051	50510001	11	厚生年金基金連合会 理事長 多田 宏	1	生命保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	・特別勘定という商品については、経理上、一般勘定商品とは明確に区分され、また、特別勘定の運用リスクは投資家が全て負うことになっており、保証利率のある一般勘定商品とは商品特性が全く異なっている。このように特別勘定が生命保険会社の経営破綻の要因になる得るか否かという点で一般勘定とは全く異なっているにも拘わらず、過去の生保会社経営破綻においては、一般勘定と全く同様の補償率が適用されているなどの不合理がみられる。このため特別勘定に係る保険関係請求権への特別先取特権の付与等について検討されたい。		・生命保険会社が経営破綻した場合、運用リスクを生命保険会社が負うことにより経営破綻の要因になり得る「一般勘定」と、運用リスクを契約者自身が負うことにより経営破綻の要因にはなり得ない「特別勘定」とが、同等に取り扱われることについては、契約者保護および契約者間の公平性確保の観点からみても、不公平極まりないため。 ・また、企業年金においては、生保特別勘定に保全措置がないことから、この面においては、競合する信託銀行、投資顧問会社と比較して明らかに劣後する商品となっているため。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別 勘定の保全	保険業法第118 条、同施行規則第 74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、 一般勘定、特別勘定とも同等に取 り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格の 相違や保険会社における負債性の 相違から、リスク遮断の厳格化を前 提とした上で保険関係請求権の倒 産隔離の措置を講ずることにつ いて、検討を行う。		本要望については、「規制改革・民 間開放推進3か年計画」において、 平成16年度中に結論を得ること とされているが、特別勘定の保険契 約者保護の観点から、適切な保全 措置が早急に設けられる必要があ ると考える。 現在の検討状況も含め、より具体 的に見解を示されたい。	b		「特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格 の相違や保険会社における負債性 の相違から、リスク遮断の厳格化を 前提とした上で保険関係請求権の 倒産隔離の措置を講ずることを検 討し、結論を得る。」との規制改革 ・民間開放推進3か年計画も踏まえ、 引き続き検討を行う。
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別 勘定の保全	保険業法第118 条、同施行規則第 74条、第75条	保険会社が経営破たんした場合、 一般勘定、特別勘定とも同等に取 り扱われる。	b		特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格の 相違や保険会社における負債性の 相違から、リスク遮断の厳格化を前 提とした上で保険関係請求権の倒 産隔離の措置を講ずることにつ いて、検討を行う。		本要望については、「規制改革・民 間開放推進3か年計画」において、 平成16年度中に結論を得ること とされているが、特別勘定の保険契 約者保護の観点から、適切な保全 措置が早急に設けられる必要があ ると考える。 現在の検討状況も含め、より具体 的に見解を示されたい。	b		「特別勘定で運用される資産につ いては、一般勘定との財産的性格 の相違や保険会社における負債性 の相違から、リスク遮断の厳格化を 前提とした上で保険関係請求権の 倒産隔離の措置を講ずることを検 討し、結論を得る。」との規制改革 ・民間開放推進3か年計画も踏まえ、 引き続き検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5078	50780037	11	(社)日本経済団体連合会	37	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	<p>保険会社の経営破綻時に、特別勘定の責任準備金を100%保全することを認めるべきである。このために、保険業法等、法令上の必要な手当てを行うべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月19日)においては、平成16年度に検討・結論とされており、適切な保全措置を早急に設けるべきである。</p>		<p>特別勘定では、当該勘定に属する資産が他の勘定に属する資産と経理上明確に区分されている。また、当該勘定に属する資産の運用成果が直接的に契約者に帰属する。このような特別勘定の性格から、特別勘定における運用は、経営破綻の原因となりにくい。このため、経営破綻時の取扱いにおいては、特別勘定の責任準備金を100%保全することが適当である。</p>	<p>生命保険会社が経営破綻した場合、現行では、一般勘定、特別勘定とも同等に取り扱われる。</p>
z0300028	金融庁	保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全	5139	51390017	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	17	保険会社破綻時の特別勘定の保全	<p>保険会社が経営破綻した場合に、特別勘定については100%保全する。</p>		<p>保険会社が経営破綻した場合、一般勘定と特別勘定とも同等に取り扱われているが、特別勘定については、その資産が一般勘定とは明確に分離しており、個々に独立した運用がされている。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300029	金融庁	「保険業」に該当する共済事業についての保険業法適用基準の明確化等	-	いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b・c	-	「保険業」の定義に関しては、本年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、当該団体の組織化の程度（構成員の団体帰属にかかる意識度）、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。」との解釈を示している。 また、無認可共済に対する規制については、本年4月以降、金融審議会（第二部会保険の基本問題に関するWG）において、消費者保護や保険との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、ご審議をいただいております。去る6月22日の第二部会ではこれまでの検討状況の報告があったところである。無認可共済の問題については、引き続き、保険WGにおいて、今後、どのような対策を講ずべきか、様々な角度からご議論いただきたいと考えている。		実質的に不特定を対象としているにもかかわらず、規制・監督を受けない「根拠法のない共済」が多数存在していることを踏まえ、消費者保護の観点からこれらに対する対応等について早急な検討を行っていただきたい。	b・c	-	無認可共済の問題については、金融審議会においても御審議いただいております。今後、どのような対応が考えられるのか、幅広く意見を伺っていくこととしている。
z0300029	金融庁	「保険業」に該当する共済事業についての保険業法適用基準の明確化等	-	いわゆる共済は、保険業法の規制・監督の対象とされていない。	b・c	-	「保険業」の定義に関しては、本年4月12日付法令適用事前確認手続に係る照会に対する回答において、「「不特定の者を相手方として」に該当するか否かは、当該団体の組織化の程度（構成員の団体帰属にかかる意識度）、当該団体への加入要件についての客観性、難易の程度、当該団体の本来的事業の実施の程度等をもとに、総合的に判断することとなる。」との解釈を示している。 また、無認可共済に対する規制については、本年4月以降、金融審議会（第二部会保険の基本問題に関するWG）において、消費者保護や保険との関係等の観点から、どのような対応が考えられるのか、ご審議をいただいております。去る6月22日の第二部会ではこれまでの検討状況の報告があったところである。無認可共済の問題については、引き続き、保険WGにおいて、今後、どのような対策を講ずべきか、様々な角度からご議論いただきたいと考えている。		実質的に不特定を対象としているにもかかわらず、規制・監督を受けない「根拠法のない共済」が多数存在していることを踏まえ、消費者保護の観点からこれらに対する対応等について早急な検討を行っていただきたい。	b・c	-	無認可共済の問題については、金融審議会においても御審議いただいております。今後、どのような対応が考えられるのか、幅広く意見を伺っていくこととしている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300029	金融庁	「保険業」に該当する共済事業についての保険業法適用基準の明確化等	5018	50180006	21	生命保険協会	6	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。 ・ 各共済事業が「保険業」に該当するか否かを金融庁が判断できるよう、金融庁に共済事業に対する調査権限（報告徴求、立入検査等）を付与する。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。 ・ また、「保険」「共済」ともに一般消費者から見た保障の確実性に対する期待に変わりはないため、消費者保護のための規制は必要不可欠である。 ・ 公的な監督が及んでいないものについては、消費者保護のための規制が全くないという問題があり、公的な監督が及んでいるものについても、その内容が異なるため、根拠法によっては消費者保護のための規制が不十分という問題がある。 	
z0300029	金融庁	「保険業」に該当する共済事業についての保険業法適用基準の明確化等	5028	50280017	21	社団法人 関西経済連合会	17	共済事業にかかる契約者保護ルールの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険業法における「保険業」の定義を明確化し、「保険業」に該当する共済事業については、保険業法を適用する。 ・ 各共済事業が「保険業」に該当するか否かを金融庁が判断できるよう、金融庁に共済事業に対する調査権限（報告徴求、立入検査等）を付与する。 		<p>共済のなかには「根拠法のある共済」と「根拠法のない共済」とがある。</p> <p>根拠法のある共済は、「他の法律に規定のあるもの（保険業法第2条第1項）」などに該当することから、保険業法の規制は受けませんが、これに代わる特別の法律による規制を受け、各々の主務官庁の監督を受けて事業を行っている。ただし、根拠法によっては、消費者保護のための規制が不十分なものがある。保険業法、農業協同組合法、消費生活協同組合法が、- 契約の内容的合理性・公平性の確保・事業の財務・業務内容の健全性の確保 - 募集活動の適正性の確保等において整合的な規制となっておらず、それぞれの根拠法によって監督内容が異なり、規制の整合性は取れていない。</p> <p>これに対し、根拠法のない共済は、見舞金程度の支給に止まる場合や、特定の者を対象としている場合には保険業に該当せず、免許を受けずに事業を行っても保険業法違反にならないと解されているが、保険業法やその他特別の法律による規制の対象とならず、特別の法律による監督も受けない。</p> <p>つまり、保険業法上の「保険業」の定義における「不特定の者」の基準が曖昧であるため、実質的に共済業者が「保険業」を行っていても、公的な監督が及ばないという問題がある。</p> <p>公的な監督が及んでいないものは当然であるが、公的な監督が及んでいるものについても、その内容が異なり、消費者保護の観点から問題がある。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300030	金融庁	保険会社本体による信託業務の実施	保険業法第97条～第100条、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条、同法施行令第2条	保険会社の業務範囲は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第97条）のほか、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の付随業務（第98条）、第99条に規定する業務及び他の法律により行う業務とされている	b		<p>保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討することが必要。</p> <p>なお、「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告）において、「信託兼営金融機関の範囲については、信託業務との親和性等を考慮しつつ、見直しをすべきであるとの意見があった。これについては、各金融業法における本業と他業のあり方についての議論の中で、さらに検討すべき課題であると考えられる。」とされたところ。</p>		<p>保険会社における業務は、企業年金関連業務、遺族保障関連業務等において、信託業務との関連性・親近性を強く有しており、既に信託業務の代理代行が認められている銀行等よりも大きいとも考えられることから、保険会社が少なくとも銀行等と同範囲で信託業務を行うことについては問題なく、早期に実現されるべきと考える。</p> <p>以上の観点を踏まえ、再度検討の上、改めて見解を示されたい。</p>	b		<p>保険会社本体による信託業務の実施については、保険会社の業務との関連性・親近性の観点や保険会社に他業が禁止されている趣旨等を踏まえ、検討が必要。</p>
z0300031	金融庁	保険会社本体による介護関連業務への参入	保険業法第98条	<p>保険会社は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第97条）のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。</p>	c	-	<p>介護・福祉業務については、保険の引受け等の固有業務に準ずるものではなく、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性も十分に認められないなど、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみなすことは困難である。</p> <p>なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。</p>		<p>保険会社を取り扱う商品・サービスの中には、介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成等、介護・福祉関連業務と親近性を有するものが少なくない。法的な観点で考えても、介護・福祉関連業務は、銀行法等において保険専門関連業務に位置付けられており、法律が既に保険会社の固有業務との親近性を認めている。</p> <p>したがって、銀行法等において保険専門関連業務に位置付けられる業務について、付随業務として保険会社本体で行うことは問題ないと考えられる。</p> <p>以上の点を踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。</p>	c	-	<p>介護・福祉業務については、前回回答のとおり、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみなすことは困難。なお、再検討要請中、銀行法等において保険専門関連業務に位置付けられているというのは、子会社に関する規定であり、前回回答のとおり、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められている。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300030	金融庁	保険会社本体による信託業務の実施	5018	50180007	11	生命保険協会	7	保険会社本体による信託業務の実施	・ 保険会社本体で、保険金信託以外の信託業務が行えるよう、保険会社本体の業務範囲を見直す。		・ 保険と信託の親近性に鑑み、信託商品に対する潜在的ニーズがあり、生命保険会社が資産運用に係るノウハウを活用して信託商品を取り扱うことができれば、顧客利便性の向上、保険会社の収益性向上等の観点から有効である。 ・ なお、銀行等については、既に本体での信託業務の兼営による参入が認められている。	
z0300031	金融庁	保険会社本体による介護関連業務への参入	5018	50180008	11	生命保険協会	8	保険会社本体による介護関連業務の解禁	・ 保険会社本体での介護業務（居宅介護支援、居宅サービス、介護に関する調査・分析・助言等）の実施を可能とする。		・ 介護保険法施行により、介護関連業務に対する社会的ニーズがますます高まっている中、民間介護保険の引受・募集を行っている生命保険会社が、既存の経営資源や全国的ネットワークを活用して、介護保険法に定める居宅介護支援事業を行うことで、公民あわせた居宅サービス計画の策定と給付金の支払いができるようになり、利用者の利便性が更に高まる。 ・ 具体的には、保険会社のお客窓口における居宅介護支援サービス（介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成、居宅サービス事業者等との連絡・調整等）の提供、および保険会社による居宅サービス事業（保険会社職員による訪問介護の提供、保険会社の営業拠点における福祉用具の貸与等）の実施。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300031	金融庁	保険会社本体による介護関連業務への参入	保険業法第98条	保険会社は、保険の引受け等の固有業務（保険業法第97条）のほか、当該業務に付随する、法第98条第1項各号に掲げる業務その他の業務を行うことができる。	c	-	介護・福祉業務については、保険の引受け等の固有業務に準ずるものではなく、保険業との機能的な親近性やリスクの同質性も十分に認められないなど、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみなすことは困難である。 なお、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められているところ。		保険会社を取り扱う商品・サービスの中には、介護に関するコンサルティング、ケアプランの作成等、介護・福祉関連業務と親近性を有するものが少なくない。法的な観点で考えても、介護・福祉関連業務は、銀行法等において保険専門関連業務に位置付けられており、法律が既に保険会社の固有業務との親近性を認めている。 したがって、銀行法等において保険専門関連業務に位置付けられる業務について、付随業務として保険会社本体で行うことは問題ないと考えられる。 以上の点を踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。	c	-	介護・福祉業務については、前回回答のとおり、保険会社の付随業務の要件を満たしているとはみなすことは困難。なお、再検討要請中、銀行法等において保険専門関連業務に位置付けられているというのは、子会社に関する規定であり、前回回答のとおり、保険会社の子会社については、法令上介護・福祉関連業務を行うことが認められている。
z0300032	金融庁	保険会社本体による他の金融機関のバックオフィス業務の代理又は事務代行	保険業法第98条、同法施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	-	保険会社が付随業務として行うことができる他の金融業を行う者の業務代理等の内容については、保険会社の固有業務（保険の引受け及び資産の運用）との関連性又は親近性があるものを認めているものであり、保険会社の固有業務との関連性等が薄い業務の代理等を認めることは困難。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300031	金融庁	保険会社本体による介護関連業務 への参入	5034	50340018	11	(社)日本損害保険協会	18	保険会社本体による介護・福祉業務の 遂行	現在、民間の損保会社では介護分野でのサービス提供業務が認められていないが、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を損保会社本体で行うことを認めていただきたい。	社会的ニーズの高い介護分野において、保険商品・給付の延長線上でサービスの提供を行うことはお客様・保険会社双方に効果・効率的であり、さらに保険会社のこれまでのノウハウを活かしたサービスの提供により、お客様の満足度を高めることができる	損保会社は従前から介護費用保険等の保険商品の販売を行っており、当該保険給付事案が発生した際に損保本体でケアプラン作成業務ができれば、お客様の当該保険給付金を含めた経済状態を把握した上でプランを作成できる、あるいは多様な損保ネットワークを活用したプラン作成が提供できる等、お客様、保険会社ともに得られるメリットが大きい。また、65歳以上で交通事故で要介護状態になった場合は公的介護保険の給付対象となり、この点では自動車保険等の役割と関連性があると言える。このように、損保会社にとって介護分野は商品面・給付面において親近性が高く、損保会社本体でのケアプラン作成業務等介護・福祉関連業務を認めることは極めて意義のあることである。(公的介護にはサービス提供機能があるのに対し、民間の介護費用保険等にはサービス提供機能がないのは顧客満足度に欠ける部分がある)また、公的介護の分野においても、民間の介護サービス提供事業者が広く参入することは、質を確保し利用者の満足度を高めるためにも有用ではないかと考える。保険会社は確定拠出年金運営管理業務なども確定拠出年金法上認められており、今後、ソーシャルセキュリティー機能をもった分野で保険会社の担う役割は大きいと考えられる。	
z0300032	金融庁	保険会社本体による他の金融機関の バックオフィス業務の代理又は事務 代行	5018	50180009	11	生命保険協会	9	保険会社本体による他の金融機関の バックオフィス業務の代理又は事務代行	・ 次の業務について、付随業務としての認可の可否を法令上明確化する。 (1) 他の金融機関の資産運用受託関連(記録・会計処理業務、資産の保管・異動、システム開発及び運用管理、各種報告書の作成、調査企画、全社的な資金管理業務) (2) 他の金融機関のバック・オフィス業務受託関連(他の金融機関の情報処理業務の受託) ・ その際、保険会社に求められるセキュリティ規範、情報隔離方法、ファイア・ウォール規制等を法令上又は監督・検査行政上具体的に明示する。	・ グループ内で経営資源及びアクセス・キャパシティを共有し、経営効率化を図ることについて、保険業法上の取扱いが明確化されていないため、保険会社経営の法的安定性・予測可能性を害している。 ・ 市場競争の激化・高度化に伴い、経営効率の向上を目的としたバック・オフィス業務(巨額の初期投資を要するコンピュータ・システムの利用等)の共同化は、グループを超えた他の保険会社・金融機関との共同化を視野に入れるべき状況となりつつある。 ・ 金融機関経営のコングロマリット化の動向は、保険業以外の業務を営むグループ企業の情報処理等のバック・オフィス業務を保険会社本体等において一元的に行う方向となることが予測される。		

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300033	金融庁	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	-	保険会社については、業務の健全性の維持の観点から他業が禁止されているものであり、保険会社の付随業務として投信販社契約締結の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等にかんがみ、対応することは困難である。		<p>保険会社は、貯蓄機能面で投資信託と類似した側面をもつ変額年金保険等を本業として取り扱っている。</p> <p>また、保険会社は、登録金融機関として投資信託委託業者と投信販社契約を締結し、投資信託の募集・販売の取扱い等を行っており、投資信託の募集・販売の取扱い等のノウハウも十分に有している。</p> <p>さらに保険会社は、証券会社や銀行等のチャネルを活用して年金保険等を販売しているが、証券会社や銀行等に対して行う年金保険等を販売してもらうための勧誘行為は、投資信託委託業者が設定する投資信託を販売してもらうための勧誘行為と類似の行為である。</p> <p>よって、保険会社の業務との関連性・親近性は十分に認められるため、付随業務として保険会社が本体で行うことは問題ないと考えられる。以上の点を踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。</p>	c	-	<p>保険会社の付随業務として投信販社契約締結の代理等を加えることについては、保険会社の業務との関連性・親近性等を踏まえた慎重な検討が必要。なお、投資信託と年金保険等は、根拠法令や実務上の取扱等の観点から異なるものであり、また、保険会社は投資信託委託業者を行うこと等は認められていないなど、保険会社との関係においても大きな差異があるところである。</p>
z0300034	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	保険業法第98条、同施行規則第51条	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。	c	-	<p>保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘については、保険会社が顧客に対して具体的な投資の内容の助言を行った場合、投資顧問業そのものとなり、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」違反となるおそれがあること等や、保険会社に他業が禁止されている趣旨等にかんがみ、対応することは困難である。</p>		<p>生命保険会社は企業年金保険の引受けを通じて企業年金制度に精通しており、他の金融機関が提供する企業年金制度の受皿商品としての投資顧問契約（投資一任契約）の勧誘を行うことは、保険業と十分な親近性・関連性を有している。</p> <p>なお、「銀行本体の投資顧問業法における投資助言業務の解禁」の要望に対しては、本回答において「銀行への証券仲介業務を解禁する証券取引法の改正が平成16年通常国会において行われ、16年12月1日に施行されることを踏まえ、これらの措置の定着状況を見極めながら本件については検討を行う。」とされていることから、上記理由により銀行以上に親近性・関連性を有していると考えられる生命保険会社についても、同様の観点からの検討が必要と考えられる。</p> <p>また、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」違反となるおそれがあることについては、投資顧問契約等の締結の代理又は媒介を行う行為を、投資顧問業法上新たに業として規定するとともに、業者の要件、行為規制、監督規制についても必要な手当てを行うなどにより、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に抵触しないこととするは可能と考えられる。したがって、当該業務を付随業務として保険会社本体で行うことは問題ないと考えられる。以上の点を踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。</p>	c	-	<p>保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘については、前回回答のとおり、「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」違反となるおそれがあること等や、保険会社に他業が禁止されている趣旨等にかんがみ、対応することは困難である。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300033	金融庁	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	5018	50180010	11	生命保険協会	10	保険会社本体による投信販社契約締結の代理もしくは媒介の解禁	・ 保険会社の付随業務として、系列投信会社等における投信販社契約（証券投資信託委託業者が証券会社または登録金融機関との間で締結する「証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約」）締結の代理もしくは媒介を行うことを認める。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険会社とその顧客である証券会社や登録金融機関に対し系列投信会社等の投信商品を提示できることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 ・ 生命保険各社においては、グループ内の投信会社を活用した資産運用の高度化・効率化が図られているが、本体での投信販社契約締結の代理もしくは媒介が実現することにより、一層の顧客基盤の拡充と当該投信会社の経営効率化が促進される。 	
z0300034	金融庁	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	5018	50180011	11	生命保険協会	11	保険会社本体による投資顧問契約等の締結の勧誘	・ 保険会社本体で、系列投資顧問会社等に係る投資顧問契約等の顧客の勧誘を行うことを認める。		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、保険会社は、投資顧問契約等について顧客の紹介を行うことは可能であるが、顧客のニーズに対してより能動的に対応する観点から、顧客の勧誘を行えることとすることが有効である。 ・ 企業年金市場における保険会社の顧客を中心として、投資顧問会社の商品に対する潜在的ニーズがあり、保険会社が顧客に対して投資顧問契約等の勧誘を行えることとなれば、顧客利便性の向上、保険会社のエクセスクャパシティ活用の観点から極めて有効である。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300035	金融庁	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し	事務ガイドライン1-8-1	保険会社の子会社等には業務範囲規制が課されており、事務ガイドラインで保険業法上の子会社、子法人等、関連法人等とされている。	C	-	保険会社の子会社等に係る業務範囲の見直しについては、保険会社の健全性を確保するためにもグループ全体としてのリスク管理という観点が必要となる。このため、財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象と整合的にし、財務諸表において連結対象となる子法人等及び関連法人等に他業禁止の観点から業務範囲規制を課すことが必要であるとの考えに基づき、事務ガイドラインに規定されたものである。よって、関連法人等のみを業務範囲規制の適用対象外とすることにつき、合理的な理由が認められないことから、措置は困難である。		回答において、現行の規制は財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と監督当局の規制対象とを整合的にするという観点からのものでされているが、関連法人等の事業リスクの保険会社への波及が限定されていることに鑑みれば、必ずしも関連法人等の業務範囲規制によらずに、財務のディスクロージャーによる報告徴求件・検査権により保険会社の健全性を確保していくことも可能と考えられるため、この点から、改めて検討の上、見解を示されたい。	c	-	「関連法人等の事業リスクの保険会社への波及が限定されている」とあるが、業務範囲規制において遮断すべきリスクには、関連法人等が破綻した場合における保険会社の資本毀損リスクだけでなく、例えば、グループ内の会社が破綻した場合のレピュテーションリスク等も含まれており、こうしたリスクの波及関係を財務のディスクロージャーによる市場規律の働く範囲と整合的にする必要性から、関連法人等に対しても業務範囲規制が課されており、関連法人等を同規制の適用対象外とすることは困難である。
z0300036	金融庁	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	保険業法第97条、第118条等	保険料受入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことは認められていない	b		保険料の収受や給付金の支払いを現物資産で行うことが保険契約者間の公平の観点から適当か、また、特別勘定はあくまで責任準備金の資産運用のための特約でありその部分のみ現物資産による直接の支払いを認めることが適当なのか等の課題があり、その是非を含め引き続き検討を行っている。 なお、厚生年金基金の代行返上の際に、保険会社に特例的に現物資産での支払いを認めることとしており、平成15年6月に関係規則の整備を行ったところ（平成15年内閣府令第62号。平成15年9月1日施行）。		本要望については、「その是非を含めて引き続き検討する」とされており、要望趣旨を踏まえ更に前向きな検討を行うとともに、特例措置ではあるものの、厚生年金基金の代行返上の際に、現物資産での支払いが認められたことを考慮しつつ、提示された論点に対する検討状況を速やかに示されたい。また、上記検討を経て、早急に実施に移すとともに、実施期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		実施時期について具体的に示すことは困難であるが、本件については、規制改革・民間開放推進3か年計画において、「特別勘定において保険料受入れ及び移受管を現物資産で行うことについて検討する」とされているものであり、前回の回答のとおり、その是非を含め引き続き検討を行っている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300035	金融庁	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し	5018	50180012	11	生命保険協会	12	関連法人等に対する業務範囲規制の見直し	・ 関連法人等を業務範囲規制の対象範囲から除外する。		・ 関連法人等については、その意思決定機関を支配しているわけではなく、業務範囲規制の対象とすることは、当該会社の経営上および他の株主並びに取引先等に対し、著しく不利益を与える場合がある。	
z0300036	金融庁	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	5018	50180015	11	生命保険協会	15	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管	・ 株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置する。		・ 新会計基準の適用に伴い、企業サイドでは、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズが高まっており、企業の保有株式の年金制度への現物拠出は、企業間の持合株式を市場に悪影響を与えずに解消できる手段として有効視されている。 ・ 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 ・ 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 ・ 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱いしないと利用者利便が著しく阻害される。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300037	金融庁	外国保険会社等の免許申請時等における「日本における代表者」の住所の記載・告示等の廃止	保険業法第187条第1項第2号、第189条、第209条第2号、保険契約者の保護のための特別の措置等に関する命令第2条の2第1項第3号	外国保険会社等の免許申請書には、「日本における代表者の氏名及び住所」を記載することとなり、内閣総理大臣は免許をしたときは、その旨及び免許申請書の事項を、遅滞なく、官報で告示することとなっている。	c	-	保険業法第189条の告示については、内閣総理大臣が外国保険業者に免許を与えたときには、その旨及び免許申請書記載事項について周知する必要があることから設けられているものであり、登記を確認すれば知り得るということをもって、告知が不要であるということではできないため、対応することは困難である。保険契約者保護機構への加入手続で申請書に外国保険業者について「日本における代表者」の氏名及び住所の記載を求めているのは、外国保険業者の中には会社形態を採らない業者もあり得るためであり、対応することは困難である。		保険業法第187条第1項第2号および同第189条が外国保険業者の日本における代表者の住所の免許申請書への記載および告示を求めているのは、会社形態を採らない外国保険業者については、会社登記簿の謄本によって代表者の住所を知り得ないからであって、商法第479条にもつき会社登記をしていない外国保険会社の場合は、内閣総理大臣と異なる取扱いをする合理的理由はない。即ち、内閣総理大臣は登記簿の謄本の提出しており、代表者の住所の免許申請書への記載および免許申請書記載事項の告示を求められていないことにより、商法第479条にもつき会社登記している外国保険会社については、内閣総理大臣と同じく、会社登記簿の謄本によって代表者の住所を知り得るので、代表者の住所の免許申請書への記載および免許申請書記載事項の告示は必要ないと考えられる。さらに、保険業法第192条が、外国保険会社の日本における代表者の権利義務の承継の時期に関して、新たな代表者の氏名および住所について登記または告示のいずれかがなされたときとしているのは、登記があれば告示は必要ないことを裏付けている。保険契約者保護機構の加入手続についても、商法第479条にもつき会社登記している外国保険会社については、内閣総理大臣と同じく、会社登記簿の謄本によって代表者の住所を知り得るので、代表者の住所の申請書への記載は必要ないと考えられる。以上の点を踏まえ、改めて検討の上、見解を示されたい。	c	-	保険業法及び保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令においては、日本における契約者等の保護の観点等にかんがみ、外国保険会社等について、内閣総理大臣と異なる各種取扱いがなされているところである。また、保険業法第192条第2項は、契約者等の保護の観点から、外国保険会社等の日本における保険業に係る事業の権利義務を代表する者の欠如を防止することを目的として、「外国保険会社等の日本における代表者は、契約者等の保護の観点から、外国保険会社等の日本における保険業に係る事業の権利義務を代表する者の欠如を防止することを目的として、その退任の後においても、これに代わるべき代表者の氏名及び住所について、登記又は告示があるまでは、なお日本における代表者としての権利義務を有する」ということを定めたものであり、「登記があれば告示は必要ない」ということを意味するものではない。保険業法第189条の告示については、内閣総理大臣が外国保険業者に免許を与えたときには、その旨及び免許申請書記載事項について周知する必要があることから設けられているものであり、対応することは困難である。
z0300038	金融庁	資産対応証券の募集取扱い要件の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集を行うことは禁止されている。	c		特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の導管であり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される詐欺的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務付けている。このため、特定目的会社の取締役等による募集等の禁止については、投資家保護の観点から維持すべき。		現状特定資産の譲渡人（オリジネーター）が自ら資産対応証券の募集を行わない場合は、証券業者に募集・販売等を委託する方法しなく証券会社に支払う手数料等、SPCが余分なコストを負担することになってしまっている。また、特定目的会社の取締役等は募集後も引き続き流動化計画の終了まで継続関与するものであり、貴庁の回答にある第三者にはあたらないと考えられる。特定資産について熟知した特定目的会社の取締役・使用人が資産対応証券の募集をすることは、詐欺的行為を防止する観点から考えたとしてもオリジネーターと比して何ら変わるものではない。この点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているもの（特定目的会社の取締役等は「第三者」にあたらなからこそ、募集を禁止）であり、投資家保護の観点から維持すべき。なお、特定資産の譲渡人（オリジネーター）には募集を認めている（法150条の3）のは、譲渡人は特定目的会社への資産譲渡を自ら約束する立場にあることから、当該証券の対象資産の譲渡の現実の見込みが確保され、詐欺的行為防止の観点からの禁止の必要性が低い（譲渡人が、特定目的会社の取締役等に比べ、特定資産についてより熟知しているために募集を認めているわけではない）。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300037	金融庁	外国保険会社等の免許申請時等における「日本における代表者」の住所の記載・告示等の廃止	5018	50180016	11	生命保険協会	16	外国保険会社等の免許申請時等における「日本における代表者」の住所の記載・告示等の廃止	<p>・ 商法第479条（外国会社の代表者・登記および公告）に基づき登記をしている外国保険会社等については、内国保険会社と同様に、（1）免許申請時に会社登記簿の謄本を添付することによって、日本における代表者の住所については免許申請書の記載事項から除き、告示も不要とすること、（2）保険契約者保護機構に加入する際の申請書の記載事項から日本における代表者の住所を除くことを要望する。</p>		<p>・ 保険業法第189条に告示の規定が設けられた趣旨は、外国保険業者の中には会社形態を採らない事業者等もあり得ることから、このような事業者の場合は会社登記による公示はないので、官報による告示をもって保険契約者等に対して周知する必要があるためとされている（保険研究会編「コンメンタル保険業法」29頁）。</p> <p>・ 従って、商法第479条によって内国保険会社と同様に会社登記している外国保険会社等については、日本における代表者の住所を登記している（商法第479条第3項）、日本における代表者の住所を届け出させ、告示すべき合理的理由はない。</p> <p>・ なお、外国保険会社の日本における代表者の権利義務の承継は、新たな代表者の氏名および住所について、支配人登記（商法第40条）もしくは外国会社の日本における代表者の登記（商法第479条第3項）または告示（保険業法第189条）のいずれかがなされたときとしており、登記か告示のどちらかで足りるとされている（保険業法第192条）。これは、代表者の氏名および住所について登記があれば告示は必要ないことを裏付けるものである。</p> <p>・ 外国保険会社等が保険契約者保護機構に加入する時の申請書に日本における代表者の住所の記載を求められているのも上記と同様の趣旨と思われるため、これについても商法第479条によって会社登記している外国保険会社等については、日本における代表者の住所を記載させるべき合理的理由はない。</p>	
z0300038	金融庁	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	5024	50240001	11	社団法人不動産証券化協会	1	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	<p>資産対応証券の発行時において、特定資産の譲渡人（オリジネーター）が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合には、特定目的会社の取締役又は使用人が資産対応証券の募集等ができるようにしてほしい。</p>		<p>資産対応証券は証券取引法上の有価証券であり、原則、証券業者による募集・販売等が義務付けられている。例外的に特定資産の譲渡人が届出後に募集等を行う場合のみ、証券取引法の適用除外となっている。</p> <p>しかし、特定資産の譲渡人が必ずしも特定目的会社の設立発起人ではないため、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集をする制度を利用できないことがある。特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の発行時において資産対応証券の募集等ができれば、事業の促進とコストの削減につながり、より一層投資家利益に資することとなる。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300038	金融庁	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の2	特定目的会社の取締役又は使用人が、当該特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等を行うことは禁止されている。	c		特定目的会社は資産の流動化の促進のために、資本金制限や取締役会設置義務等の規制を緩和した特別の導管であり、担保となる資産が取得されないままに証券が発行される詐欺的行為を防止する観点から、第三者による証券募集を義務付けている。このため、特定目的会社の取締役等による募集等の禁止については、投資家保護の観点から維持すべき。		現状特定資産の譲渡人（オリジネーター）が自ら資産対応証券の募集等を行わない場合は、証券業者に募集・販売等を委託する方法しなく証券会社に支払う手数料等、SPCが余分なコストを負担することになってしまっている。また、特定目的会社の取締役等は募集後も引き続き流動化計画の終了まで継続関与するものであり、貴庁の回答にある第三者にはあたらないと考えられる。特定資産について熟知した特定目的会社の取締役・使用人が資産対応証券の募集をすることは、詐欺的行為を防止する観点から考えたとしてもオリジネーターと比して何ら変わるものではない。この点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		本規制は、発行証券の担保となる資産の取得が行われる見込みのないまま証券が発行されるという詐欺的行為を防止するため、特定目的会社の取締役等による募集を禁止し、第三者たる証券会社等による証券募集を義務付けることにより、スクリーニング機能の作用を期待しているもの（特定目的会社の取締役等は「第三者」にあたらなからこそ、募集を禁止）であり、投資家保護の観点から維持すべき。 なお、特定資産の譲渡人（オリジネーター）には募集を認めている（法150条の3）のは、譲渡人は特定目的会社への資産譲渡を自ら約束する立場にあることから、当該証券の対象資産の譲渡の現実的見込みが確保され、詐欺的行為防止の観点からの禁止の必要性が低い（譲渡人が、特定目的会社の取締役等に比べ、特定資産についてより熟知しているために募集を認めているわけではない）。
z0300039	金融庁	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	信託法58条、資産の流動化に関する法律第31条の2	信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。	b		法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。		要望者は、信託法58条の適用が明らかでないことから、特定持分信託の制度主旨が十分に活かされていないと主張しており、当該主張を踏まえ、平成17年度までに特定持分信託について信託法58条の例外を設けることについて、改めて検討のうえ、回答されたい。	b		法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法第58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300038	金融庁	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	5078	50780033	11	(社)日本経済団体連合会	33	資産対応証券の募集取扱要件の緩和	資産対応証券の発行時に、特定資産の譲渡人が資産対応証券の募集等の取扱いを行わない場合、特定目的会社の取締役又は使用人が、資産対応証券の募集等を行えるようにすべきである。		流動化事業の効率化及びコスト削減に資する。	特定目的会社の資産対応証券は、証券取引法上の有価証券とされており、資産対応証券の募集等の取扱いは、証券業者又は特定資産の譲渡人が行うことができる。しかし、特定資産の譲渡人が、証券化事業組成員ではない場合が多く、実際の取引上、資産対応証券の募集を行うことが少ない。
z0300039	金融庁	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	5024	50240002	11	社団法人不動産証券化協会	2	特定持分信託の信託法第58条から適用除外を明確化	資産流動化法の特定持分信託に関わる法文において、信託法第58条の適用が除外されることを法文上明らかにするか、あるいは、当局の解釈を一般に対して明確化することを要望する。		特定持分信託は、その制度主旨上、当然の要請として、信託契約は解除できないものとするのが求められ、法文上も「委託者または受益者が、信託期間中に解除を行わないこと」という条件を付すことが求められている。ただし、信託契約書にこのような条項を入れたとしても、信託法第58条の適用があるのかどうかは明らかでなく、制度主旨が十分に活かされていない。そのため実務上は、信託法第58条の適用を避けるために、受益者を複数にするという、制度主旨からすれば、およそ本質的でない手当てを求められることも多く、徒にスキームを複雑化させている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300041	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第103条第7号	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	c	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。現状を踏まえれば、さらに借入手段を広げる緊急性は低いものと考えられる。		回答では、緊急性が低いことを根拠に対応不可とされているが、要望内容は調達コストの観点からCPの発行ができるよう求めているのであり、最終的には投資家への配当原資の増加につながるものである。よってこの点についての具体的な対応策を更に検討されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。ご指摘の調達コスト等について再度調査を行うこととするが、現状を踏まえれば、さらに借入手段を広げる緊急性は低いものと考えられる。
z0300041	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	投資信託及び投資法人に関する法律第67条第1項第16号、第139条の2 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第103条第7号	投資法人の資金調達手段は、投資証券及び投資法人債の発行、銀行等からの借入れがある。	c	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。現状を踏まえれば、さらに借入手段を広げる緊急性は低いものと考えられる。		回答では、緊急性が低いことを根拠に対応不可とされているが、要望内容は調達コストの観点からCPの発行ができるよう求めているのであり、最終的には投資家への配当原資の増加につながるものである。よってこの点についての具体的な対応策を更に検討されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	現状において投資法人の資金調達手段として、借入金及び投資法人債の発行が認められており、借入制限もなく、規約に限度額さえ記載すれば機動的かつ柔軟に投資法人債の発行を行うことができる。ご指摘の調達コスト等について再度調査を行うこととするが、現状を踏まえれば、さらに借入手段を広げる緊急性は低いものと考えられる。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300041	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	5024	50240004	11	社団法人不動産証券化協会	4	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が発行できる債券として、投資法人債に加え、CPの発行を可能とすることを要望する。		投資法人の資金ニーズに柔軟に対応することができるように、資金調達手段としてCPを加える。短期資金の調達にあたり、CPであれば現状の借入に比べ調達コストが低いことから利益が向上し、ひいては投資家の利益につながるため。	
z0300041	金融庁	投資法人の資金調達手段の多様化	5078	50780034	11	(社)日本経済団体連合会	34	投資法人の資金調達手段の多様化	投資法人が、CPを発行することを可能とすべきである。		資金調達手段としてCPの発行が可能となれば、例えば、新規ビルの取得、大型の物件修繕費など、投資法人の超短期の資金需要に柔軟に対応することができる。	投資法人の資金調達手段は、借入及び投資法人債に限られており、CPを発行することができない。このため、機動的な資金調達が困難となっている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300042	金融庁	投資法人の規約変更手続の緩和	投資信託及び投資法人に関する法律第140条	投資法人の規約を変更するには、投資主総会の決議を必要とする。	c	-	規約は投資法人の根本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約を変更する場合において、投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議を必要とすることは当然と考えられる。		投資法人の根本規則である規約変更については投資主総会の決議が必要であるのは当然と考えるが、従来の投資運営方針を変えるものではなく、また、投資家のガバナンスに係ることがない租税法上の改正に伴い投資家の利益につながる規約の変更については、投資主総会を必要とせず、官報への記載で周知を図ることで十分であると考えられる。以上の主旨を踏まえて、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた検討時期について、その実施となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	規約は投資法人の根本規則であり投資法人の基本的事項が定められたものであることから、規約を変更する場合において、投資法人の最高意思決定機関たる投資主総会の決議により、投資主の意思を反映させる手続きを踏むことは、必要と考えられる。
z0300043	金融庁	大量保有報告制度の導入	証券取引法第27条の23第1項	上場株券等の保有者でその保有割合が100分の5を超えるものは、大量保有報告書を5日以内に内閣総理大臣に提出しなければならない。	b		大量保有報告制度は、株価に影響を及ぼしやすい株券等の大量保有の情報を公開することにより、市場の公正性、透明性を確保し、投資者保護を図ることを趣旨・目的とするものである。 株券等と同様に投資証券の大量保有の情報を公開することが、この制度の趣旨・目的に合致し、投資者保護に資することになるか慎重な検討が必要である。また、この制度を導入することにより、新たに投資証券の大量保有者に報告義務を課すことになり、投資に係るコストを増大させるものであることから、慎重な検討が必要である。		株価に影響を及ぼしやすい株券等の大量保有の情報を公開する事により、市場の公正性、透明性を確保し、投資過保護を図る制度の趣旨からすると、現在株券等と比較し流通数の低い投資証券の方が、大量保有報告制度（5%ルール）が投資家保護に資する貢献度は高いと言える。今後、投資証券も公開買付制度の対象になるのであれば、大量保有報告制度（5%ルール）の対象になっていないことによる影響が大きいため、大量保有報告制度の対象とすることにつき、具体的な対応策を検討され示されたい。検討実施時期について具体的に示されたい。	b		投資証券について大量保有報告制度を導入し、大量保有者の情報を開示することは、市場の公正性、透明性は確保される反面、新たに投資証券の大量保有者に報告義務を課すことになり、投資に係るコストを増大させるため、投資証券の流通性を阻害することが考えられることから、投資証券の発行者や保有者などの関係者から意見を聴取するとともに、金融審議会での導入の可否について、十分な検討が必要であり、今後の検討スケジュールについて示すことは困難。 なお、公開買付制度と大量保有報告制度の趣旨は異なるものであり、投資証券が大量保有報告制度の対象となっていないことが公開買付制度に影響を及ぼすとは考えられない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300042	金融庁	投資法人の規約変更手続の緩和	5024	50240005	11	社団法人不動産証券化協会	5	投資法人の規約変更手続の緩和	租税特別措置法などにおいて、投資法人の規約への記載が求められる改正があり規約変更が必要となった場合には、投資主総会ではなく官報へその旨を掲載することなどで済むよう要望する。		投資法人の規約変更は投資主総会の承認を要し、租持法などの改正が行われた場合に機動的な規約変更が出来ないため。	
z0300043	金融庁	大量保有報告制度の導入	5024	50240006	11	社団法人不動産証券化協会	6	大量保有報告制度の導入	一般の株式等と同様に、証券取引法に規定する大量保有報告制度（5%ルール）を投資法人の投資証券にも適用されるよう要望する。		証券取引法で大量保有の5%保有者は大量保有報告書を提出しなければならない（証券取引法第27条の23）、と規定されており、その会社は比較的早く大量保有者の保有割合等を把握することができる。しかし、対象となる有価証券の範囲に投資法人の投資証券が含まれていないために、現状では投資法人の投資証券の大量保有者は期末まで判明しない。今後、投資証券が公開買付制度の対象に追加される予定であり、投資法人及び投資主が早期に大量保有者を把握しておくことにより投資口の市場価格や市場における需給関係への影響を事前に予想できるため。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300044	金融庁	保険会社による証券仲介業者への事務支援等	保険業法第98条第1項、第100条、第106条、同施行規則第51条、第56条第2項、第56条の2第2項、第3項	保険会社は、付随業務として他の金融業を行う者の業務代理等を行うことができることとされており、その具体的内容は保険業法施行規則第51条に規定されている。また、保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等が「証券仲介業」を兼営することについては認められていない。	c	-	ご要望中の「証券仲介業者への事務支援」が具体的にどのようなものであるか詳細が明らかではないが、保険会社の子会社及び保険会社が当該事務支援を行うこと、業務の代理又は事務の代行を営む保険会社の子会社等が「証券仲介業」を兼営することについては、保険会社の他業禁止の趣旨等の観点にかんがみ、対応することは困難である。		要望元によると、事務支援業務は、書類の取次やその事務的チェック、資格取得研修の支援等を想定しているとのことである。本年4月に保険会社の子会社として証券仲介業を営む会社が解禁され、また12月に保険会社本体に証券仲介業が解禁されることを踏まえれば、証券仲介業者事務支援業務・保険業に係る業務の代理又は事務の代行を営む子会社等の兼営可能業務として証券仲介業を認めることについても他業禁止の問題は整理できると考えられる。これらを踏まえて要望1・2・3についての具体的な対応策を検討され、示されたい。結論の時期について具体的に示されたい。	c	-	証券仲介業に保険会社の業務との関連性等が認められるとしても、それは有価証券の売買の媒介等の本質的部分について関連性等を判断したものであり、単なる書類の取次等の周辺の業務のみについて、保険会社の業務との関連性等を認めることは困難である。同様に上記周辺業務のみをもって「金融関連業務」であると認めることも困難である。また、保険会社の代理代行子会社等の兼営可能業務については、保険会社の他業制限の趣旨に加え、グループとしてのリスク管理の観点等から一定の規制が設けられているものであり、代理代行子会社の業務との関連性・親近性や本業の遂行に支障を及ぼすおそれがある等の観点から、ご要望に対応することは困難である。
z0300045	金融庁	一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行	保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行を行おうとするときは、認可を受けなければならない。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかと認められるかどうか等について審査しているものである。一定の条件を満たすグループ会社間において、ある会社が上記要件を満たしていると認められたからといって、グループ内の別の会社が、同様に上記要件を満たしていると認めることはできず、あくまでも個別に判断することが不可欠であるため、ご要望に対応することは困難である。		業務・事務を受託する側については、認可を取得した段階で、要件（十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況等）について審査済みである。よって同様の業務を行うのであれば、あらかじめ認可取得する必要はないと考えられる。要望の趣旨を踏まえてこの点についての具体的な検討策を改めて検討され、示されたい。検討実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	保険業法第98条第2項の認可については、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況等の要件を満たしていることに加え、業務代理等が付随業務であることにかんがみ、認可申請者である保険会社が業務代理等を行うことによって固有業務の遂行に支障を及ぼすことがないか等についても確認する必要があることから、ご要望に対応することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300044	金融庁	保険会社による証券仲介業者への 事務支援等	5034	50340001	11	(社)日本損害保険協会	1	<p>保険会社の子会社「証券仲介専門会社」による証券仲介業者支援業務を認めていただきたい(金融関連業務に、保険会社と代理店委託関係のある証券仲介業者の事務支援業務も追加していただきたい)</p> <p>保険会社本体による証券仲介業者の事務支援業務を認めていただきたい(証券仲介業者及び証券会社からの業務・事務の代理・代行を認めていただきたい)</p> <p>今般の証券取引法の改正により保険会社にも解禁されることとなった証券仲介業について、当該改正法施行までに「保険業に係る業務の代理又は事務の代行」を営む保険会社の子会社等の兼営可能業務として認めていただきたい。</p>	<p>【実施内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険会社子会社あるいは本体による証券仲介業を営む損保代理店の事務サポート ・「業務の代理又は事務の代行」子会社等による証券仲介業の兼営 <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券仲介業者の普及促進 ・会社経営の効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ・04年4月から証券仲介業者制度が創設され、一般事業会社は本体で、金融機関は子会社形態で、証券仲介業を営むことが可能となった。損保会社は子会社を設営して自ら証券仲介業を営むことができるが、本業で一般事業会社である代理店を通じた保険商品販売を行っているため、損保代理店が証券仲介業者を営む場合の相談・支援を行うことが期待される。しかしながら、損保会社の子会社は兼営できる業務範囲が限られており、兼営可能な金融関連業務の範囲に証券仲介業者の事務支援業務が含まれていない。 ・子会社形態ではなく本体で証券仲介業者への相談・支援を行うことも考えられる。04年12月から損保会社は登録金融機関として証券仲介業を営むことが可能となるため、損保会社本体で損保代理店への相談・支援を行う方が効率的とも考えられる。しかしながら、損保会社は他業禁止の規定により当該業務は実施できない。 ・159回国会において「証券取引法等の一部を改正する法律」が成立し、本年12月より保険会社本体での証券仲介業が解禁されることとなったが、既に保険会社が有する「業務の代理又は事務の代行」子会社等が当該業務を兼営することによって子会社等を小規模な単位に分けることなく顧客利便の向上及び保険会社経営の効率化を図ることが出来る。 		
z0300045	金融庁	一定の条件を満たすグループ会社 間での「保険会社の業務の代理、 事務の代行」を追加する場合の届 出制への移行	5034	50340002	11	(社)日本損害保険協会	2	<p>(要望)</p> <p>・一定の条件を満たすグループ会社(親子会社、持株会社の傘下の保険会社を含む。以下「グループ会社」という。)間であれば、一定の範囲(グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲)を定めた上で、業務の代理・事務の代行を、認可制から届出制とする。</p>	<p>一定の条件を満たすグループ会社間での「保険会社の業務の代理、事務の代行」を追加する場合の届出制への移行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の経営資源の有効活用および顧客利便性の向上に向けて、積極的かつタイムリーな代理・代行の活用がはかれる。また認可申請する保険会社の事務ロードの軽減がはかれる。 	<p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループ会社間においては、資本政策および各社間のリスク管理等を持株会社において一元管理しているケースが多い。また、生保・損保の兼営が禁止されている現状において、経営資源の有効活用・顧客に対するトータルの保障の提供等を行うためには、代理・代行を活用することが有効な手段であるが、認可折衝から認可申請・認可取得まで時間を要することが多い。(認可申請から認可取得まで、当局の審査期間は、保険業法施行規則246条により60日と定められている。) ・代理・代行を認可制から届出制に移行することにより、保険会社において、積極的な制度活用がはかれるとともに、実施の体制が整い次第、ビジネスチャンスを見逃すことなく即応することができる。 ・グループ(持株会社を含む)内の会社間において既に認められている業務・事務の範囲で、新たにグループに加わった会社または新規に立ち上げた会社も含めたグループ内の会社間での代理・代行を行う場合に限り、認可制から届出制にすることにすれば、当局の適切なチェックも維持することが可能である。 <p>(現状)</p> <p>現在、保険会社が他の保険会社(外国保険業者を含む)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。)を行う場合は、その内容を定めて、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。(保険業法98条第1項第1号および同第2項)</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300046	金融庁	金融機関による「証券仲介業」での取扱い商品の拡大	証券取引法第65条	登録金融機関（保険会社も含まれる）は認可を受けて、投資信託受益証券及び投資証券等について売買、取引の委託の媒介等を行うことができる	e		「証券取引法等の一部を改正する法律」（平成16年法律第97号）により、登録金融機関である保険会社は、投資信託受益証券等については証券仲介業の業務範囲と同様の業務をすることが可能。保険業法によっても、証券仲介業について特段の業務範囲の制限はされていない。施行日は本年12月1日。					
z0300047	金融庁	保険業法上の主要株主規制の整理・緩和	保険業法第127条1項、同法第271条の3第1項、同法施行規則第210条の14	保険会社が他に特段の定めがある事項以外の事項に係る定款の変更をしたときは届出が必要。保険主要株主が定款を変更した場合には届出が必要。	c	-	保険会社に係る届出は、当該保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、保険会社を監督する上で把握しておくことが必要と考えられる事項について届出事項としたものであり、一方、保険主要株主に係る届出は、保険会社の株主として当該者が適切であるかの判断のための届出事項であり、それぞれ異なる立場にある者に対して、異なる観点から必要とされている届出であるから、たまたま主要株主が保険会社であるからといって、その取扱いを変えることは適当でないため、対応することは困難である。		回答では規制の主旨が異なるため対応不可とされているが、規制の主旨は異なるとしても、同一の法律のもと、同一内容に関して複数の届出を行うのは、事業者に対し、無用な事務負担を課すものである。規制の整理について具体的対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	前回回答のとおり、それぞれの届出事項は異なる観点から必要とされているものであり、無用なものであるとはいえず、対応することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300046	金融庁	金融機関による「証券仲介業」での 取扱い商品の拡大	5034	50340003	11	(社)日本損害保険協会	3	金融機関による「証券仲介業」での取扱 い商品の拡大	金融機関における「証券仲介業」での取扱い 有価証券に外国国債、社債、株券に加え、投 資信託を追加していただきたい。	【実施内容】 ・保険会社本体が投資信託を含めた 有価証券の証券仲介業務を行う 【効果】 ・顧客の利便性向上 ・事業の効率化	保険会社は投資信託の販売会社として 契約締結権を有するが、一方で、証券 仲介業としては投資信託の取扱は認め られていない。特定証券業務（証取法6 5 二）を行っていない保険会社が証券 仲介業として投資信託の仲介業務を行 えない理由はないものとする。	
z0300047	金融庁	保険業法上の主要株主規制の整 理・緩和	5034	50340004	11	(社)日本損害保険協会	4	主要株主規制の整理・緩和	保険会社等の業法の規制を受ける会社 が、他の保険会社等の主要株主である 場合、自らの定款等の変更を行ったとき には、自ら、業法の規定に基づき必要な 届出を行うほか、別途、他の保険会社 等の主要株主としても届け出が求めら れている。同一の所管官庁に対して、同 一の法律のもと、同一内容に関して複数 の届出を、違反の場合には行政罰を課 してまで求めることは過剰であり、既に 主要株主規制以外で届出を行っている 場合には、主要株主規制のもとでの届 出を免除してほしい。	事業者及び行政双方の手續に係る管理 コストの削減が図れる。	2002年4月の銀行法等の改正により 主要株主規制が順次導入されたが、既 存の規制との関係が未整理のまま、届 出対象が拡大されてきているため。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300048	金融庁	証券取引法上の主要株主規制の整理・緩和	証券取引法第28条の4第2項、同法第33条の2	証券会社の株主で、主要株主（原則100分の20以上の議決権を保有している株主）となった者は、対象議決権保有届出書を遅滞なく内閣総理大臣に提出しなければならない	b		今後、主要株主規制の趣旨を踏まえながら検討。		要望についての 具体的な方向性について、示されたい。 上記を踏まえた検討実施時期について、具体的に示されたい。	b		現在検討を行っているところであり、今後、主要株主規制の趣旨を踏まえた検討の結果、可能である改正については措置を行ってまいりたい。
z0300049	金融庁	損害保険代理店登録時に必要な「役員氏名住所一覧」からの住所の削除	保険業法第277条第2項第2号	損害保険代理店の登録を受けようとする者が法人である場合には、登録申請時にその役員の名及び住所を記載した書面を添付する必要がある。	c	-	個人の氏名・住所については、当該個人を特定するための情報として基本的かつ重要なものであり、現在、公的な申請を行うときに、通常記載を要求されているものであると考えられる。 損害保険代理店の登録申請時の提出事項のうち、役員の名・住所については、登録申請時一度きりの提出でよく、以後変更が生じた場合にも届出の義務はないこととされており、煩瑣であるとはいえない。したがって、上記の公的な申請における個人特定の手段としての重要性にもかんがみれば、対応することは困難である。		個人を特定するための方法としては、氏名と生年月日を届け出ることによっても十分可能であると考えられる。また登録事務の均質化による事務ロードの軽減・不備の減少が図れることから、要望内容の実現につき、具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	損害保険代理店の登録申請時の提出事項のうち、役員の名・住所については、当該個人を特定するための情報として基本的かつ重要なものであり、また、登録申請時一度きりの提出でよく、以後変更が生じた場合にも届出の義務はないこととされており、煩瑣であるとはいえないこと等から、前回回答のとおり対応することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300048	金融庁	証券取引法上の主要株主規制の 整理・緩和	5034	50340004	21	(社)日本損害保険協会	4	主要株主規制の整理・緩和	主要株主規制は、銀行法、保険業法、証券取引法に見られるが、うち、証券取引法は、主要株主と特別の関係のある者についても「みなし主要株主」とし、規制の対象は他の2法と比べても幅広く、似て非なるものとなっている。例えば、銀行や保険会社がグループ内の傘下に証券会社があると、グループ内の各社も証券取引法上の「みなし主要株主」として規制の対象となってしまう(投信法、投資顧問業法も、証取法と同様)。主要株主規制の趣旨は、主要株主の適格性にあるので、銀行、保険会社等、既に業法上監督当局の規制を受ける業種については、証券取引法上の主要株主規制の対象外とするか、規制の対象を親会社である銀行、保険会社本体のみとしてほしい。	事業者及び行政双方の手續に係る管理コストの削減が図れる。	2002年4月の銀行法等の改正により主要株主規制が順次導入されたが、既存の規制との関係が未整理のまま、届出対象が拡大されてきているため。	
z0300049	金融庁	損保代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」からの住所の削除	5034	50340005	11	(社)日本損害保険協会	5	損保代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」からの住所の削除	損保代理店登録時に必要な「役員氏名・住所一覧」について、住所を不要とし、代わって生年月日を必要とするように改定いただきたい。	登録事務の均質化により、ロードの軽減や不備の減少が期待できる。	損保代理店登録時に、法人代理店の役員氏名、住所を取り付けているが、店主以外の代表者については、氏名と生年月日を提出しており、住所は提出していない。また、役員・使用人届においても、住所に代わり、生年月日を届出している。不整合である。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300050	金融庁	損保代理店登録・届出手続電子化実施後の個人代理店死亡および法人代理店組織変更における代理店登録特例の設定	保険業法第276条、第277条、第278条	保険募集等を行う保険代理店については、登録制度を実施しているが、個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等事実上代理店業務に支障がない場合であっても新たに代理店登録をしなければならない場合があり、その過程において業務の空白期間が生じることがある。	a		保険契約者の利便の向上の観点から個人代理店の店主死亡時や法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを実現しているが、電子化実施後も同様の運用で対応する。					
z0300051	金融庁	損保代理店の募集従事者届出の簡素化	保険業法第302条、同法施行規則第236条、ガイドライン3-2、ガイドライン4-1-12	損害保険代理店は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときはその者の氏名及び生年月日を届け出なければならない。	c	-	損害保険代理店の役員又は使用人で保険募集を行う者については、損害保険代理店本人の登録拒否要件のチェック上把握が必要であること、また、日常の監督の上でも把握しておく必要があるため、事前の届出の対象としているところである。したがって、ご要望の「台帳管理方式」や「事後届出」では、登録拒否要件のチェックを行うことができず、保険契約者保護の観点から問題があると考えられるため、対応することは困難である。		募集従事者届出の手続簡素化および迅速な募集開始を実現するためにも、要望内容の実現につき、対応策を改めて検討され、示されたい。	c	-	損害保険代理店の役員又は使用人で保険募集を行う者については、損害保険代理店本人の登録拒否要件のチェック上等から事前の把握が必要であり、ご要望の「台帳管理方式」や「事後届出」とすることについては、前回回答のとおり、保険契約者保護の観点等から問題があるため、対応することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300050	金融庁	損保代理店登録・届出手続電子化 実施後の個人代理店死亡および法 人代理店組織変更における代理店 登録特例の設定	5034	50340006	11	(社)日本損害保険協会	6	損保代理店登録・届出手続電子化実 施後の個人代理店死亡および法人代理店 組織変更における代理店登録特例の設 定	損保代理店登録・届出手続の電子化実 施後においても、個人代理店死亡およ び法人代理店組織変更における登録空 白期間解消・短縮のための特例取扱い を設定いただきたい。	個人代理店死亡および法人代理店組織 変更の場合には、通常の登録申請手 続・スケジュールとは別の特例を実施す る。具体的には、事由発生時の財務局 への連絡・確認を前提として、随時申請 受理・早期登録実施を行う。	<p>昨年の規制改革要望によって、個人代 理店死亡および法人代理店組織変更に おいて、代理店業務の空白期間が極力 短くなるよう登録制度の運用の見直し (具体的には財務局が個別相談に応ず る取扱い)が実現した。しかしながら、登 録手続の電子化後、登録事務が所定の スケジュールに従って機械的に処理され る場合、財務局への個別相談等の機会 が失われる可能性がある。</p>	
z0300051	金融庁	損保代理店の募集従事者届出の 簡素化	5034	50340007	11	(社)日本損害保険協会	7	損保代理店の募集従事者届出の簡素 化	<p>損保代理店の募集従事者の届出にお いて、以下のような事項をご検討いた だきたい。</p> <p>都度届出方式を改め、代理店におけ る台帳管理方式とする。</p> <p>または、一定の要件を満たす代理店 の場合(すでに複数の使用人を有する、 店主・代表者が専任監督等に関する誓 約書・念書等を差し入れるなど)、一定 期間内の事後届出を認めていただき たい。たとえば、「募集に従事する使用人 となったときの翌月末」に包括して届け 出、のような形が考えられる。</p> <p>上記、いずれも対応不可能の場合、 代理店代表者が退任し、引き続き使用 人として募集に従事する場合に限り、事 後的な使用人の届出を可としていただ きたい。</p>	<p>損害保険募集従事者届出手続の簡素 化および迅速な募集開始の実現。</p>	<p>(理由)</p> <p>手続簡素化および迅速な募集開始を実 現する。また、代理店の主体的管理によ る法令遵守の徹底を図る。</p> <p>については、資格・経験のある者を新 たに募集に従事する使用人とする場合 であっても、採用・転入後、待機期間が 生じてしまう。新規に教育を受ける者の 場合も、募集に従事するための講習、資 格試験等を修了してから届出を行うた め、手続き期間中が待機期間となる。使 用人に関する専任監督は使用者である 代理店主または法人が負担しており、 当該店主・法人を保険会社は指導監督 していることから、一律に使用人の事前 届出を求めなければならない決定的な 必要性はない。</p> <p>については、退任する代表者は、従 前、募集従事者として審査・登録されて いることから、使用人となる場合に事前 の届出・再審査は不要と考える。</p> <p>(現状)</p> <p>損保代理店が保険募集を行うにあつ ては、登録のほか募集従事者の届出を 行うこととなっている。(保険業法302 条)</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300052	金融庁	損保代理店が登録を行うべき「その他業務」の簡素化	保険業法第277条、事務ガイドライン3-2	事務ガイドラインに規定されている募集人登録申請書記載要領において、「他に業務を行っている場合については、その主要な業務の記載をもって足りる。ただし、生命保険募集人の登録を受けている場合にはその旨を記載する。」とされている。	b		代理店登録・届出手続き電子化が実施されれば、当局として生命保険募集人を行っていることを確認できることとなるため、電子化を待つて、生命保険募集人の登録の記載の削除を検討することとする。		検討実施時期について具体的に示されたい。	b		平成16年度中に登録届出主体である協会等が代理店登録・届出手続きの電子化を実施する予定となっており、このような電子化の実施の後、検討を行う。
z0300053	金融庁	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃	保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が、従属業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるもの）を行おうとするときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	c	-	保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められるかどうか等について審査しているものであり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可を不要とすることは困難である。なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理・代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行おうとするときの認可について、協調融資の特性を踏まえた認可手続（契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする）としたところであり（平成15年6月事務ガイドライン改正）、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。		保険会社の業務として既に認められている業務・事務について、改めて審査する必要性は認められないと考える。また認可に要する時間とコストを考えると、活発・迅速な経済活動が阻害されているとの実態もあるとのことであり、この点に具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。検討結論の時期について、具体的に示されたい。	c	-	再検討要請中、保険会社の業務として既に認められている業務・事務まで審査をする必要性は考えられないとあるが、保険会社が、他の保険会社等の業務の代理等を行おうとする場合に認可を必要としているのは、業務の代理等が付随業務であることにかんがみ、認可申請者である保険会社が当該業務の代理等を行うことによって固有業務の遂行に支障を及ぼさないよう、認可申請者として当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行できる体制となっていることや、保険契約者保護等の観点から、代理に係る業務若しくは代行に係る事務の範囲又はそれらに関する責任の所在等が明確に定められていること等について審査を行う必要があるからであり、また、実際には、生保会社による損保会社の業務代理等、損保会社による生保会社の業務代理等、あるいは銀行や投資顧問業者の業務代理等など、当該保険会社が行っていない業務の代理等が行われているものであり、審査が不要との指摘は当たらず、ご要望に対応することは困難である。なお、前回回答及び再検討要請にあるとおり、保険会社が円滑に業務を行えるよう既に対応しているところ。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300052	金融庁	損保代理店が登録を行うべき「その他業務」の簡素化	5034	50340008	11	(社)日本損害保険協会	8	損保代理店が登録を行うべき「その他業務」の簡素化	損保代理店が損害保険代理業以外の業務を行う場合には、その業務の種類を登録申請書に記載して内閣総理大臣に提出することとなっているが、その業務については「主たる業務」の記載をもって足りるものとしていただきたい	業務変更の都度提出する「登録事項変更届」事務の効率化	損保代理店は保険商品を広く国民に普及させるため、個人・法人を含め、一般事業者がその役割をになっており、該当する「他の業務」は幾種類にも及び、これを登録・変更の都度、届出を行うことは事務手続き上煩瑣であり、現行の行政上の事務ガイドラインにおいても「その主要な業務の記載をもって足りる」ものとして運用されている。しかしながら損保代理店の場合、「生命保険募集人の登録を受けている場合はその旨も記載する」ものとされており、生命保険募集人に比して過剰な規制が図られており、生命保険募集を開始・廃止した場合には必ず届出が必要となっている。	
z0300053	金融庁	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃	5034	50340009	11	(社)日本損害保険協会	9	金融業を行う者の資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行の認可の撤廃	(要望) 資金の貸付の代理または資金の貸付に係る事務の代行については認可不要とする。	取引を機動的に行うことが可能となり、収益性向上に資する。	(理由) ・広く「金融業」を行う者の代理代行を行うことにつき認可制とする意義がない。 ・同一業務にもかかわらず、銀行法上は認可が必要とされており、均衡を欠く。 ・認可手続きに時間と手間を要すると、取引の成立に支障を来し、収益機会を逸する懸念がある。 (協調融資については、包括認可となっており、既に認可を取得しているため個別認可は不要となっているが、今後、個別の融資の代理代行や融資のアレンジャー業務等を行うケースも想定され、その場合は機動性が失われることになる)。 (現状) 協調融資の幹事業務や個別の融資の代理代行、また融資のアレンジャー業務等を行う場合には、業務の代理、事務の代行として金融庁の認可が必要とされている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300054	金融庁	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	保険業法第98条、 同法施行規則第 51条	保険会社は、他の保険会社（外国 保険会社を含む。）の保険業に係る 業務の代理又は事務の代行を行う ことができるが、船主責任相互保 険組合法に基づく日本船主責任相 互保険組合は保険業法上「保険会 社」に該当せず、保険会社はその 業務代理・事務代行ができない。	b		保険会社と日本船主相互保険組合 との間で代理・代行業務を行えるよ うにすることについては、日本船主 相互保険組合が非営利・相互扶助 を目的とした組織であること等を踏 まえ検討する必要があるものであ り、代理・代行を行えるようにするこ とが適当か、引き続き検討する。		今年度中の結論の可否について （否であれば具体的時期時期につ いて）、具体的に示されたい。	b		保険会社と日本船主相互保険組合 との間で代理・代行業務を行えるよ うにすることについては、日本船主 相互保険組合が非営利・相互扶助 を目的とした組織であること等を踏 まえ検討する必要があるものであ り、代理・代行を行えるようにするこ とが適当か、引き続き検討すること としているものであり、結論のスケ ジュール等を示すことは困難である が、前回回答のとおり、引き続き検 討する。
z0300055	金融庁	保険議決権大量保有者の「変更報告 書」提出事由の簡素化	保険業法第271 条の3第1項、同 法第271条の4第 1項、証券法第27 条の25	保険議決権大量保有者は、総株主 の議決権の5%超の議決権を保有 したとき、またその後、議決権保有 割合が1%以上増減したときなどは 保険会社等の議決権保有に係る届 出書の変更報告書を提出しなけれ ばならない。	c	-	保険議決権保有に係る届出書の提出 や保険議決権保有届出書に関する 変更報告書の提出は、保険契約 者保護の観点から、所管大臣が把 握しておく必要があるとされている ものであり、保険会社の行為により 生じた議決権保有割合の変更で あっても、その必要性には何ら変わ りがない。したがって、ご要望に対 応することは困難である。		保険議決権大量保有者が百分の 五を超える議決権の保有者となっ た後に、自社株買いの結果として、 百分の一以上増加した場合につい ては、保険業法第271条の3第1 項各号に掲げる事項に変更があつ た場合に、内閣総理大臣に提出す ることとされている変更報告書（保 険業法第271条の4）に該当するも の、株主の意図により発生するも のではなく、監督上の大きな問題は ないものとする。また、証券取引 法の「株券等の大量保有の状況に 関する開示（5%ルール）」では、変 更報告書の提出は「保有株券等の 総数の増加又は減少を伴わない場 合を除く」とされていることを鑑みれ ば、同様の対応を検討することは 可能であるとする。 また代表者氏名の変更について も、届出時点（5%を超えた時点） の主要株主の実在性を確認できれ ばよいものと思われ、変更の都度 届出を行う意義は少ないものと思 える。以上の観点から 保険会社 が自社株を購入した場合について 提出義務を課さない 代表者氏名 を変更した場合について提出義務 を課さないことについての具体的な 対応策を改めて検討され、示されたい。	c	-	保険議決権保有に係る届出書の提出 や保険議決権保有届出書に関する 変更報告書の提出は、保険契約 者の保護や保険会社の健全性の 維持等の観点から、保険会社の経 営に対して影響を及ぼし得る者を 把握する必要があることから行わ れるものであり、株主の意図による ものか否かによって、その必要性が 変わるものではない。 また、証券取引法のいわゆる5% ルールは、株券等の大量の取得・ 保有・放出等に伴う株価の乱高下 によって、一般投資家に不測の損 害を与えるおそれがあることにかん がみ、当該大量取得等の情報が迅速 に投資者に開示されるよう導入さ れたものであり、保険業法とは、そ の趣旨、目的等が異なっているも のである。 したがって、前回回答のとおり、ご 要望に対応することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300054	金融庁	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	5034	50340010	11	(社)日本損害保険協会	10	保険会社の業務の代理代行範囲の拡大	<p>保険会社は、「他の保険会社(外国保険業者を含む。)の保険業に係る業務の代理または事務の代行」を行うことができる。諸外国の船主責任相互保険を扱う組合は保険業法上、外国保険業者に該当するため、保険会社はその業務等の代理代行を行うことができる一方、我が国の船主責任相互保険組合(JPI)は、保険業法上、「保険会社」にも「外国保険業者」にも該当せず、保険会社はその業務等の代理代行ができない。保険会社が業務の代理又は事務の代行が受託できる相手方にJPIを加える。</p>	<p>1. 船舶保険を営業する多くの損保がJPIとの提携により「ワスタグ・ショピング」を提供できることから、販売ルートにおける契約者の選択肢が広がる。同時に損保間の募集競争を通じて「船舶保険」間および「PI保険」間の商品競争も促進される。</p> <p>2. JPIにとっては募集方法の選択肢が広がり、コスト追求を通して相互保険組合の使命が達成できる。一方、損保側は現有経営資源の有効活用が図れる。このコスト削減・経営資源の有効活用は保険料、商品内容を通じて将来契約者に還元される。</p>	<p>JPIも保険会社と同一視されるべきであり、かつ、諸外国の船主責任相互保険組合から保険会社が業務の代理又は事務の代行が行えることとのイコールフットイングの観点からも、JPIからの業務の代理又は事務の代行を可能とすべきである。</p>	
z0300055	金融庁	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	5034	50340011	11	(社)日本損害保険協会	11	保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化	<p>「変更報告書」の届出事由から、()保険会社が自社株を購入した場合や、()代表者氏名を変更した場合を外すなど、保険会社を監督するうえで特に影響を及ぼさない項目を検討したうえで、所要の簡素化を図っていただきたい。</p>	<p>変更の都度提出する「変更報告書」届出事務の効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保険会社の総議決権の5%超の議決権を保有する者は、議決権保有割合(商号・住所等 資本金額・代表者氏名(法人である場合のみ)について変更が生じた場合には、「変更報告書」を提出しなければならない。 ・しかし、()議決権保有割合については、例えば保険会社が自社株を購入した場合変更が生じるが、これを保険議決権大量保有者が常時把握しておくことはその変更管理が煩瑣であり、保険会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで、保険議決権大量保有者に届出義務を課することは過剰な規制と考える。また、()代表者氏名の変更については、行政は届出時点(5%を超えた時点)の主要株主の実在性を確認できればよいものと思われ、変更の都度、届出を行う意義は少ないものと考えられる。 ・なお、証券取引法の「株券等の大量保有の状況に関する開示(5%ルール)」では、変更報告書の提出は「保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない場合を除く」とあり、株券の発行者である会社の行為により生じた議決権保有割合の変更事由にまで届出義務は課されていない。同様に、代表者氏名の変更についても、「大量保有報告書に記載すべき重要な事項の変更があった場合」のみ変更報告書を提出すべきとされているため、届出事由とされていない。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300056	金融庁	保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続きの明確化	特になし	保険会社が外国で営業を開始する際に、外国監督当局から提出を求められる日本の監督当局による証明書類等の発行手続きについて、保険業法等において特段の規定は定められていない。	a	-	保険会社が外国で営業を開始する際に、外国監督当局から提出を求められる日本の監督当局による証明書類等の発行手続きについて、今後、ルールを明確化することとする。		実施時期について、具体的に示されたい。	a	-	外国監督当局からいかなる証明書類等の提出が求められているか等を調査したうえ、平成16年度中にルールの明確化を行う。
z0300057	金融庁	積立勘定における株式の代物弁済	保険業法施行規則第26条、第63条	金融庁長官の承認等により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、積立勘定に属する財産を一般勘定等に振り替えることは認められていない。	c	-	積立勘定は、公正かつ衡平な剰余金の分配をするために、保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る責任準備金の金額に相当する財産の全部又は一部をその他の財産と分別して運用するための勘定である。積立勘定については、その安定的な運用が求められており、保険業の免許申請に際しては、積立勘定を設ける場合においては、その属する財産の種類及び評価の方法を記載し、内閣総理大臣は、その属する財産の運用に係る体制が適正であるかどうかを審査しなければならないとされ、また、積立勘定とその他の勘定の間の振替についても、極めて限定的に金銭の振替のみが認められているところである。したがって、積立勘定の安全な運営の観点等から、ご要望に対応することは困難である。		積立勘定を安定的に運用することの必要性・重要性は理解するが、要望は、積立勘定の資産運用として融資を行った結果として、不可避的に株式を担保取得せざるを得なくなったケースやDESを要請されたケースに限定して、積立勘定とその他の勘定間の振り替えを行うことを求めるものである。上記の主旨を踏まえた上で、具体的な対応策について改めて検討され、示されたい。検討時期について示されたい。	c	-	前回回答のとおり、積立勘定の安全な運営の観点等から、ご要望に対応することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300056	金融庁	保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続きの明確化	5034	50340012	11	(社)日本損害保険協会	12	保険会社が外国で営業免許を申請する際の必要書類発行手続きの明確化	<p>保険会社が外国で営業する場合に必要な金融庁による証明書類発行手続きを明確化していただきたい。具体的には 証明書類発行に係る窓口の明確化 書類の発行を申請する際に必要となる関係書類・資料の明確化 申請から発行迄に要する期間の明確化 を求める。</p>	<p>必要書類の入手手続きが明確化すれば、外国に支店を設置する場合等の事業計画のスケジュールが予測しやすくなり事業運営が効率化する。</p>	<p>保険会社が外国で営業する場合、現地の保険監督当局は進出保険会社の財務の健全性を確認するために母国の監督当局による証明書類の提出を求めるのが通常。日本の保険会社が外国で保険事業免許を申請する場合は金融庁の証明書類が必要だが、現在こうした書類の発行に係るルールが定められていないため、必要な時期に書類を準備することができず、外国における保険事業の展開に支障を来している。</p>	
z0300057	金融庁	積立勘定における株式の代物弁済	5034	50340013	11	(社)日本損害保険協会	13	積立勘定における株式の代物弁済	<p>保険会社は、金融庁長官の承認により金銭を他の勘定に振り替える場合を除き、財産の勘定間振り替えを行うことが出来ない。株式保有が出来ない積立勘定に区分されている貸付金については、以下のようなやむを得ない場合に限り、当該貸付金を事前に一般勘定に振り替えることで、株式の代物弁済が行えるようにしていただきたい。</p> <p>DES(債務の株式化)の適用により株式を受け入れる場合 株式を担保取得している場合 なお、財産(貸付金)による勘定間振り替えを行う代わりに、いったん株式を一般勘定で受け入れて、即時に当該積立勘定に金銭を振り替えることでも構わない。</p>	<p>DES(債務の株式化)等を用いた再建計画の応諾が可能となり、債務者である経営不振企業の再生が期待出来る。また、株式を担保取得している場合で代物弁済を受けざるを得ない場合の対応が可能となる。</p>	<p>積立勘定による株式の受け入れが出来ないため、経営不振企業のDES(債務の株式化)を用いた再建計画に対し、損保会社のみ応諾出来ないおそれがあるため。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300058	金融庁	保険会社による資産別運用比率規制（いわゆる3-3-2規制）の撤廃	保険業法第97条の2、同法施行規則第48条	保険会社の資産運用については、国内株式や外貨建資産の保有は総資産の30%以内、不動産の保有は総資産の20%以内等の規制がある。	c	-	金融審議会第二部会中間報告（平成13年6月26日）における「ALMの充実など保険会社自身のリスク管理能力の向上や財務面での充実等の状況に応じ、これを見直していくことが適当である。」との趣旨を踏まえ、監督手法の充実（平成13年9月～オフサイトモニタリング導入）等を図ってきた。 資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、保険監督者国際機構（IAIS）において資産運用に関する法的規制が求められていること等から困難であるが、外貨建保険契約の外貨建資産による運用について、為替リスクがないことから見直しを行った（平成15年内閣府令第62号）など、資産別運用比率規制について見直しを図った（平成15年6月8日施行）。		回答では、資産別運用比率規制そのものを廃止することについては、IAIS（保険監督者保護機構）において資産別運用に関する法的規制が求められていること等から現時点では困難とされているが、一方で、要望内容にあるように、既に実効性の高いオフサイト・モニタリングの導入等の監督手法の充実という代替措置によって規制目的は達成されていると考える。 これらの点を踏まえ、運用比率の大幅な緩和等の見直しも含め、要望の実現に対する具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	IAISにおいて資産運用に関する法的規制が求められていること等に対応するためには資産別運用比率規制が必要かつ有効であると考えられ、前回回答のとおり、ご要望に対応することは困難である。なお、当該資産別運用比率規制については、必要に応じてその規制の見直しを行っているところである。
z0300059	金融庁	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化（電子公告の導入）	保険業法第22条、第274条等	保険会社が保険業法上の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞誌への登載が義務付けられている。	b		保険会社が保険業法上の規定により行う公告について、電子的方法でも可能となるよう、具体的な内容について検討する。		回答では、「保険業法上の規定により行う公告について、電子的な方法でも可能となるよう具体的な内容を検討する。」とされているが、具体的な方向性について示されたい。上記を踏まえた検討時期について、具体的に示されたい。	b		保険会社における電子公告の導入については、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況等も踏まえつつ、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300058	金融庁	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃	5034	50340014	11	(社)日本損害保険協会	14	保険会社による資産別運用比率規制(いわゆる3-3-2規制)の撤廃	(要望) 保険会社の資産別運用比率規制を撤廃し、監督上のオフサイトモニタリングで代替する。	・資産運用の自由度が向上することにより、資産運用パフォーマンスの向上が期待される。 ・当局への報告等の事務が軽減される。	(理由) 現行規制は取得原価での総資産対比の規制であり、実質的には意義が薄れている。また、監督上はオフサイト・モニタリングが導入・強化されており、総合的なリスク管理により、同規制の代替が図られていることから、撤廃しても問題ないと考えられる。 なお、IAISの基本原則では資産別規制が望ましいとされているが、より実効性の高いオフサイト・モニタリングという制度によって同原則の趣旨は充たされていると考えられ、同原則の存在を根拠に現行規制を存続させる理由はないと考える。 (現状) 保険業法においては、保険会社は資産(株式・外貨建資産・不動産等)毎に総資産等に対する保有比率が定められている。	
z0300059	金融庁	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化(電子公告の導入)	5034	50340015	11	(社)日本損害保険協会	15	保険業法上の公告事項に関する公告手段の多様化(電子公告の導入)	株式会社、有限会社の公告事項の公告手段として、電子公告制度を導入する商法改正が予定されているが、保険業法上特に日刊新聞紙への公告が必要とされている事項(組織変更、契約移転、合併など)についても、同様に電子公告を認めていただきたい。	企業再編等に伴う公告コストの削減につながる。	商法改正により電子公告が日刊新聞紙への公告と同等の公告手段として位置づけられる見込みである。これに伴い、保険業法上、保険契約者保護等の観点から特に官報でなく日刊新聞紙によることとされている事項についても、電子公告を認めるべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300060	金融庁	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険業法第265条の39、第270条の6第2項第1号、第274条	保険契約者保護機構は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告しなければならないこととされている	c	-	<p>保険契約者保護機構は、破綻保険会社に係る保険契約の移転における資金援助を行う等一般保険会社とは異なる公共性を有していることから、財産目録等の官報公告が義務付けられているところであり、その簡素化については慎重に検討する必要がある</p> <p>また、保険会社（保険契約者保護機構が保険業を行う場合も含む）の公告について日刊新聞紙への掲載を要していることについては、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況を踏まえつつ、電子公告の導入について、具体的な内容について検討を開始する予定。</p>		保護機構がその性質として、一般保険会社とは異なる公共性を有しているとしても、財産目録まで公告する必要はないと考える。また、財務諸表および損益計算書についても、一般の保険会社と同様に、その主旨のみの記載で足りるものとする。以上の主旨を踏まえ、要望にある掲載内容の簡略化についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。公告手段の見直しに関する検討の実施時期について、具体的に示されたい。	c	-	<p>前回回答のとおり、保険契約者保護機構の財産目録等の官報公告の簡素化については、同機構の公共性から、慎重な検討が必要。また、保険会社（保険契約者保護機構が保険業を行う場合も含む）の公告について日刊新聞紙への掲載を要していることについては、法務省における電子公告制度の導入に係る検討状況を踏まえつつ、電子公告の導入について、16年度中に具体的な内容について検討を開始する予定。</p>
z0300061	金融庁	生保募集人登録事務の簡素化	保険業法第277条、事務ガイドライン2-3	事務所の住所は、募集人登録申請書の記載事項とされている。	c	-	<p>出先事務所の住所の記載は、代理店に対する検査の実効性の確保等の観点から必要であり、募集人登録申請書から同記載を削除することは困難である。</p>		登録事務の簡素化の観点から、改めて実施の可否について検討願いたい。	c	-	<p>出先事務所の住所の記載は、代理店に対する機動的な検査の実効性を確保する等の観点から不可欠であり、募集人登録申請書から同記載を削除することは困難である。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300060	金融庁	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	5034	50340016	11	(社)日本損害保険協会	16	保険契約者保護機構の決算公告の簡略化	保険契約者保護機構の決算公告は、官報または日刊新聞紙何れかへの掲載、または電磁的方法による掲示とし、掲載内容は貸借対照表及び損益計算書又はその要旨とする。	日刊新聞紙への公告費用が削減され、保険契約者保護機構の経費軽減につながる。	保険契約者保護機構の公告範囲・公告方法は、保険会社と同等の条件を満たしているべきではあるが、保険会社の決算公告が要望内容同様の規定となっているため、保険契約者保護機構に対してはより厳しい要件が求められることとなってしまっている。	
z0300061	金融庁	生保募集人登録事務の簡素化	5034	50340017	11	(社)日本損害保険協会	17	生保募集人登録事務の簡素化	(要望) 出先事務所登録の完全削除	代理店・保険会社での二重管理ロードの削減。	(理由) 法人募集代理店については法人単位で代理店登録を行っており、出先事務所登録についても代理店内で管理を行うべきものであり改めてそれ以上の管理の必要性がない。 (現状) 事務ガイドラインにて母店外の事務所登録が必要である。(昨年の事務ガイドラインの改正により、法人代理店の出先事務所については「一事務所登録方式」が採用できるようになり、結果的に募集人の所属事務所を本店(あるいは母店)として読みかえることが出来るようになったが、そもそもの「事務所の名称、所在地」については従来と変わらず管理が必要である。)	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300062	金融庁	企業が契約者となる場合の事前審査事項等の見直し	保険業法第4条、第5条、第123条	保険業法123条第2項に規定されている届出については、行政による事前審査が規定されており、実質的に認可制と同様、届出内容を事前に審査し、届出内容の変更・撤回を命じることができる仕組みとなっている。	C	-	保険商品の事前審査については、商品の持つ公共性や本質的に複雑な契約となるその商品性など、商品の特性を踏まえて最低限度必要な範囲で行っているのであり、企業が契約者であるという理由をもって、同審査を廃止すること等は、契約者保護等の観点から困難である。なお、届出については申請内容に応じた審査の上で期間短縮を行っており、消費者ニーズへの迅速な対応にも配慮している。		大企業等においては事業環境の急激な変化に伴い、複雑かつ多様なリスクに対応するために速やかに必要とする保険を手配しているニーズが強い。そのようなニーズに対応するために更なる審査期間の短縮を求めているのであり、企業の規模等一定の範囲を定めた上で基礎書類の簡素化を図ることについての可能性について、示されたい。	C	-	保険商品の事前審査については、商品の持つ公共性や本質的に複雑な契約となるその商品性など、商品の特性を踏まえて最低限度必要な範囲で行っているのであり、大企業等が契約者であるという理由をもって、更なる審査期間の短縮を行うことは、契約者保護の観点から困難である。
z0300063	金融庁	『普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書』形態での契約を締結できる保険契約の範囲の限定の拡大	事務ガイドライン5-3-2	普通保険約款の変更については、法による認可又は届出が必要となっている。	C	-	国内の契約については、保険契約に関する知識や交渉能力について保険会社と格差のある中小零細企業が相当程度存するところであり、普通保険約款に特別保険約款を付す形式の保険契約を廃することは、これらの契約者の保護の観点から問題がある。なお、弾力的な組換えが必要となる企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し措置済み。		契約者保護の観点から対応不可とされているが、事業環境の多様化により弾力的な保険内容を求める企業のニーズに答えられないケースが存在するのも事実であり、企業の規模等一定の範囲を定めた上で、「普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書」形態での契約の範囲を国内の事業活動を対象とすることについての可能性について、示されたい。	C	-	保険契約に関する知識や交渉能力について保険会社と格差のある中小零細企業等にとっては、「普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書」を見るだけでは、自己の特約の内容がどのようなものか確認できないおそれがあること等から、保険約款に特別保険約款を付す形式の保険契約を廃することを国内の企業活動を対象とした保険契約にまで広げることは困難である。なお、企業向け損害保険商品の普通保険約款のうち、外国又は国際間に係る契約についてはすべて自由化し、措置済み。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300062	金融庁	企業が契約者となる場合の事前審査事項等の見直し	5035	50350001	11	東京海上火災保険株式会社	1	企業が契約者となる場合の事前審査事項等の見直し	企業が契約者となる場合の保険商品の事前審査事項を、事業方法書の被保険利益に関する事項等の必要最低限なものに絞った上で他を廃止し、これに伴い審査期間の短縮ならびに基礎書類の簡素化を図っていただきたい。	契約者ニーズに応じた迅速な商品改定の実施。	本邦では企業が契約者となる場合でも、現行保険業法に規定に従い事方書、普通約款、算方書全ての事前審査が必要となっているが、欧米の先進諸国では企業分野の保険商品について事前審査が不要化されている等(例:米国(ニューヨーク州)では大企業が契約者となる場合は保険料・保険約款の事前審査が不要化されている)、本邦より自由化が進んでいる状況にある。わが国においても諸外国同様に企業のリスクが複雑化・多様化し、かつ、変化の激しい状況にある中で、企業が必要とする保険を速やかに提供する必要が生じている。	
z0300063	金融庁	『普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書』形態での契約を締結できる保険契約の範囲の限定の拡大	5035	50350002	11	東京海上火災保険株式会社	2	『普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書』形態での契約を締結できる保険契約の範囲の限定の拡大	『普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書』に基づき保険契約を締結できる保険契約の範囲を企業の国内の事業活動を対象とするものまで拡大していただきたい。	契約者にとってわかりやすい約款構成の実現。	平成15年度には企業の海外の事業活動を対象とした保険契約の普通保険約款について、いわゆる自由化が図られたが、一方、国内の事業活動を対象とした保険契約については依然として普通保険約款に特約の内容を織り込んだ形での契約書を作成し、これに基づいて保険契約を締結することは認められておらず、契約者ニーズに十分応えることが出来ていない状況にある。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300064	金融庁	生命保険特定契約規制の範囲縮小	保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	C	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨を根拠に設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を縮小することは困難である。		回答では、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨を根拠に設けられているが、一方で代理店が実際に募集行為および契約について締結管理の業務を行っているにもかかわらず、募集経費を賄うことにもなる代理店手数料が支払われない不合理が生じている。また企業代理店による特定契約の取扱いが広く可能になることにより募集チャネルの多様化に資する面もあることから、生命保険特定契約規制の範囲縮小について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた検討時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	特定契約の募集に対して募集手数料を支払うことについては、実質的に保険契約者に対して保険料の割引等の利益の提供となる恐れがあり、不公平な競争手段による保険募集等の結果、保険契約者の利益を害することから、規制を撤廃することは困難である。 特定契約規制における特定関連法人の範囲も、上記趣旨を達成するために必要な範囲で定められたものであり、その範囲を縮小することは、保険契約者の保護の観点から困難である。
z0300064	金融庁	生命保険特定契約規制の範囲縮小	保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	C	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を縮小することは困難である。		回答にある規制の趣旨・目的に比して「特定者の範囲」が不必要・不相当に広いこと、複雑に過ぎると考えられる。経済的に一体であるなど、実質的に保険料の割引となる関係に絞って規制すべきと考えられるが、見解について示されたい。	C	-	特定契約の募集に対して募集手数料を支払うことについては、実質的に保険契約者に対して保険料の割引等の利益の提供となる恐れがあり、不公平な競争手段による保険募集等の結果、保険契約者の利益を害することから、規制を撤廃することは困難である。 特定契約規制における特定関連法人の範囲も、上記趣旨を達成するために必要な範囲で定められたものであり、その範囲を縮小することは、保険契約者の保護の観点から困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300064	金融庁	生命保険特定契約規制の範囲縮小	5035	50350005	11	東京海上火災保険株式会社	5	生命保険特定契約規制の範囲縮小	特定関係法人の範囲を縮小していただきたい。	これまで実質的に制限を受けていた企業代理店による特定契約の取扱が広く可能になり、募集チャネルの多様化に資する。また、企業代理店・保険会社の管理ロードが削減され効率化を図ることが出来る。	本規制により、法人代理店が関連企業（特定者）を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができず、実質的には企業代理店が特定契約を扱うことが制限されている状況にある。特定契約を募集する際にも、当該募集代理店が現に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して対価が支払われないという不合理が生じている。	
z0300064	金融庁	生命保険特定契約規制の範囲縮小	5037	50370002	11	三井住友海上火災保険株式会社	2	生命保険特定契約規制の範囲縮小	(要望) 「特定関係法人の範囲」を縮小する。	企業代理店が取り扱うことのできる企業契約の範囲が広がり、募集チャネルの多様化に資する。また企業代理店・保険会社の管理ロードが削減される。	(理由) ・経済的に一体である法人の契約を取り扱って手数料を受けることは保険料の割戻しに相当することが規制の根拠とされているが、特約契約の範囲が広すぎて、企業代理店が企業契約を取り扱うことが過度に制限されている。 ・特定契約の場合も、当該代理店が実際に募集行為および契約について締結・管理の業務を行っているにもかかわらず、その業務に対して全く対価を支払えないことは過剰な規制である。 (現状) 法人代理店が、関連企業（特定者）を契約者とする契約を募集した場合、代理店手数料を支払うことができない。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300065	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	b		商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1を超える場合における金融商品の組み入れ比率制限を撤廃するとともに、顧客へのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得る。		検討の方向性や措置内容、時期、その時期となる理由について、より具体的に見解を示されたい。	b		検討の方向性としては、商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1を超える場合における金融商品の組み入れ比率制限を撤廃するとともに、他の金融商品（投信等）のディスクロージャーとの整合性を図りつつ、商品ファンドのディスクロージャーを拡充するための関連規定を整備することについて、総合規制改革会議の指摘を踏まえて行う投資者保護法制のあり方についての検討の動向を踏まえつつ、結論を得ていくこととなる。
z0300133	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問業者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに限定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300065	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5038	50380001	11	社団法人日本商品投資販売業協会	1	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第2条第1項に規定する商品投資により運用する金額が、運用財産の総額の1/2超となる場合において金融商品を投資対象として組み入れることが可能となっているが、この商品ファンドの従たる部分である「商品投資以外の投資」に関する運用規制の撤廃を要望する。	投資対象をより自由にそして機動的に選択できるようになり、相関性の低いものを組み合わせることにより、商品ファンドの安定運用の道が開かれ、投資家の期待する収益の安定性に寄与することにつながるようになる。	本件は、「規制改革推進3ヵ年計画等のフォローアップ結果」(平成15年5月内閣府公表)において、「平成15年度早期に措置する」旨を踏まえて、速やかなる対応を要望する。	
z0300133	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	41	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300134	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合の上限（原則として50%未満（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組入れ比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		要望趣旨に則り、確定運用を目的とする金融商品を組入れ比率制限の対象外とした場合、業者・投資家等の利害関係者に対してどのような課題が生じるのかといった点を含め、再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1に達しないファンドは、原則として、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の規制対象にはならず、例えば、信託型であれば、投信法の規制対象になり得るものである。従って、確定運用を目的とする金融商品を組入れ比率制限の対象外とした場合、このような商品投資の割合の低いファンドまで商品ファンド法で規制することとなり、適当でないものと考える。
z0300133	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	国内と海外の商品投資顧問業者を区別し、海外の商品投資顧問業者が運用を行うファンドに限定して組み入れ比率制限を撤廃する合理的な理由はないことから、措置は困難である。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300134	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5039	50390054	51	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一時的に資金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が投信法における特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入れ比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の金庫に保管することを推奨することとなる。	
z0300133	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	41	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	海外のCTAが運用対象とする証券先物取引及び金融先物取引については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	海外におけるManaged Futures、いわゆる商品ファンドの投資対象には海外の先物市場に上場されている金融先物取引、証券先物取引等の品目が含まれている場合が多い。海外のCTAが運用を行う際に商品先物・金融先物・証券先物の資産配分をrisk/return以外の観点から行うことは稀であり、組入比率制限の撤廃により、運用対象にこだわらずに優秀なCTAを選択できる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300134	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律	事務ガイドラインにより、商品投資以外の投資として金融商品を組入れる場合の組入れ割合を定めている。	c	-	商品ファンドは、投資家から出資された財産を主として商品投資で運用することで得られた成果を配分する一種の金融商品であり、商品投資以外の投資対象として有価証券、金融先物等を組み入れる場合にはその組み入れ割合の上限（原則として50%未満（証券先物及び金融先物は33%未満））を定めているもの。 このような趣旨に照らせば、商品投資以外の投資対象である金融商品の組入比率制限から、確定運用を目的とする金融商品を限定して除外することは、主として商品に投資しないファンドであっても商品ファンド法により規制することとなり得るため、措置は困難である。		要望趣旨に則り、確定運用を目的とする金融商品を組入れ比率制限の対象外とした場合、業者・投資家等の利害関係者に対してどのような課題が生じるのかといった点を含め、再度検討の上、見解を示されたい。	c	-	商品投資により運用する金額の合計が、運用財産の総額の2分の1に達しないファンドは、原則として、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品ファンド法）の規制対象にはならず、例えば、信託型であれば、投信法の規制対象になり得るものである。従って、確定運用を目的とする金融商品を組入れ比率制限の対象外とした場合、このような商品投資の割合の低いファンドまで商品ファンド法で規制することとなり、適当でないものと考える。
z0300066	金融庁、農林水産省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事業の規制に関する法律第19条	商品投資販売業者と商品投資契約を締結した顧客は契約成立時交付書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面によりその契約の解除を行うことができる。	c	-	商品投資契約においてクーリングオフ規定を設けているのは、商品投資の仕組みが複雑であるため一般の投資者がそれを十分に理解しないまま契約を締結したり、販売業者の勧誘によって冷静な判断をしないまま契約締結に至る事態が想定されることから、投資家に対して契約締結後一定期間は意思決定の再確認をしようとする時間的余裕を与えることとするためである。このため、商品ファンドの多くが一般の投資家に広く販売されている現状において、法目的である投資家保護の観点から、クーリングオフ規定を撤廃することは困難である。なお、金融商品販売法に規定する事業者の事前説明義務事項には、クーリングオフに関する事項も含まれており、同法の施行がクーリングオフ制度を撤廃する合理的理由とはならない。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300134	金融庁、農林水産省、経済産業省	商品投資以外の投資に関する運用規制の撤廃	5040	50400024	51	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	組入比率制限される金融商品のうち、確定運用を目的とする金融商品（特に預金）については組入比率制限の対象外とすることを要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	普通預金、当座預金に一時的に資金をリザーブすることは当然起こりえることであり、預金が投信法における特定資産となったことに伴い、預金にたいする組入れ比率を規制するのは合理性のない規制である。一時的に資金をリザーブする際に、預金を選択せずに、商品投資販売業者の金庫に保管することを推奨することとなる。	
z0300066	金融庁、農林水産省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	5038	50380003	11	社団法人日本商品投資販売業協会	3	クーリング・オフの撤廃	「商品投資に係る事業の規制に関する法律」第19条（書面による解除）は、いわゆるクーリング・オフの規定であるが、撤廃を要望する。	商品ファンドは、多くの投資家による資金を集めて運用にまわされるものであるが、契約が終了しても解除期間が設けられているため、運用に向けて資金投下が出来ないことによる投資機会の逸失が発生する可能性がある。ひいては、これは他の投資家の利益をそく要因にも繋がりがかねない。	このクーリング・オフ規定は、金融商品販売法が制定される以前は、業者と投資家との間における情報量の格差等による実質的不平等性を補完する主旨背景があったと解釈されるが、金融商品販売法が制定されたことにより、同法第3条の説明義務の履行により、また第4条損害賠償責任に服することにより実質的不平等性を補完し、更に投資家に求められている自己責任原則の精神をもって、両者間の法的安定性が図られているものと考ええる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300066	金融庁、農林水産 省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第19条	商品投資販売者と商品投資契約 を締結した顧客は契約成立時交付 書面を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面により その契約の解除を行うことができ る。	C	-	商品投資契約においてクーリング オフ規定を設けているのは、商品 投資の仕組みが複雑であるため一 般の投資者がそれを十分に理解し ないまま契約を締結したり、販売業 者の勧誘によって冷静な判断をし ないまま契約締結に至る事態が想 定されることから、投資家に対して 契約締結後一定期間は意思決定 の再確認をしうる時間的余裕を与 えることとするためである。このた め、商品ファンドの多くが一般の投 資家に広く販売されている現状に おいて、法目的である投資家保護 の観点から、クーリングオフ規定を 撤廃することは困難である。なお、 金融商品販売法に規定する事業者 の事前説明義務事項には、クーリ ングオフに関する事項も含まれてお り、同法の施行がクーリングオフ制 度を撤廃する合理的理由とはなら ない。					
z0300066	金融庁、農林水産 省、経済産業省	クーリング・オフ制度の撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第19条	商品投資販売者と商品投資契約 等を締結した顧客は、契約時交付 書面を受領した日から起算して10 日を経過するまでの間、書面により その契約の解除を行うことができ る。	C	-	商品投資契約においてクーリング オフ規定を設けているのは、商品 投資の仕組みが複雑であるため一 般の投資者がそれを十分に理解し ないまま契約を締結したり、販売業 者の勧誘によって冷静な判断をし ないまま契約締結に至る事態が想 定されることから、投資家に対して 契約締結後一定期間は意思決定 の再確認をしうる時間的余裕を与 えることとするためである。このた め、商品ファンドの多くが一般の投 資家に広く販売されている現状に おいて、法目的である投資家保護 の観点から、クーリングオフ規定を 撤廃することは困難である。なお、 金融商品販売法に規定する事業者 の事前説明義務事項には、クーリ ングオフに関する事項も含まれてお り、同法の施行がクーリングオフ制 度を撤廃する合理的理由とはなら ない。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300066	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	クーリング・オフ制度の撤廃	5039	50390054	31	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。	
z0300066	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	クーリング・オフ制度の撤廃	5040	50400024	31	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	クーリングオフの義務撤廃大半の金融商品にはクーリングオフは無く、運用開始と同時に資金の純資産価値が変動する資金運用には馴染まない概念である。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用に投資顧問の起用・バックオフィス業務の簡素化・商品ファンドの運用コストの軽減・投資家への多様な商品の提供・映画ファンドの振興を通じた映画制作・配給・興行業界の活性化	商品ファンド募集の実務においては、資料請求、申し込み、契約締結、資金の払込と投資家が能動的に判断する局面が多く、契約締結後、投資を取りやめるケースは時折存在する。一方、クーリングオフ制度を活用した資金払込後の契約撤回は、ほとんど利用されていない現状である。クーリングオフの規制を維持する合理的理由は見当たらない。合理的理由が存在するならば、投資信託にも即刻クーリングオフを適用すべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b		平成14年度の規制改正により機関投資家の要件を緩和する等、これまでも借入先については緩和を図ってきている。 貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについて調査を行い、16年度中に検討・結論。		回答では「貸金業者のニーズの有無の調査を行い、検討・結論」とあるが、規制の必要性がないのであれば速やかに実施すべきである。 要望内容はSPCの借入先について貸金業者等を追加することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段（特定社債、優先出資等の証券発行）と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。 適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社（貸金業者も含まれる）で貸借対照表上の「有価証券」「投資有価証券」の合計が100億円以上（従来は500億円以上）のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。 零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論。
z0300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b		平成14年度の規制改正により機関投資家の要件を緩和する等、これまでも借入先については緩和を図ってきている。 貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについて調査を行い、16年度中に検討・結論。		回答では「貸金業者のニーズの有無の調査を行い、検討・結論」とあるが、規制の必要性がないのであれば速やかに実施すべきである。 要望内容はSPCの借入先について貸金業者等を追加することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段（特定社債、優先出資等の証券発行）と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。 適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社（貸金業者も含まれる）で貸借対照表上の「有価証券」「投資有価証券」の合計が100億円以上（従来は500億円以上）のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。 零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上でのニーズについて十分調査した上で、16年度中に検討・結論。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5039	50390001	11	社団法人 リース事業協会	1	資産流動化法の特定目的会社の借入先制限の緩和	・本事項については、平成16年3月に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」において、「貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するニーズについて調査を行い、結論を得る(平成16年度中に検討・結論)」とされた。・早急に、SPCの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講ざれることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	SPCに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。昨年、同要望に対して金融庁から「貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。」との回答が示された。しかしながら、ニーズというものは制度が変わることで生まれることもあり、現段階におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいは緩和するという考え方を採るべきではないかと思われる。	
z0300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5040	50400022	11	オリックス	22	特定目的会社の借入先制限の緩和	SPCの借入先について貸金業規制法に基づく貸金業者などを追加する措置が講ざれることを要望する。	プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	SPCに対して貸付を行う者に対して投資者保護措置と同様の保護を与える根拠はない。むしろ貸金業者にとっては事業機会の拡大に繋がるメリットがある。昨年、同要望に対して金融庁から「貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについての調査を行い、平成16年度までに結論を出すこととする。」との回答が示された。しかしながら、ニーズというものは制度が変わることで生まれることもあり、現段階におけるニーズの有無を判断したうえで制度改正の必要性を見極めるのではなく、規制の必要性がないのであれば、規制をなくす、あるいは緩和するという考え方を採るべきではないかと思われる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	資産の流動化に関する法律第150条の6、同法施行規則第41条	特定目的会社の借入先は、「銀行」及び「適格機関投資家」に制限されている。	b		平成14年度の規制改正により機関投資家の要件を緩和する等、これまでも借入先については緩和を図ってきている。 貸金業者等によるSPCへの貸付に対するニーズについて調査を行い、16年度中に検討・結論。		回答では「貸金業者のニーズの有無の調査を行い、検討・結論」とあるが、規制の必要性がないのであれば速やかに実施すべきである。 要望内容はSPCの借入先について貸金業者等を追加することを求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	b		特定目的借入は、他の特定資産取得のための資金調達手段（特定社債、優先出資等の証券発行）と異なり、証取法が適用されない等、より高度なリスク判断・管理能力を要するものとなっていることから、その対象を適格機関投資家に制限しているもの。 適格機関投資家については15年4月にその範囲を拡大する規制緩和が行われ、有価証券報告書を提出している内国会社（貸金業者も含まれる）で貸借対照表上の「有価証券」「投資有価証券」の合計が100億円以上（従来は500億円以上）のものも適格機関投資家に含まれることとされ、特定目的会社の特定目的借入に応じることが可能となっている。 零細な個人業者が少なくない等の貸金業者実態に鑑みれば、特定目的借入先として必要なリスク判断・管理能力を備えていない者も含まれており、引き続き規制は必要。上記適格機関投資家に関する規制緩和を踏まえた上で、16年度中に検討・結論。
z0300068	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		法施行から5年を経過しているところであり、現状を踏まえた上で、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止の可否について改めて検討されたい。 上記を踏まえた検討実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300067	金融庁	特定目的会社の借入先制限の緩和	5078	50780032	11	(社)日本経済団体連合会	32	特定目的会社の借入先制限の緩和	<p>特定目的会社の借入先に、貸金業者を追加すべきである。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計画」(2004年3月19日)においては、「貸金業者等による特定目的会社への貸付に対するコースについて調査を行った上で、適格機関投資家に限定されている特定目的会社の借入先を拡大することについて検討し、結論を得る」とあり、検討・結論の時期が平成16年度とされている。調査を速やかに実施するとともに、平成16年度の早期に結論を出すべきである。</p>		<p>特定目的会社への貸付を貸金業者に拡大することにより、貸金業者の事業機会を拡大し、特定目的会社の資金調達を選択肢を拡大することができる。</p>	<p>特定目的会社の借入先は、「銀行」および「適格機関投資家」に制限されている。</p>
z0300068	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5039	50390004	11	社団法人 リース事業協会	4	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	<p>金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。</p>		<p>貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。昨年、同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」との回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5.(2)「ディスカウンター強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスカウンターや公正取引ルールによるのが基本」としており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスカウンター義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、… <省略>… 当面、暫定的に、貸金業規正法等の他の法令で手当てするのでもよいのではないかと、との意見があった。」と「当面、暫定的に」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300068	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	貸金業者等は、内閣総理大臣の登録を受けなければ、社債の発行その他の方法による貸付資金の受入れをすることができない。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。		法施行から5年を経過しているところであり、現状を踏まえた上で、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止の可否について改めて検討されたい。上記を踏まえた検討実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。
z0300069	警察庁、金融庁、 法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1条、2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、現状以外の新たな措置は不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。		要望者は、出資法の規制によって金融商品の多様化が阻まれていることから、一般大衆が不測の損害を蒙ることを防止するための新たな規制(詐欺的金融販売の取締制度)を設けることを提案しており、要望の趣旨に沿った回答をいただきたい。 エスクロー事業が出資法に抵触するか否かについて、明確化することの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」を一般的に禁止しているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、出資法において現状以外の新たな規制を設けることは不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締まる必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。 なお、出資法2条の禁止に該当する行為のうち、特定の行為について許容するという合理的なものがあるのであれば、別途、他の法律の整備によって対応すべきものであつて、出資法の改正によることは適当でない(例 銀行法、信託業法、農業協同組合法等)。エスクロー事業という個別の事業が出資法に抵触するか否かについては、それぞれ個別の事業の内容によるものであり、また、最終的には裁判所が判断するものであることから、ここで回答

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300068	金融庁	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	5040	50400005	11	オリックス	5	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律の廃止	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律により貸金業者のみに課せられている社債発行の登録手続を廃止し、証券取引法により、貸付債権を保有する発行会社に対して一律的な制度を構築することを要望する。		貸付債権のリスクは他の事業会社が行う業として行うものではない貸付においても内在するリスクであり、金融業者の貸付業務に固有なものではない。したがって、規制の目的が投資家保護にあるのであれば、貸金業規制法に規定する貸金業者等のみを規制の対象とする合理的な理由はない。昨年、同要望に対して、金融庁から「本法制定前は、出資法において、貸金業者等が「社債名義」を使って預金まがいの勧誘を行うことを防ぐため、貸金業者等が貸付資金に充てる目的で社債等を発行することが禁止されていたところ、本法の制定により社債の購入者等の保護を図りつつ解禁するに至ったものである。以上の経緯を踏まえ、社債の購入者等の保護に資する観点から、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律を廃止することは困難である。」との回答が示された。平成9年5月「ノンバンクに関する懇談会」報告書 5.(2)「ディスクロージャーの強化」には、「社債を含む有価証券に係る投資家保護は、証券取引法によるディスクロージャーや公正取引ルールによるのが基本」としており、さらに「社債発行ノンバンクに対するディスクロージャーの義務づけについては、本来、証券取引法で行うべきではあるが、…＜省略＞…当面、暫定的に、貸金業規正法等の他の法令で手当するのでもよいのではないか、との意見があった。」と「当面、暫定的」と明記されている。上記措置困難の回答は、報告書の内容に反するものであり、遺憾な回答である。すでに法施行から5年が経過しており、見直しの時期となっている。	
z0300069	警察庁、金融庁、法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5039	50390005	11	社団法人 リース事業協会	5	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<＊1>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)。」	例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(当事者の取引のクローリングに当たり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)<＊2>	・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというのも、決して難しい話ではないのであって、おかしなことを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであるか。・一般大衆の被害・損害というのは、実際は騙しによって起こっているものであり、問題の捉え方を誤っている。つまり、禁止・処罰の対象は、金融商品において約束された運用行為等が現実に行われていないことであり、この点に焦点を当てた新たな規制を構築すべきである。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。<＊3>・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に騙しによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていくことが必要である。	<＊1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性(個人かプロか)の観点も必要と思われる。<＊2>エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<＊3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300070	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	商法第296条 社債等の振替に関する法律第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることには慎重であるべきであると考ええる。		社債の発行手続については、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めているとのことであるが、平成17年までに結論を出すことについて回答いただきたい。 要望者は「多額の借財」と同様の取扱を求めている。貴省が取締役会の決議を求める理由として、「社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常である」ためとしているが、社債発行額が少額である場合等に限定して取締役会決議を不要とすることの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	b		社債等の発行手続の見直しは、会社法制の現代化の一環として検討を進めているところ、会社法制の現代化に係る法案は前回回答にも記載したとおり平成17年度に提出する予定である。 社債・短期社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であること、原則として社債管理会社の設置が法定されており、発行会社の負担も多大であることにかんがみると、その発行には慎重な手続を要することから、「多額ノ借財」（商法第260条第1項第2号）に該当しない通常の借財と同列に取り扱うことはできない。
z0300070	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役会での決議義務付けの見直し	商法第296条 社債等の振替に関する法律第83条	社債の募集には取締役会の決議が必要とされている（商法296条）。委員会等設置会社においては取締役会決議によりその権限を執行役に委任することができる（株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律21条の7第3項）。	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めている。ただし、社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であり、慎重な手続を要することから、取締役会の決議を不要とすることには慎重であるべきであると考ええる。		社債の発行手続については、機動的な社債発行等の観点から、取締役会の決議をもって、代表取締役に対し、一定の範囲内で具体的な額等の決定をすること、一定の期間内で個々の発行時期についての決定をすることを委任することを認める方向で検討を進めているとのことであるが、平成17年までに結論を出すことについて回答いただきたい。 要望者は「多額の借財」と同様の取扱を求めている。貴省が取締役会の決議を求める理由として、「社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常である」ためとしているが、社債発行額が少額である場合等に限定して取締役会決議を不要とすることの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	b		社債等の発行手続の見直しは、会社法制の現代化の一環として検討を進めているところ、会社法制の現代化に係る法案は前回回答にも記載したとおり平成17年度に提出する予定である。 社債・短期社債の発行は、公衆に対するものでかつ多額・長期の借入れであるのが通常であること、原則として社債管理会社の設置が法定されており、発行会社の負担も多大であることにかんがみると、その発行には慎重な手続を要することから、「多額ノ借財」（商法第260条第1項第2号）に該当しない通常の借財と同列に取り扱うことはできない。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300070	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役 会での決議義務付けの見直し	5039	50390006	11	社団法人 リース事業協会	6	社債及び短期社債に関する取締役会 での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上 はガバナンスの観点から「多額の借財」 の取扱いと同様に位置付けるべきであ り、商品性のみに基づく取締役会決議の 義務付けは廃止されるべきである。	資本市場の拡大・活性化。	社債、短期社債について、包括決議で の運用や、短期社債における商法296 条の特例により機動性を確保すべき措 置が講じられてはきているが、そもそ も他の調達手段と区別して取締役会決議 を義務付ける合理的な理由は乏しい。 銀行借入等他の調達と比較して企業の 資金調達の機動性を損なっているのは 事実であり、投資家保護の観点からは 証券取引法上の各種規定で十分。昨 年、法務省は「社債の発行手続の見直 しの要否は、他の資金調達手段との異 同等の観点から、会社法制の現代化に 係る議論の一環として検討されている。 この会社法制の現代化については、「規 制改革推進3か年計画(再改定)」（平 成15年3月28日閣議決定）において平 成17年を目途に法案提出予定とされて いる。この予定を目標に法制審議会に おいて検討されており、上記の閣議決 定されたスケジュールに従って検討を 行ってまいりたい。」と説明している。見 直しの方向で検討がなされることを要望 する。	
z0300070	金融庁、法務省	社債及び短期社債に関する取締役 会での決議義務付けの見直し	5040	50400025	11	オリックス	25	社債及び短期社債に関する取締役会 での決議義務付けの見直し	社債及び短期社債についても、商法上 はガバナンスの観点から「多額の借財」 の取扱いと同様に位置付けるべきであ り、商品性のみに基づく取締役会決議の 義務付けは廃止されるべきである。	資本市場の拡大・活性化。	社債、短期社債について、包括決議での運用や、短 期社債における商法296条の特例により機動性を 確保すべき措置が講じられてはきているが、そもそ も他の調達手段と区別して取締役会決議を義務付 ける合理的な理由は乏しい。銀行借入等他の調達 と比較して企業の資金調達の機動性を損なっている のは事実であり、投資家保護の観点からは証券取 引法上の各種規定で十分。昨年、法務省は「社債の 発行手続の見直しの要否は、他の資金調達手段と の異同等の観点から、会社法制の現代化に係る議 論の一環として検討されている。この会社法制の現 代化については、「規制改革推進3か年計画(再改 定)」（平成15年3月28日閣議決定）において平成 17年を目途に法案提出予定とされている。この予 定を目標に法制審議会において検討されており、上 記の閣議決定されたスケジュールに従って検討を 行ってまいりたい。」と説明している。見直しの方向 で検討がなされることを要望する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300071	金融庁	貸金業法の抜本的見直し	貸金業の規制等 に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者 に対し、資金需要者等の属性や規 模の如何に関わらず、一律に適用 される。	b	(措 置の概 要参 照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機と した今般の貸金業規制法及び出資 法の一部改正法が平成16年1月1 日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方について は、同法附則において施行後3年 を目途として検討を加え、必要な見 直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検 討を踏まえて決まるものであり、現 時点では未定。		貸金業法の抜本的見直しの検討に 関する時期の前倒しの可否につい て示されたい。	b	(措 置の概 要参 照)	貸金業制度の在り方について は、平成16年1月1日に施行され た新貸金業規制法附則において、 施行後3年を目途として、新貸金業 規制法の施行の状況、貸金業者の 実態等を勘案して検討を加えること となっており、見直しの検討に関す る時期の前倒しの可否については 現時点では未定。
z0300071	金融庁	貸金業法の抜本的見直し	貸金業の規制等 に関する法律	貸金業規制法は、全ての貸金業者 に対し、資金需要者等の属性や規 模の如何に関わらず、一律に適用 される。	b	(措 置の概 要参 照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機と した今般の貸金業規制法及び出資 法の一部改正法が平成16年1月1 日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方について は、同法附則において施行後3年 を目途として検討を加え、必要な見 直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検 討を踏まえて決まるものであり、現 時点では未定。		貸金業法の抜本的見直しの検討に 関する時期の前倒しの可否につい て示されたい。	b	(措 置の概 要参 照)	貸金業制度の在り方について は、平成16年1月1日に施行され た新貸金業規制法附則において、 施行後3年を目途として、新貸金業 規制法の施行の状況、貸金業者の 実態等を勘案して検討を加えること となっており、見直しの検討に関す る時期の前倒しの可否については 現時点では未定。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300071	金融庁	貸金業法の抜本的見直し	5039	50390008	11	社団法人 リース事業協会	8	貸金業法の抜本的見直し	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。		昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。	
z0300071	金融庁	貸金業法の抜本的見直し	5040	50400007	11	オリックス	7	貸金業法の抜本的見直し	昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。		昨年8月改正の貸金業法附則第12条第1項に規定された施行後3年を目途とする貸金業制度のあり方の見直しについて、早急に検討のための審議の場を設定することを要望する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300072	金融庁	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	銀行法施行規則第9条の3第2項、第3項、第10条	銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあつては、委任銀行の100%出資子会社又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a		代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		回答では、代理店制度の資本関係についての見直しを行うとあるが、要望内容は「銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁を求めているのであり、見直しの実施内容の方向性について、具体的に示されたい。	a		代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、銀行代理店に課されている専門義務や銀行の100%出資規制等について、16年度中に検討を行い、措置することとする。
z0300072	金融庁	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁	銀行法施行規則第9条の3第2項、第3項、第10条	銀行の業務の全部又は一部を代理する者は、金融機関を除く法人にあつては、委任銀行の100%出資子会社又は当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社でなければならない。	a		代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、資本関係等について見直しを行うこととし、16年度中に検討を行い、措置することとする。		回答では、代理店制度の資本関係についての見直しを行うとあるが、要望内容は「銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限定した代理店の貸金業者への解禁を求めているのであり、見直しの実施内容の方向性について、具体的に示されたい。	a		代理店制度については、金融機関の健全性及び決済システムに与える影響等の観点を踏まえつつ、銀行代理店に課されている専門義務や銀行の100%出資規制等について、16年度中に検討を行い、措置することとする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300072	金融庁	銀行法の代理店規制 / 貸付業務 に限定した代理店の貸金業者への 解禁	5039	50390009	11	社団法人 リース事業協会	9	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限 定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】銀行の業務の全部又は一 部を代理する者は、金融機関を除く法人 にあつては、委任銀行の100%子会社ま たはその銀行持株会社の子会社でなけ ればならない。【改革要望内容】銀行業 務のうち貸付業務に限り、銀行子会社で ない貸金業者（貸金業規制法の登録を 受けた者）の代理を認める。	貸金業者が独自の営業店網で接触する 顧客に対し、銀行ローンの契約の成約 業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のも と、金銭貸借の媒介を行うところ< *1>、銀行の貸付けについては、媒介 は可能としても代理ができない。これか らの貸金業者は、いろいろな営業形態 の展開が考えられるべきであり、それ により資金需要者のニーズに応え、融資 事業の正常化が図られる必要がある。 その場合の形態として、貸金業者が貸 付金を自己の資産としないで代理業を 行い手数料を取得する形態がある。こ れは銀行にとっても貸付を拡大する手法 となるし、不適切な者には委任しなけれ ばよいので問題もない。昨年、同要望に 対して金融庁から「代理店制度について は、金融機関の健全性や決済システム に与える影響等の観点を踏まえつつ、 資本関係等について見直しを行うことと し、16年度中に検討を行い、措置するこ ととする。」と回答があった。早急な措置 を期待する。	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺 罪の前段階的な処罰と思われ、これは 不当表示・勧誘により行われるので、 不当表示防止法を独禁法の枠組みから 切離して整備し、罰則強化、警察管轄と することは検討できないか。相手方の属 性（個人かプロか）の観点も必要と思わ れる。<*2>エスクロー事業が出資法2 条に抵触するの判断とせず、抵触する との解釈も表明されており、事業を行 うとする際の重大な障害となる。<*3> 例えば、不動産会社が賃貸事業で預か る敷金等、継続取引業者間の取引保証 金などはどう解釈されるのか。
z0300072	金融庁	銀行法の代理店規制 / 貸付業務 に限定した代理店の貸金業者への 解禁	5040	50400008	11	オリックス	8	銀行法の代理店規制 / 貸付業務に限 定した代理店の貸金業者への解禁	【規制内容】銀行の業務の全部又は一 部を代理する者は、金融機関を除く法人 にあつては、委任銀行の100%子会社ま たはその銀行持株会社の子会社でなけ ればならない。【改革要望内容】銀行業 務のうち貸付業務に限り、貸金業者（貸 金業規制法の登録を受けた者）の代理 を認める。	貸金業者が独自の営業店網で接触する 顧客に対し、銀行ローンの契約の成約 業務を行う。	貸金業者は、貸金業規制法の規制のも と、金銭貸借の媒介を行うところ< *1>、銀行の貸付けについては、媒介 は可能としても代理ができない。これか らの貸金業者は、いろいろな営業形態 の展開が考えられるべきであり、それ により資金需要者のニーズに応え、融資 事業の正常化が図られる必要がある。 その場合の形態として、貸金業者が貸 付金を自己の資産としないで代理業を 行い手数料を取得する形態がある。こ れは銀行にとっても貸付を拡大する手法 となるし、不適切な者には委任しなけれ ばよいので問題もない。昨年、同要望に 対して金融庁から「代理店制度について は、金融機関の健全性や決済システム に与える影響等の観点を踏まえつつ、 資本関係等について見直しを行うことと し、16年度中に検討を行い、措置するこ ととする。」と回答が示された。早急な措 置を期待する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300073	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法第1条 資産の流動化に 関する法律第31 条の2	<p>信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。</p> <p>自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」をいう。信託法第一条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分を任せる行為であると定義している。</p> <p>資産の流動化に関する法律第3編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。</p>	c		<p>信託法第58条については、法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。</p> <p>信託宣言、チャリタブルトラスト制度の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合についてのみ適用するといった仕組みとはされていないため、特定持分信託にのみ単独で特別措置を設けることは困難。</p>		<p>特定持分信託に関する信託宣言やチャリタブル・トラスト制度の創設について、信託法の見直しに関する検討状況を踏まえ、平成17年度までに検討し、結論を得ることの可否について回答いただきたい。</p> <p>信託法58条の見直し、信託宣言やチャリタブルトラストの創設についての検討結果を踏まえ、平成17年度に信託法案を提出することについて回答いただきたい。</p>	c		<p>法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。</p>
z0300073	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法第1条 資産の流動化に 関する法律第31 条の2	<p>信託法第58条は、受益者が信託利益の全部を享受する場合で、かつ、やむをえない事情があるときは、受益者又は利害関係人の請求により、裁判所は信託を解除できると規定している。</p> <p>自己の財産について、自ら受託者として信託を設定することを「信託宣言」をいう。信託法第一条において、信託とは「他人をして」財産の管理・処分を任せる行為であると定義している。</p> <p>資産の流動化に関する法律第3編において、信託を利用した流動化の制度について定めている。</p>	c		<p>信託法第58条については、法務省において、平成17年度中に信託法の改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であると承知しており、特定持分信託に関して信託法58条の特例を設けるか否かについては、当該改正作業の動向を踏まえつつ検討する。</p> <p>信託宣言、チャリタブルトラスト制度の創設については、当該制度は特定の会社形態の場合についてのみ適用するといった仕組みとはされていないため、特定持分信託にのみ単独で特別措置を設けることは困難。</p>		<p>特定持分信託に関する信託宣言やチャリタブル・トラスト制度の創設について、信託法の見直しに関する検討状況を踏まえ、平成17年度までに検討し、結論を得ることの可否について回答いただきたい。</p> <p>信託法58条の見直し、信託宣言やチャリタブルトラストの創設についての検討結果を踏まえ、平成17年度に信託法案を提出することについて回答いただきたい。</p>	c		<p>法務省において、平成17年度中に信託法の全面的な改正について関係法案を国会に提出することを旨として作業を行っていく予定であり、信託宣言やチャリタブル・トラストの制度の創設の可否についても、その中で検討されるものと承知。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300073	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言 やチャリタブルトラストの制度の創 設	5039	50390010	11	社団法人 リース事業協会	10	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単 独の場合においては信託の解除リスク があるため、証券化のスキーム上問題に なることがある。信託法58条の改正を望 む。また、英米法における信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設を望 む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く 税制上も優遇性が確保できるピークルと して資産流動化法上の特定目的会社 (以下TMK)の制度があるがTMKへの出 資金を保有する者としては、いまだにケ イマンSPCが使われることが多い。(特 定持分信託の制度は、左記の理由から リーガル的には若干のリスクが残ると解 されており、複数のものを受益者にする 必要があるなど使い勝手が悪くなってし まっている。)	上記の通り、英米法における信託宣言 やチャリタブルトラストに代わる仕組みと して、資産流動化法上の特定持分信託 や中間法人が利用されることがあるが、 使い勝手などの理由からいまだにケイ マンSPCが使われるケースが多い。信 託法の見直しなどを行うことで証券化の 仕組み上、より使い勝手がよく、低コスト で国内完結しやすくなる制度の創設を望 む。昨年、同要望に対して金融庁及び法 務省から「SPC法の特定持分信託に関 して、信託法第58条の特例を設けること について検討し結論を得る。更なる信託 スキームの活用に関する商事(営業)信 託関連法制の見直しを行う。資産流動 化に際しての信託宣言の許容に関して 検討し結論を得る。」との回答があった。 早急な見直しを期待する。	
z0300073	金融庁、法務省	信託法第58条の見直し・信託宣言 やチャリタブルトラストの制度の創 設	5040	50400009	11	オリックス	9	信託法第58条の見直し・信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設	信託法58条の規定により、受益者が単 独の場合においては信託の解除リスク があるため、証券化のスキーム上問題に なることがある。信託法58条の改正を望 む。また、英米法における信託宣言や チャリタブルトラストの制度の創設を望 む。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く 税制上も優遇性が確保できるピークルと して資産流動化法上の特定目的会社 (以下TMK)の制度があるがTMKへの出 資金を保有する者としては、いまだにケ イマンSPCが使われることが多い。(特 定持分信託の制度は、左記の理由から リーガル的には若干のリスクが残ると解 されており、複数のものを受益者にする 必要があるなど使い勝手が悪くなってし まっている。)	左記の通り、英米法における信託宣言 やチャリタブルトラストに代わる仕組みと して、資産流動化法上の特定持分信託 や中間法人が利用されることがあるが、 使い勝手などの理由からいまだにケイ マンSPCが使われるケースが多い。信 託法の見直しなどを行うことで証券化の 仕組み上、より使い勝手がよく、低コスト で国内完結しやすくなる制度の創設を望 む。昨年、同要望に対して金融庁及び法 務省から「SPC法の特定持分信託に関 して、信託法第58条の特例を設けること について検討し結論を得る。更なる信託 スキームの活用に関する商事(営業)信 託関連法制の見直しを行う。資産流動 化に際しての信託宣言の許容に関して 検討し結論を得る。」との回答が示され た。早急な見直しを期待する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300074	金融庁、経済産業省	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条	有限責任組合については、中小企業等有限責任組合法の改正により、中小企業、未公開企業要件等の撤廃等を行い投資対象範囲が拡大されている。	c	-	有限責任組合については、中小企業等有限責任組合法の改正により、中小企業、未公開企業要件等の撤廃等を行い投資対象範囲を拡大したことに加え、本年6月に成立した証券取引法の一部改正法により、組合員数要件等の撤廃を図るとともに、投資事業有限責任組合の出資を証券取引法上の有価証券とみなす等の改正を行ったところであり（本年12月施行予定）、投資家保護に留意しつつ、その範囲の拡大を図ってきたところ。		要望者は「投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とするべき」と主張しており、たとえば、本組合が不動産を取得できないことから、事業者の保有する不動産の流動化に本組合を活用することができないという不都合があることである。本法の目的が「事業者への円滑な資金供給」であることに鑑み、更なる対象範囲の拡大の可否について改めて検討のうえ、回答されたい。	c	-	有限責任組合については、中小企業等有限責任組合法の改正により、中小企業、未公開企業要件等の撤廃等を行い投資対象範囲を拡大したことに加え、本年6月に成立した証券取引法の一部改正法により、組合員数要件等の撤廃を図るとともに、投資事業有限責任組合の出資を証券取引法上の有価証券とみなす等の改正を行ったところであり（本年12月施行予定）、投資家保護に留意しつつ、その範囲の拡大を図ってきたところ。 本件要望については、本年12月以降の状況を見極める必要があるが、本法の目的に鑑み、投資事業有限責任組合法の改正による対応は困難と考える。
z0300075	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	証券取引法第2条第3項、証券取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第4条	適格機関投資家の範囲は、内閣府令で列挙される金融機関等に加え、平成15年3月及び6月の改正により、有価証券報告書提出会社で有価証券等の保有額100億円以上の事業会社、ベンチャーキャピタル会社、厚生年金基金又は一定の非居住者で金融庁長官に届出を行った者等について、適格機関投資家の範囲を拡大している。 また、平成16年度中には、適格機関投資家に係る届出期間を原稿の年1回（7月）から年2回（7月及び1月）とするとともに、適格機関投資家である期間を現行の1年間で2年間とするための所要の措置を行う予定。	c	-	証券取引法のディスクロージャー制度は、投資家が投資判断を行うために必要な情報の開示を発行者等に義務づけ、投資家はその情報を元に自己の責任において投資判断を行うための機会を与えることにより、投資家保護を図ろうとするものであり、こうした自己責任原則に基づいた市場を構築することが最大の課題とされている。このため、適切なディスクロージャーを確保することが必要である。 こうした観点から、適格機関投資家としての事業会社の範囲の更なる拡大については、金融審議会での検討や米国での現状を踏まえ、平成15年4月1日に適格機関投資家の範囲を拡大したところであり、更なる適格機関投資家の範囲の拡大は措置困難。		個人投資家について、資力に一定の制限（一億円以上）等をつけた上で、届出を行った者に対して適格投資家の資格を付与することについて具体的な対応策を検討されたい。上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	c	-	個人投資家を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の実情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。 まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資家について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300074	金融庁、経済産業省	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	5039	50390011	11	社団法人 リース事業協会	11	有限責任組合制度の整備 / 取得財産の限定の廃止	「中小企業等投資事業有限責任組合法」の改正により、投資対象範囲の中小企業・未公開企業要件が撤廃され、株式等に加え「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」が認められた。しかし、投資ビークルの法制であるから、「社債、金銭債権の取得、金銭の貸付」の追加に留まらず、対象資産の制限を設けない、純粋なビークル法制とするべき。	証券化のスキーム上倒産隔離性が高く税制上も優遇性が確保できるビークルとして資産流動化法上の特定目的会社（以下TMK）の制度があるがTMKへの出資金を保有する者としては、いまだにケイマンSPCが使われることが多い。（特定持分信託の制度は、左記の理由からリーガル的には若干のリスクが残ると解されており、複数のものを受益者にする必要があるので使い勝手が悪くなっている。）	上記の通り、英米法における信託宣言やチャリタブルトラストに代わる仕組みとして、資産流動化法上の特定持分信託や中間法人が利用されることがあるが、使い勝手などの理由からいまだにケイマンSPCが使われるケースが多い。信託法の見直しなどを行うことで証券化の仕組み上、より使い勝手がよく、低コストで国内完結しやすくなる制度の創設を望む。昨年、同要望に対して経済産業省から「より一般的な投資ファンド法制を整備するため、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）を改正し、投資事業範囲の制限を撤廃することについて、早期に検討し、結論を得る。」との回答があり、法務省及び金融庁から、「出資者の有限責任が確保されつつ内部関係における柔軟なガバナンスが認められるというような特徴を有する新たな事業組織形態として、投資者保護ルールの整備と併せ、私法上の日本版LLC制度の創設を図ることについて検討し、結論を得る。合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を行うとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。」と回答があった。早急な見直しを期待する。	< * 1 > 出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性（個人かプロか）の観点も必要と思われる。< * 2 > エスクロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。< * 3 > 例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。
z0300075	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	5039	50390012	11	社団法人 リース事業協会	12	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている（過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた）。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限（例：1億円以上）をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則は徹底できるものとする。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300075	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	同上	同上	c	-	同上		個人投資家について、資力に一定の制限（一億円以上）等をつけた上で、届出を行った者に対して適格投資家の資格を付与することについて具体的な対応策を検討されたい。上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	c	-	個人投資家を「適格機関投資家」の範囲に加えることについては、平成14年12月の金融審議会第一部会報告において、「従来の適格機関投資家である金融機関等への対応と個人投資家への対応は大きく異なることなどを考慮し、当分の間は、ベンチャーキャピタル会社等への拡大の实情を評価することとし、現時点において、個人投資家を適格機関投資家の範囲に加えることは時期尚早と考えられる」とされたところである。 まず、ベンチャーキャピタル会社等への拡大について、実情を評価することが先決であるが、昨年度から導入されたものであり、今後の実績を考慮し、また、米国での現状を踏まえながら評価する必要があるため、個人投資家について適格機関投資家の範囲に加えることは措置困難。
z0300076	金融庁	信託業法改正の早期成立	信託業法 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	現行の信託業法においては、信託会社が引き受けられることができる財産は信託業法第4条により限定されている。 また、信託業の担い手も信託業法による免許取得、銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は、これによって認可を受けた金融機関のみとなっている。	a		「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する。現在、信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする、ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）		回答によれば、信託業法案を提出したとのことであるが、同法案において、事業会社の信託業、信託代理店の参入に関して如何なる条件が付けられているかについて回答いただきたい	a		信託業法案において、信託会社の参入基準については、信託業務の内容・機能に応じて区分することが適当であると考えていることから、信託財産を用いて運用・処分を行うなど受託者の裁量性が高い信託会社への参入については免許制を原則としている。また、信託契約代理業を営む者を信託契約代理店とし、登録制のもとで幅広い参入を可能とすることなどを内容としている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300075	金融庁	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	5040	50400011	11	オリックス	11	証券取引法上の適格機関投資家の範囲拡大	現在、適格機関投資家は銀行等の金融機関や一部の事業会社に限定されている。このうち、事業会社については、以前は貸借対照表の「有価証券」及び「投資有価証券」の金額が100億円以上のもので金融庁長官に届出を行ったものとされている（過去は金額制限が500億円以上であったが、金融審議会での議論を踏まえ引き下げられた）。この範囲を、事業法人については保有有価証券の金額制限を更に5億円程度へと引下げ、また個人投資家についても資力に一定の制限（例：1億円以上）をつけた上で、届出を行ったものについては適格機関投資家の資格を付与するべき。	資本市場の活性化	わが国資本市場の一層の発展と経済活性化のためには、様々なニーズに対応した金融商品の普及が不可欠。現行の公募ルールでは新しい商品に対する柔軟性に欠けるため、まずは私募市場の拡大が喫緊の課題と考えるが、従来の金融機関では積極的なリスクテイクに限界があり、資力とその意志ある投資家を増やすことが市場の厚みに繋がる。届出制をとることで、自己責任原則は徹底できるものとする。なお、個人については米国でも、資産規模等の制限をつけた上で適格機関投資家の範囲に含めている。	
z0300076	金融庁	信託業法改正の早期成立	5039	50390013	11	社団法人 リース事業協会	13	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。次期の国会において、早期の成立を行い、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上を実現する必要があるため。	<*1>出資法が現に果たす役割は詐欺罪の前段階的な処罰と思われ、これは不当な表示・勧誘により行われるので、不当表示防止法を独禁法の枠組みから切離して整備し、罰則強化、警察管轄とすることは検討できないか。相手方の属性（個人かプロか）の観点も必要と思われる。<*2>エスロー事業が出資法2条に抵触するの判断とせず、抵触するとの解釈も表明されており、事業を行おうとする際の重大な障害となる。<*3>例えば、不動産会社が賃貸事業で預かる敷金等、継続取引業者間の取引保証金などはどう解釈されるのか。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300076	金融庁	信託業法改正の早期成立	信託業法 金融機関の信託 業務の兼営等に 関する法律	<p>現行の信託業法においては、信託会社が引き受けることができる財産は信託業法第4条により限定されている。</p> <p>また、信託業の担い手も信託業法による免許取得、銀行法等により金融機関の免許を取得した上で兼営法による認可を受けることとされており、現在、国内において信託業を営んでいる者は、これによって認可を受けた金融機関のみとなっている。</p>	a		<p>「信託業のあり方に関する中間報告書」（金融審議会第二部会報告（15.7.28））において、現行の信託業法で受託可能財産となっていない知的財産権等を受託可能財産とするなど、受託可能財産の範囲を拡大する、現在、信託兼営金融機関のみが行っている信託業を金融機関以外の者が行い得るようにする、ため必要な制度整備を行うとされ、この報告を踏まえ、信託業法案を第159回通常国会に提出したところ。（同国会において閉会中審査案件とされた。）</p>		<p>回答によれば、信託業法案を提出したとのことであるが、同法案において、事業会社の信託業、信託代理店の参入に関して如何なる条件が付されているかについて回答いただきたい</p>	a		<p>信託業法案において、信託会社の参入基準については、信託業務の内容・機能に応じて区分することが適当であると考えていることから、信託財産を用いて運用・処分を行うなど受託者の裁量性が高い信託会社への参入については免許制を原則としている。また、信託契約代理業を営む者を信託契約代理店とし、登録制のもとで幅広い参入を可能とすることなどを内容としている。</p>
z0300077	金融庁、法務省	信託受益権の有価証券化に関する法 規定の整備	証券取引法第2条 第1項、同第2項	<p>現行、証券取引法上の「有価証券」は、第2条第1項、同第2項で掲げられたものとなっている。</p>	b		<p>昨年末にとりまとめられた金融審議会報告書「市場機能を中核とする金融システムに向けて」において、当面の対応として、これまで投資家保護策の講じられていない投資サービスや、新たに登場するであろう投資サービスにつき、証券取引法を中心とした有効な投資家保護のあり方について検討するとともに、また、中期的な対応として、証券取引法の投資サービス法への改組の可能性も含めたより幅広い投資家保護の枠組みについて、中期的課題として検討を継続していくとの提言をいただいたところであり、かかる信託受益権についての取扱いも含め、証券取引法上の「有価証券」のあり方について検討する。</p>		<p>回答では「信託受益権についての取扱いも含め、証券取引法上の有価証券のあり方について検討する。」とあるが、実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	b		<p>金融審議会は、その具体的な時期は未定であるものの、外国為替証拠金取引に係る金融先物取引法改正作業後の今秋以降投資サービスにおける投資家保護等に関する審議を再開することを予定しており、信託受益権についての取扱いも含めた証券取引法上の「有価証券」のあり方についても、この中で検討が行われる予定である。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300076	金融庁	信託業法改正の早期成立	5040	50400012	11	オリックス	12	信託業法改正の早期成立	信託業務の改正を行い、事業会社の信託業、信託代理店への参入を可能にする。現在、信託業、信託代理店は、金融機関に限られている。	信託業務について、競争が促進されるとともに、顧客への提案等の機会が増え、市場の発展、顧客の利便性の向上に役立つ。	信託業法の改正案が、国会に提出されたが、未だ成立していない。次期の国会において、早期の成立を行い、信託業務の市場の発展、顧客の利便性の向上を実現する必要があるため。	
z0300077	金融庁、法務省	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備	5039	50390017	11	社団法人 リース事業協会	17	信託受益権の有価証券化に関する法規定の整備	信託受益権が有価証券となるよう、信託法に所要の規定を明記するとともに、証券取引法上の有価証券とすること。については、現行の限定列举主義を改め幅広い概念規定を導入すること。	信託受益権発行企業にとって、資金調達コストの軽減が図れる。	信託受益権の流通性、安全性が高まり、受益権の買い手が増加し、資産流動化市場が活性化する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300078	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除		売掛債権担保融資保証制度を利用する場合に、譲渡禁止特約の部分解除を実施。	d		-		<p>要望者から下記のとおり意見が提出されていることを踏まえ、譲渡禁止特約の解除の対象となる契約及び譲渡対象者（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等を含む）の更なる拡大の可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>の検討を踏まえ、平成17年度までに措置することの可否について、その理由も含めて、回答いただきたい。</p> <p>(要望者再意見) 「資産流動化のため、早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約（リース契約等）及び譲渡対象者の拡大（特別目的会社、特定債権等譲渡業者等）を望む（なお、経済産業省においては本年7月から譲渡対象者の拡大が行われている）。また、各省庁によって対応が異なっており（措置済み、検討中、対応可、対応不可）、前述の要望が実現される形での統一的な対応が望まれる。なお、一部の省庁の回答では「売掛債権担保融資制度」を利用する場合における譲渡禁止特約の解除を行ったことをもって、本要望に対する回答を「現行法制で対応可」等との回答があるが、前述の要望趣旨を踏まえ、再度の回答が望まれる。」</p>	b		平成17年度からの債権譲渡禁止特約の部分解除に向け、そのリスク等の検討を行う。
z0300080	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	C		自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		<p>回答では、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨を根拠に対応不可とされているが、そもそも募集可能な保険種目が規定されているにも関わらず、当該契約が自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、募集経費を賄うことにもなる代理店手数料が支払われないため、実質的な募集制限規制になっているという不合理が生じている。また、一部の要望理由にもあるように生命保険協会の自主規制として生命保険募集代理店運営ガイドラインにおいて、自己・特定契約については保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止し、それに沿った運用がなされているものと理解している。以上の点を踏まえ、改めて要望にあるような「保険料の割引等を目的としない限りにおいて手数料支払いを認める」旨の明確化等、具体的な対応策を検討され、示されたい。</p> <p>上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。</p>	c		<p>特定契約の募集に対して募集手数料を支払うことについては、実質的に保険契約者に対して保険料の割引等の利益の提供となる恐れがあり、不公平な競争手段による保険募集等の結果、保険契約者の利益を害することから、規制を撤廃することは困難である。</p> <p>特定契約規制における特定関連法人の範囲も、上記趣旨を達成するために必要な範囲で定められたものであり、その範囲を縮小することは、保険契約者の保護の観点から困難である。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300078	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	5039	50390022	11	社団法人 リース事業協会	22	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る債権譲渡禁止特約の解除	経済産業省などの一部の国の機関においては、債権譲渡禁止特約の解除が行われているが、すべての国の機関及び地方自治体においても速やかに債権譲渡禁止特約を解除すること。	企業の資金調達の円滑化が図られる。	債権譲渡禁止特約が資産流動化の適格要件の障害となっている。	
z0300080	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5039	50390024	11	社団法人 リース事業協会	24	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険募集人が行なう自己または当該法人と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的とし、代理店手数料の受け取りが可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		生命保険の自己契約、特定契約について、金融庁事務ガイドラインは、「手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう」保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することの合理性はあるものの、実際には生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的とし、募集に関しても一律的に禁止することが規定され、規制範囲を拡大して運用がなされている。昨年、同要望に対して金融庁から「自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。」との回答が示された。「実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないように」との規制の趣旨は理解できるが、現状は、生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインにより、保険料の割引、割戻しを目的とし、募集に関しても一律的に禁止することが規定され、過剰な規制手段がとられている。過剰な規制手段を是正するような事務ガイドラインの改正が望まれる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300080	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	保険業法第300条、規則第234条	生命保険会社は、法人である生命保険募集人及び保険仲立人に対し、自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行うことがないよう指導及び管理等の措置を講じる必要がある。	C	-	自己・特定契約の規制は、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨から設けられているものであり、こうした観点からこれらの規制を見直すことは困難である。		回答では、募集手数料を支払う名目で、実質的に特定の保険契約者に対して保険料の割引と特別の利益提供による不公平な保険募集等が行われないようにとの趣旨を根拠に対応不可とされているが、そもそも募集可能な保険種目が規定されているにも関わらず、当該契約が自己又は密接な関係を有する法人を契約者とする場合には、募集経費を賄うことにもなる代理店手数料が支払われないため、実質的な募集制限規制になっているという不合理が生じている。また、一部の要望理由にもあるように生命保険協会の自主規制として生命保険募集代理店運営ガイドラインにおいて、自己・特定契約については保険料の割引、割戻しを目的としない募集に関しても一律的に禁止し、それに沿った運用がなされているものと理解している。以上の点を踏まえ改めて要望にあるような「保険料の割引等を目的としない限りにおいて手数料支払いを認める」旨の明確化等、具体的な対応策を検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C	-	特定契約の募集に対して募集手数料を支払うことについては、実質的に保険契約者に対して保険料の割引等の利益の提供となる恐れがあり、不公平な競争手段による保険募集等の結果、保険契約者の利益を害することから、規制を撤廃することは困難である。 特定契約規制における特定関連法人の範囲も、上記趣旨を達成するために必要な範囲で定められたものであり、その範囲を縮小することは、保険契約者の保護の観点から困難である。
z0300081	金融庁	決算短信について	東証・適時開示規則第2条(3) 東証・会社情報適時ガイドブック	東証が作成している会社情報適時開示ガイドブックにおいて、「決算短信」は 連結経営成績、連結財務状態、連結キャッシュ・フローの状況、連結業績予想等をハイライト情報として一枚紙に記載し、「添付資料」として、注記情報を記載した連結財務諸表等の資料を添付することとしている。	e		決算短信添付資料は、当局の法令等で定めているものではなく、報道機関や投資家の要請をベースに各証券取引所が独自にルール化しているものであり、そのルールの見直しについては、各証券取引所が報道機関等を含めた関係者と協議して決定すべきものである。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300080	金融庁	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	5040	50400015	11	オリックス	15	生命保険の自己契約及び特定契約に係る規制の明確化	生命保険代理店が行なう、自己または自己と密接な関係を有する法人の保険契約の募集については、その募集が保険料の割引、割戻しを目的としない限りは、代理店手数料の支払が可能であることを明示することを要望する。併せて、「保険料の割引、割戻しを目的とする保険募集」の判断基準を示すことを要望する。		法人代理店の自己契約に関し、損害保険では保険業法第295条第2項により全体保険料の50%を超えない範囲の取扱いが明文で認められていることに加え、同条が同第300条第1項第5号の他に設置されていることから、50%以内の自己契約についての手数料支払は認められるものと解される。特定契約についても、損害保険では事務ガイドライン3-1-2(1)で同様の記載があり、全体保険料の50%を超えない範囲で当該代理店の取扱いが認められ、手数料の支払が行なわれている。これと対比して生命保険の自己契約・特定契約に関しては、保険業法に明文の規定がなく、事務ガイドライン2-2(3)で「手数料支払等による保険料の割引、割戻し等を目的とした保険募集を行なうことがないよう」保険会社が指導・管理を行なうこととしている。保険料の割引、割戻しを目的とした保険募集を規制することに合理性はあるものの、法令等の規制の趣旨を踏まえて設けられたとする生命保険協会の生命保険募集代理店運営ガイドラインは、保険料の割引、割戻しを目的としない募集も一律的に禁止し、規制範囲を拡大して運用がなされている。これにより、生命保険の自己契約・特定契約に関し、法令等の根拠もなく、明文の規定を持つ損害保険よりも著しく厳しい運用となっており、結果として手数料の支払が行なわれないという不合理が生じている。	
z0300081	金融庁	決算短信について	5039	50390048	11	社団法人 リース事業協会	48	決算短信について	有価証券報告書で開示が義務付けられている情報の注記情報については、決算短信において省略することができることとする。	コンパクトな情報となり、利用者側にとって利用しやすくなる。迅速な開示が可能となる。事務コストの軽減に資する。	公開会社においては、膨大な量の決算短信及び有価証券報告書の作成が義務付けられており、迅速な開示が求められている中、多大な事務負担となっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300083	金融庁	特定目的会社の資金調達手段の拡大	資産の流動化に関する法律第2条第2項	特定目的会社の資金調達手段は、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託に限定されている。 現在、匿名組合出資による資金調達は認められていない。	c		SPCは、資産の流動化のみに用いられる特殊な会社であって、導管的な存在に過ぎないものであり、原則として転々流通する有価証券の発行により資金調達を行うという現在のスキームを前提に、税制面の優遇が認められている。 匿名組合出資は、営業者と出資者の人的関係に基づく個別契約に基づき行われるものであり、出資持分の転々流通性を予定していないという点で、SPCの資産対応証券と根本的に異なる。仮に、SPCの資金調達手段として追加することとした場合は、税制面の優遇も含め、現行SPCのスキームを根本的に見直すことにつながるものであり、措置困難である。		要望理由にあるように、証券取引法が改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとなっている。改正証券取引法を踏まえた上で、特定目的会社に対する匿名組合出資を認めることについての考え方について回答を示されたい。	c		本年6月の証取法改正で、匿名組合出資を新たに有価証券とみなすこととしたのは、投資家保護の観点から証取法上の規制を課す必要があることによるもの。同改正によって、匿名組合出資の法的性質が転々流通性を有する有価証券に変化するものではない。 他方、特定目的会社は、原則として転々流通する有価証券の発行により資金調達を行うという基本スキームに基づくものであり、税制上の優遇もこのようなスキームを前提に認められている。仮に匿名組合出資を特定目的会社の資金調達手段として追加することとする場合は、税制上の優遇の前提となる現行のスキームの性格を根本的に見直すことにつながるものであり、措置困難である。
z0300083	金融庁	特定目的会社の資金調達手段の拡大	資産の流動化に関する法律第2条第2項	特定目的会社の資金調達手段は、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託に限定されている。 現在、匿名組合出資による資金調達は認められていない。	c		SPCは、資産の流動化のみに用いられる特殊な会社であって、導管的な存在に過ぎないものであり、原則として転々流通する有価証券の発行により資金調達を行うという現在のスキームを前提に、税制面の優遇が認められている。 匿名組合出資は、営業者と出資者の人的関係に基づく個別契約に基づき行われるものであり、出資持分の転々流通性を予定していないという点で、SPCの資産対応証券と根本的に異なる。仮に、SPCの資金調達手段として追加することとした場合は、税制面の優遇も含め、現行SPCのスキームを根本的に見直すことにつながるものであり、措置困難である。		要望理由にあるように、証券取引法が改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとなっている。改正証券取引法を踏まえた上で、特定目的会社に対する匿名組合出資を認めることについての考え方について回答を示されたい。	c		本年6月の証取法改正で、匿名組合出資を新たに有価証券とみなすこととしたのは、投資家保護の観点から証取法上の規制を課す必要があることによるもの。同改正によって、匿名組合出資の法的性質が転々流通性を有する有価証券に変化するものではない。 他方、特定目的会社は、原則として転々流通する有価証券の発行により資金調達を行うという基本スキームに基づくものであり、税制上の優遇もこのようなスキームを前提に認められている。仮に匿名組合出資を特定目的会社の資金調達手段として追加することとする場合は、税制上の優遇の前提となる現行のスキームの性格を根本的に見直すことにつながるものであり、措置困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
z0300083	金融庁	特定目的会社の資金調達手段の 拡大	5039	50390053	11	社団法人 リース事業協会	53	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。		プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることにより、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。昨年、同要望に対して金融庁から「SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資金を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、「匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。」と回答しており、まずは当方の主張についてご理解頂きたい。なお、SPCによる借入れは、証券市場の発展に寄与することを考慮して税制上の優遇措置が設けられている制度の下において、例外的に認められているものであり、有価証券以外による資金調達を拡大することは適当でないと考えられる。」との回答が示された。今後、証券取引法が改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとなった。改正証券取引法を踏まえて、特定目的会社に対する匿名組合出資を認めることについて再度検討願いたい。	
z0300083	金融庁	特定目的会社の資金調達手段の 拡大	5040	50400023	11	オリックス	23	特定目的会社の資金調達手段の拡大	匿名組合契約に基づく出資などを追加し、その担い手を増やすべきである。		プレーヤーの増加により、資産流動化が促進される。特に不良債権処理に貢献するものと思われる。	金融機関、特定の事業会社が特定目的会社に貸付を行なうことが認められていることにより、証券市場の発展への寄与を理由に匿名組合出資を認めない理由にはならない。また、例えば、特定目的会社に貸付を行なう企業が匿名組合出資を行なうことを認めることは、投資家保護に欠けるものではない。昨年、同要望に対して金融庁から「SPCの新たな資金調達手段として、匿名組合契約に基づく出資金を受け入れる制度を設ける場合には、投資家保護の観点や、証券市場の発展に寄与することを考慮して、税務上の優遇措置が設けられていることから、SPC法上の特例として、当該出資持分は証券取引法上の有価証券と位置づけざるを得ない。しかしながら、「匿名組合契約は、営業者と出資者の人的信頼関係に基づく個別契約によってなされるものであり、転々流通することを前提とする有価証券化には馴染まないと考えられるため措置困難。」と回答しており、まずは当方の主張についてご理解頂きたい。なお、SPCによる借入れは、証券市場の発展に寄与することを考慮して税制上の優遇措置が設けられている制度の下において、例外的に認められているものであり、有価証券以外による資金調達を拡大することは適当でないと考えられる。」との回答が示された。今後、証券取引法が改正され、投資事業有限責任組合契約に基づく権利、投資事業有限責任組合契約に類似する組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとなった。改正証券取引法を踏まえて、特定目的会社に対する匿名組合出資を認めることについて再度検討願いたい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300084	金融庁、農林水産 省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投 資契約等を締結した際に契約内容 を示した書面を交付することとなっ ている。	C	-	契約成立時交付書面（17条書面） とは、商品投資契約が成立した場 合に、後日当事者間にその内容を 巡る紛争が発生することを回避す るため、成立した契約の内容を書 面に記載し、顧客に対し交付する ことにより、その明確化を図る趣旨か ら交付を求めているものである。ま た、契約成立前交付書面（16条書 面）とは、投資家が商品投資契約 を締結するか否かを判断する際の 材料として、当該契約の内容（商品 ファンドの概要）を記載した書面を 事前に交付することにより、投資家 の理解を促す趣旨から交付を求め ているものである。上記のとおり、 これらは各々が違う役割を持ってお り、投資家と販売業者間の紛争を 回避し、法目的である投資家保護 を徹底していると考えている。よっ て、契約成立時交付書面（17条書 面）を撤廃することは、顧客が契約 内容を把握できなくなる等、投資家 保護上問題があり対応は困難であ る。また、当該書面の記載内容に ついては、昨年度における要望に 基づき検討した結果、一部記載事 項（「顧客の商号、名称又は氏名及 び住所」）を緩和している。（商品投 資販売業者の業務に関する命令の 一部を改正する命令（平成16年3 月31日施行））					
z0300084	金融庁、農林水産 省、経済産業省	契約成立時交付書面の全面撤廃	商品投資に係る事 業の規制に関する 法律第17条	商品投資販売業者は顧客と商品投 資契約等を締結した際に契約内容 を示した書面を交付することとなっ ている。	C	-	契約成立時交付書面（17条書面） とは、商品投資契約が成立した場 合に、後日当事者間にその内容を 巡る紛争が発生することを回避す るため、成立した契約の内容を書 面に記載し、顧客に対し交付する ことにより、その明確化を図る趣旨か ら交付を求めているものである。ま た、契約成立前交付書面（16条書 面）とは、投資家が商品投資契約 を締結するか否かを判断する際の 材料として、当該契約の内容（商品 ファンドの概要）を記載した書面を 事前に交付することにより、投資家 の理解を促す趣旨から交付を求め ているものである。上記のとおり、 これらは各々が違う役割を持ってお り、投資家と販売業者間の紛争を 回避し、法目的である投資家保護 を徹底していると考えている。よっ て、契約成立時交付書面（17条書 面）を撤廃することは、顧客が契約 内容を把握できなくなる等、投資家 保護上問題があり対応は困難であ る。また、当該書面の記載内容に ついては、昨年度における要望に 基づき検討した結果、一部記載事 項（「顧客の商号、名称又は氏名及 び住所」）を緩和している。（商品投 資販売業者の業務に関する命令の 一部を改正する命令（平成16年3 月31日施行））					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300084	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5039	50390054	21	社団法人 リース事業協会	54	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を 要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用 に投資顧問の起用・バックオフィス業務 の簡素化・商品ファンドの運用コストの 軽減・投資家への多様な商品の提供・ 映画ファンドの振興を通じた映画制作・ 配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示 後退と取られる可能性もあるために措置が難しい 項目であると考えられるが、この契約成立時書面を 交付する直前に、より詳細な目録見書（契約成立前 書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再 度交付することは、投資家に時間的・金銭的コスト を負担させるだけで、情報開示には役立っていな い。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、 他の類似の法律においては存在せず、明らかに過 剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	
z0300084	金融庁、農林水 産省、経済産業 省	契約成立時交付書面の全面撤廃	5040	50400024	21	オリックス	24	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	「契約成立時交付書面」の全面撤廃を 要望する。	・年金資金の運用・商品ファンドの運用 に投資顧問の起用・バックオフィス業務 の簡素化・商品ファンドの運用コストの 軽減・投資家への多様な商品の提供・ 映画ファンドの振興を通じた映画制作・ 配給・興行業界の活性化	契約成立時書面の撤廃は、リスク商品の情報開示 後退と取られる可能性もあるために措置が難しい 項目であると考えられるが、この契約成立時書面を 交付する直前に、より詳細な目録見書（契約成立前 書面）を交付しており、同等以下の内容の書面を再 度交付することは、投資家に時間的・金銭的コスト を負担させるだけで、情報開示には役立っていな い。契約成立時の書面の交付義務は証取法など、 他の類似の法律においては存在せず、明らかに過 剰規制である。いち早く撤廃をすべきである。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300085	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、法23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を内閣総理大臣に提出して行なうこととされている。発行登録制度を利用する会社は、利用適格要件（継続開示要件及び周知性要件）を満たさなければならぬとされている。	c	-	発行登録制度は、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されていると考えられる会社（利用適格要件を満たす会社）についてその利用が認められるものであるが、継続開示要件を満たさない会社は、例えば当該会社の親会社が連結ベースでの企業情報を開示していても、当該会社の個別の企業情報は開示されず、「その企業情報等が既に公衆に広範に提供されている」とは考えられない。 このような会社について発行登録制度の利用を認めることとした場合、投資者は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資者保護の観点から、継続開示を行っていない会社についての発行登録制度の適用は適切ではない。		要望内容は発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う等投資家の保護措置を講じた上での開示内容の見直しである。以上の主旨を踏まえた上で再度実施に向けた具体的な対応策を示されたい。	c	-	投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。 「親会社が債務の保証を行う」ことは、投資判断における一つの重要な要素ではあるが、資金調達をしようとする発行会社の財務内容、事業内容等は投資判断を行うための極めて基本的な情報であり、投資者保護の観点から、発行会社の企業情報を開示しなくてもよいということは考えられない。
z0300086	警察庁、金融庁、 法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1条、2条	出資法第1条は、「何人も、不特定且つ多数の者に対し、後日出資の払い戻しとして出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金銭を支払うべき旨を明示し、又は暗黙のうちに示して、出資金の受入れをしてはならない」とし、第2条は「業として預り金をするにつき他の法律に特別の規定がある者を除く外、何人も業として預り金をしてはならない」としている。 また、「預り金」とは、不特定かつ多数の者からの金銭の受入れであつて、次に掲げるものをいう。 一 預金、貯金又は定期積金の受入れ 二 社債、借入金その他何らの名義をもつてするを問わず、前号に掲げるものと同様の経済的性質を有するもの	c	-	第1条関係 出資金は出資元本が保証されないことを本質とするものであるため、当該払戻しが実行不能に陥った場合、安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の損害を被ることを防止する趣旨から、これを撤廃することは困難である。 第2条関係 業としての「預り金」が全面的に禁止されているわけではなく、他の法律に特別の規定ある者については預り金を受け入れることができる。従って、出資法において現状以外の新たな規制を設けることは不要と考える。 また、預金の受入れまがいの脱法行為を厳正に取り締める必要があることから、現行の規定が必要且つ適切であると考えられる。 なお、出資法2条の禁止に該当する行為のうち、特定の行為について許容するという合理的なものがあるのであれば、別途、他の法律の整備によって対応すべきものであって、出資法の改正によることは適当でない（例 銀行法、信託業法、農業協同組合法等）。エスロー事業という個別の事業が出資法に抵触するか否かについては、それぞれ個別の事業の内容によるものであり、また、最終的には裁判所が判断するものであることから、ここで回答することは困難である。 一般的には、出資法2条は、業としての預り金をする行為を、他の法律に特別の規定がない限り禁止しているものである。		要望者は、出資法の規制によって金融商品の多様化が阻まれていることから、一般大衆が不測の損害を蒙ることを防止するための新たな規制(詐欺的金融販売の取締制度)を設けることを提案しており、要望の趣旨に沿った回答をいただきたい。 エスロー事業が出資法に抵触するか否かについて、明確化することの可否について、その理由も含めて回答いただきたい。	c	-	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300085	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	5039	50390055	11	社団法人 リース事業協会	55	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示の規定を改正し、企業グループ内の金融子会社が発行する公募CPについて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、連結ベースでの開示により発行が可能となるようにすべきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行われるため、届出書方式で対応することは現実的でなく、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社による公募を可能とするよう措置が講じられるべきである。昨年、同要望に対して金融庁から「投資者の権利は発行会社に対して生ずるものであり、投資者が投資判断を行なうためには、発行会社自身の企業情報等が重要である。発行会社の親会社が開示する連結ベースでの決算・企業情報開示では、当該発行会社個別の情報（個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。）が開示されないため、投資者は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行い、不測の損害を生ずる可能性があり、投資者保護上問題である。なお、当該発行会社が無償証券届出書を提出すれば有価証券の発行は可能。また、その後有価証券報告書を1年以上継続して提出し、周知性要件を満たせば発行登録制度を利用することも可能。」との回答が示された。回答の趣旨を踏まえて、発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う社債について、親会社が連結ベースでの決算・企業情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情報（個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。）を開示することは義務付けないことを要望する。	
z0300086	警察庁、金融庁、法務省	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	5040	50400006	11	オリックス	6	詐欺的金融犯罪の取締制度の抜本的整備	出資法1,2条の立法論的妥当性を検討し、過剰規制を廃して、詐欺的金融犯罪の取締制度を改めて整備すべきである。<*>【参考】「1999/7金融審議会第一部会中間整理(第一次)」東大・神田教授意見発表資料『いわゆる悪質商品の取扱いをどうすべきかという問題がある。この点については、我が国におけるこれまでの歴史に鑑みると、その対応等の面において類型的に別物として取扱ってきた面もあるので、基本的方向性としては、金融関連の詐欺的行為を禁止する法律を制定し、そちらで取締ることを検討することが望ましい(現在では、いわゆる出資法で一部取締りが可能であるが、出資法のように預り金を一律に禁止するような法律は、その立法論的な妥当性につき再検討する必要がある)』	例えば、匿名組合契約による出資受入などにおいて、出資金の全部または一部について営業者が保証する。・エスクロー事業(二当事者の取引のクロージングにあたり、第三者が資金を預かって管理することにより、取引上の危険を転換して取引を円滑にするもの)<*>	・1条は、そもそも全面禁止されるべきものではない。出資者の認識と保証者の支払能力の問題であり、不当表示規制や金融商品販売規制として整理されるべきではないか。・金融庁は、「安全であると誤信して出資した一般大衆が不測の被害を被ることを防止する趣旨」とし、法務省は、「誤解を与える危険性が高く、これを一般的に許容した場合、一般大衆に不測の損害を与える危険が多分にある」とする。しかし、誤信によるものであれば、誤信しないように表示、説明をさせるという規制であるべきであろう。また、誤解を与える危険が多分にあるというも、決して難しい話ではないのであって、おかしい。これを全面的に禁止し、仮に被害が発生していない場合でも3年以下の懲役という重い刑罰の対象となるというのは、果たして制度として妥当であるといえるのであろうか。・2条は、預り金の概念が曖昧あるいは広すぎる。刑罰があり、罪刑法定主義の観点から妥当性に疑問ある。<*>・法務省は、「その意義が明確に規定されており、その概念が不明確であるとは言い難い」とするが、預金と同様の経済的性質を有するものということの解釈の幅は相当広い。また、「無条件に許容した場合、一般大衆に不測の損害を及ぼす」というのも、1条と同様に論じによって起こっている問題である。・戒厳令型・前時代的処罰法規は、金融取引その他サービスの発展に目に見えにくい悪影響を及ぼしている。・「金融サービス法」等の金融関連法制と出資法との係わり合い、適用関係等が、経済社会情勢の進展に対応し、その発展に貢献するものとなるよう、引き続き制度整備の努力をしていく必要がある。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300087	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券取引法上の開示内容の見直し	証券取引法第4条第1項及び第2項、第5条第1項、法23条の3	短期社債を含む有価証券を公募により発行する会社は、有価証券届出書又は発行登録書を内閣総理大臣に提出して行なうこととされている。発行登録制度を利用する会社は、利用適格要件（継続開示要件及び周知性要件）を満たさなければならぬとされている。	c	-	発行登録制度は、その企業情報等が既に公衆に広範に提供されていると考えられる会社（利用適格要件を満たす会社）についてその利用が認められるものであるが、継続開示要件を満たさない会社は、例え当該会社の親会社が連結ベースでの企業情報を開示していても、当該会社の個別の企業情報は開示されず、「その企業情報等が既に公衆に広範に提供されている」とは考えられない。 このような会社について発行登録制度の利用を認めることとした場合、投資者は発行会社の企業情報等を考慮しないまま投資判断を行うこととなるため、投資者保護の観点から、継続開示を行っていない会社についての発行登録制度の適用は適切ではない。		要望内容は発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う等投資家の保護措置を講じた上での開示内容の見直しである。以上の主旨を踏まえた上で再度実施に向けた具体的な対応策を示されたい。	c	-	投資者保護を図るためには、有価証券届出書、有価証券報告書等により有価証券の発行者の財務内容、事業内容等を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与えることが必要である。 「親会社が債務の保証を行う」ことは、投資判断における一つの重要な要素ではあるが、資金調達をしようとする発行会社の財務内容、事業内容等は投資判断を行うための極めて基本的な情報であり、投資者保護の観点から、発行会社の企業情報を開示しなくてもよいということは考えられない。
z0300088	金融庁、法務省	「社債等の振替に関する法律」一部改正要望	社債等の振替に関する法律第66条第1項	短期社債の要件として総額引受が必要とされている（社振法第66条第1項）。 短期社債については、社債申込証は不要である（商法第302条）	b		社債の発行手続については、現在作業中の会社法制の現代化（平成17年法案提出予定）にかかる法制審議会等の議論において、その見直しの要否等について検討中であり、短期社債の要件についても、社債の発行手続についての検討を踏まえつつその見直しの要否等の検討を進めている。		回答では、要望について「検討中」ということであるが、実施の可否についての方向性 結論の実施時期について、示されたい。	b		会社法制の現代化において、社債発行手続の迅速化・簡易化が進めば、短期社債の要件の見直しも可能である。 要件の見直しをするか否かは不確定であるが、見直しを行うとすれば、前回回答にも記載したとおり会社法の現代化（平成17年に法案提出予定）と同時期に行う予定である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300087	金融庁	短期社債の公募発行に関する証券 取引法上の開示内容の見直し	5040	50400026	11	オリックス	26	短期社債の公募発行に関する証券取引 法上の開示内容の見直し	証券取引法上の発行登録や情報開示 の規定を改正し、企業グループ内の金 融子会社が発行する公募CPについて、 発行会社の親会社が債務履行に関する 保証を行う社債について、連結ベースで の開示により発行が可能となるようにす べきである。	資本市場の拡大・活性化。	短期社債についても、原則として証券取引法上の公 募の概念が適用されるが、CPは日々の発行が行わ れるため、届出書方式で対応することは現実的でな く、発行登録方式で対応せざるを得ない。一方で発 行登録制度を利用できるのは、原則として、有価証 券報告書提出会社等であるため、現状、継続開示 を行っていない格付けの高い会社がCPを事実上 公募できない。日々発行されるCPの商品特性、連 結ベースでの決算・企業情報開示、更に今後の金 融業務の本体からの金融専門子会社への移行の流 れを鑑みると、企業グループ内の金融子会社によ る公募を可能とするよう措置が講じられるべきであ る。昨年、同要望に対して金融庁から「投資者の権 利は発行会社に対して生ずるものであり、投資者が 投資判断を行なうためには、発行会社自身の企業 情報等が重要である。発行会社の親会社が開示す る連結ベースでの決算・企業情報開示では、当該発 行会社個別の情報（個別企業の財務情報のほか、 資力、返済能力、デフォルトの可能性等を含む。） が開示されないため、投資者は発行会社の企業情 報等を考慮しないまま投資判断を行い、不測の損 害を生じる可能性があり、投資者保護上問題であ る。なお、当該発行会社が有価証券届出書を提出 すれば有価証券の発行は可能。また、その後有価 証券報告書を1年以上継続して提出し、周知性要件 を満たせば発行登録制度を利用することも可 能。」との回答が示された。回答の趣旨を踏まえて、 発行会社の親会社が債務履行に関する保証を行う 社債について、親会社が連結ベースでの決算・企業 情報を開示する場合は、当該発行会社が個別の情 報（個別企業の財務情報のほか、資力、返済能力、 デフォルトの可能性等を含む。）を開示することは 義務付けないことを要望する。	
z0300088	金融庁、法務省	「社債等の振替に関する法律」一部 改正要望	5040	50400039	11	オリックス	39	「社債等の振替に関する法律」一部改正 要望	社振法における「短期社債」の要件見 直し 社振法第66条1項イにおいて 「契約により社債の総額が引受けられ るものであること」が短期社債の要件の ひとつとして挙げられている。 【要望内容】 上記要件の削除および短期社債にお ける「社債申込証」の取得不要措置	ダイレクトCPの公募発行の普及および 発行手続の簡素化	社債発行の際、簡法により社債申込証の作成が必要とされ ているが、簡法32条において「契約により社債/総額引受 クル場合ニハ之ヲ適用セス」と規定されている。短期社債の 機動的な発行を担保するため（申込証の作成を不要とするた め）、立法の趣旨で「簡法における」総額引受、を短期社債 の要件としたものと考えらるが、実務において円滑な発行を 妨げる要因となり得るため当該要件の削除を希望するもので ある。 短期社債の「募集」という証券法上の扱いと「総額引受」要 件の整合性 発行登録制度において、証券法第23条の8第2項は、「短期 社債の募集」の場合には、一定の条件を満たせば通常必要 とされる「追加書類」の提出が不要とされている。一方社振法 において短期社債は「総額引受」が要件とされているが、こ の「総額引受」は一般的には「公募」と対立する概念と考えら れる。それによる弊害は、ダイレクトCPを発行体自らが募集 （公募）を行なおうとする場合に起こり得る。 社振法及び証券法の関連法令が予定している「短期社債の 募集」の発行形態は、発行体が発行人であるディーラー・投 資者毎に短期社債の発行条件を交渉することとし、両者が 合意する都度投資者による短期社債の引受けがあり、かつ発 行体による短期社債の発行があるという形態と考えられてい るため、発行実務においても、ディーラー・投資者毎に別個 の総額引受契約を取り交わす煩雑さが発生している。とりわ けダイレクトCPの公募発行においては、一般債の公募にお ける引受人（アンダーライター）が存在しないため、「発行総 額」を確定させようとして投資者の募集を行うことは事実上不 可能である（ディーラーが一旦総額を引受ける公募発行にお いてはこの問題は生じない）。一方、「総額」が確定しないこと による弊害は、予定していた調達額に募集金額が満たない ケースが想定されるが、それは発行体のリスクであり、発行 体はそのリスクを承知で募集を行うのであれば特段問題はな いものと思われる。一律の条件で投資者への勧誘を行えず、 個別投資者毎に条件を設定して発行（引受）を行うという行為 は非効率的であり、公募発行の利点を生かせない。この点は 大きな弊害であり早急に改善が必要と考える。 発行したCPが「総額引受」でないという理由で社振法上の 「短期社債」と見なされなくなると、普通社債同様社債開示の 作成や社債管理会社の設置が必要となり、実務上発行は不 可能となる。短期社債の発行の機動性を担保し、短期社債の	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300089	金融庁、公正取引 委員会	銀行等による株式等の取得等の制限 の撤廃等	銀行法第16条の 3、独占禁止法第 11条	銀行又はその子会社は、国内の会 社の議決権については、合算して、 その基準議決権数（当該国内の会 社の総株主等の議決権に百分の 五を乗じて得た議決権の数）を超え る議決権を取得し、又は保有して はならないとしている。	C		銀行等による不動産業、製造業等 の一般事業会社の株式の取得、所 有については、銀行経営の健全性 確保の観点から銀行に他業禁止が 課せられている趣旨の徹底を図る とともに、銀行の子会社の範囲制 限が逸脱されることを回避するた めに、その上限を設けているところ あり、これを撤廃することは、銀行 の健全性確保が困難となることか ら、措置困難である。		要望主体の下記要望を踏まえ、再 検討願いたい。 「日本の預貯金を中心とした資金 循環を基礎に製造業への資金投資 を継続させるためには、資金が最も 多く集中している銀行の資金を活 用することは、資本の安定から鑑 み、大きな役割を果たすと考える。 予定されている外国株による株式 交換の解禁等による欧米企業の日 本企業に対するM&Aによる買収を 回避するためにも、日本企業の資 本の安定化が求められており、この 観点より議論して頂きたい。この種 の規制はドイツを含む類似の状況 にある欧州大陸諸国でもない規制 である。」	c		銀行等による株式等の取得等の制 限は、銀行経営の健全性確保の観 点から銀行に他業禁止が課せられ ている趣旨の徹底を図るとともに、 銀行の子会社の範囲制限が逸脱さ れることを回避するために規定され ているところであり、これを撤廃す ることは、銀行の健全性確保が困 難となることから、措置困難であ る。
z0300089	金融庁、公正取引 委員会	銀行等による株式等の取得等の制限 の撤廃等			e		銀行法第16条の3の銀行等による 株式の取得等の制限に規定する議 決権については、商法第211条の2 第4項に規定する種類の株式又は 持分に係る議決権は除かれてい る。		要望主体の下記要望を踏まえ、再 検討願いたい。 「日本企業の資本安定化政策に関 し、資金量が多い銀行が果たすべ き役割は重大だと考える。外国株 式を含む株式交換の対価解禁等に よる欧米企業の日本企業に対する M&Aによる買収を回避するため にも、日本企業の資本の安定化が求 められており、この観点より議論 して頂きたい。特にこの種の株式保 有制限は類似の環境下にあるドイ ツを含む欧州大陸諸国にも見られ ない規制であり、持株制限の撤廃 を急ぎたい。但し、その際、金融機 関による企業会社支配に懸念があ ると言われているが、それをも回避 するには、解禁されている種類株を 活用して、たとえば特別決議事項を 除外して、一般議決権に制限を与 える種の優先株式を認めるとい う代替的方策も検討の対象にするこ とを提案させて頂きたい。」	e		銀行等による株式等の取得等の制 限は、銀行経営の健全性確保の観 点から銀行に他業禁止が課せられ ている趣旨の徹底を図るとともに、 銀行の子会社の範囲制限が逸脱さ れることを回避するために規定され ているところであり、これを撤廃す ることは、銀行の健全性確保が困 難となることから、措置困難であ る。なお、銀行等による株式の取得 等の制限に規定する議決権につい ては、商法第211条の2第4項に規 定する種類の株式（議決権制限株 式）等は除かれている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300089	金融庁、公正取引委員会	銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等	5044	50440001	11	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	1	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	いわゆる5%ルールの撤廃(無制限)。英米型ガバナンスやドイツ型ガバナンスを模倣するのではなく、日本企業に最適なコーポレートガバナンスを育成するため、機関投資家たる銀行の資本家機能(ガバナンス)の強化することにより、銀行のリスクマネーの供給機能を強化する。		資金余剰という日本経済の環境下で、米国に比較して資本の弱体化が懸念であり、それを直ぐに個人の資本出資に期待するには時間的問題がある。つまり組織再編成の際の譲渡対価に海外株式が含ませられる時期がまじかに迫ってきており、米ドル下落の可能性が高まっている現在、日本企業の株式の保有者の中心が米英国資本の比率が高まることが予想され、日本企業のガバナンス構造が海外資本家に支配される事が考えられる。一方米国内資本主義の問題は、IT産業など投資回収が容易な産業育成はともかくも、製造業への資本投下が減少する可能性もあり、産業政策上、製造業を活性化が可能な資金源泉が不可欠で、その仕組みを構築することは日本経済の詳細にとって最大の課題である。その観点から、日本経済の強みを維持するためにも、M&Aによる買収を回避するためにも、日本企業の資本の安定化が求められる。事業支配力の集中等の問題があるにせよ、資金余剰の金融機関に資本増強の役割を期待したい。	ガバナンス上の問題は、種類株の工夫で乗り切れるものと考えられる。
z0300089	金融庁、公正取引委員会	銀行等による株式等の取得等の制限の撤廃等	5044	50440002	11	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	2	種類株の活用促進	現在ネットイティスワップによる優先株式の取得が認められている株式保有制限法適用除外の範囲拡大		金融機関による大規模なリスクマネーの供給を可能とするには、株主権の切り分けによって既存株主との利害調整やガバナンス構造の緊張感を担保する種類株式の活用が有効と考えられるため。	要望1の補充としてセト提案

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300090	金融庁	普通保険約款の免許申請添付書類からの削除	保険業法第4条、 第5条、第66条	免許申請書の添付書類として普通 保険約款が必要とされている。な お、商品審査手続きとして、届出後 直ちに販売が可能となるファイル・ アンド・ユースは導入されていな い。	C	-	保険契約者が個人の場合など、保 険についての専門的な知識を必ず しも持ち合わせていないケースもあ ることから、普通保険約款の内容に ついて検討することは契約者保護 の観点から必要であり、免許申請 の添付書類から同約款を削除する ことは困難である。なお、ファイル・ アンド・ユースについては、海外でも ファイルした約款等の有効性が不 安定になるなどの問題があり、見直 しの動きがあること等に留意が必 要である。		規制改革の基本理念は、「事前規 制」から「事後監視・監督」への移 行を図ることにある。本理念に照ら し、要望内容について再度検討し、 示されたい。	c	-	保険契約は、物販とは異なり、事後 救済が困難なうえ、契約内容に係 る問題点が顕在化するまでに時間 を要するが多いことから、「事 後監視・監督」だけでは契約者保 護が十分に図られないため、免許 申請の添付書類から同約款を削除 することは困難である。
z0300092	金融庁	銀行の自行株相対取引解禁（個人株主 増強による銀行の資本増強）	証券取引法第2条	証券取引法において、募集行為自 体は、証券業に該当しない。した がって、銀行が一般顧客に対して 自社の増資の勧誘を行うことは可 能である。	d		現行制度で対応可能		解釈の徹底の観点から、一層の周 知を図ることについて具体的に検 討され、示されたい。	d		この回答により趣旨は十分に達成 されているものとする。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300090	金融庁	普通保険約款の免許申請添付書類からの削除	5044	50440003	11	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	3	普通保険約款の免許申請添付書類からの削除	保険事業免許取申請にあたって普通保険約款の添付が求められているが、この規制を緩和。当然、消費者保護の観点から、適合性原則の制定、オンブズマン制度の創設、販売差止ルール、等の新たな規制の設定も併せて検討すべき。		国際的に金融商品が多様化している。わが国の保険商品においても保険会社の競争力向上と、幅広い金融サービスを提供する機能を強化する観点から要望する。保険商品も金融商品としての位置付けのなかで、更なるイノベーションを促進するには、英国、EU、米国の一部の州で実施されている商品自由化（ファイル&コース）に則した競争環境を国内保険事業社にも提供すべきである。新たな商品開発競争によって、国民が保険事業からうべき便益の拡張を促進することが、好ましい保険会社の競争軸である。	
z0300092	金融庁	銀行の自行株相対取引解禁（個人株主増強による銀行の資本増強）	5044	50440005	11	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	5	銀行の自行株相対取引解禁（個人株主増強による銀行の資本増強）	証券会社経由の代理業ではなく、銀行が自行株を相対で一般顧客に増資申込及び取引が出来るように規制を緩和する		B5規制関係で、公的資金注入など政府関与は銀行の自己改革を阻害する恐れがあると指摘されているが、銀行窓口で優先株を一般に売り出すことで、銀行は個人株主増強による資本増強が可能となる	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300093	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の電子化	貸金業の規制等に関する法律第17条、第18条、第24条第2項	貸金業規制法第17条では契約締結時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、第18条第1項では債務弁済時における債務者・保証人に対する貸金業者の書面交付義務を、それぞれ規定している。 第24条第2項では、貸金業者の貸付けに係る債権を譲り受けた者は、当該債権の債務者に対し、譲り受けた債権の内容を明らかにする書面を遅滞なく交付しなければならない。	b	(措置の概要参照)	いわゆる「ヤミ金融問題」を契機とした今般の貸金業規制法及び出資法の一部改正法が平成16年1月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法附則において施行後3年を目途として検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。		書面交付の電子化について、現時点での方向性について、示された。	b	(措置の概要参照)	貸金業制度の在り方については、平成16年1月1日に施行された新貸金業規制法附則において、施行後3年を目途として、新貸金業規制法の施行の状況、貸金業者の実態等を勘案して検討を加え、必要な見直しを行うこととなっている。 措置の内容については、上記検討を踏まえて決まるものであり、現時点では未定。
z0300094	金融庁	保険契約の包括移転に係る手続きの簡素化	保険業法第136条第1項	保険会社が、保険契約を他の保険会社に移転をするときには、移転会社及び移転先会社において株主総会等の決議が必要とされている。	b		規制改革・民間開放推進3か年計画においては、「保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する。」とされているところであり、引き続き検討を行う。		平成16年度中に結論を得ることについての可否について示された。	b		結論時期について具体的に示すことは困難であるが、「保険会社間の保険契約の包括移転において、移転先保険会社に与える影響が一定程度にとどまるような場合については、相互会社の取扱いや、株主や保険契約者の保護について検討した上で、移転先保険会社の株主総会等の決議を不要とするような措置を講ずることについて検討する」との規制改革・民間開放推進3か年計画も踏まえ、平成16年度中に検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300093	金融庁	貸金業規制法に基づく書面交付の 電子化	5078	50780028	11	(社)日本経済団体連合会	28	貸金業規制法に基づく書面交付の電子 化	貸金業者等と債務者・保証人の双方 が合意する場合、書面交付の代わりに、 電子メール等の電子的手段を用いるこ とを認めるべきである。		双方の合意を前提条件とすれば、書 面交付の代わりに電子メール等の電子 的手段を用いても、債務者・保証人の保 護に支障が生じるとは考えにくい。 なお、「『全国規模での規制改革要望』 に対する各省庁からの再回答について」 (平成16年1月29日総合規制改革会 議)においては、「いわゆる『ヤミ金融問 題』を契機とした今般の貸金業規制法 及び出資法の一部改正法が平成16年1 月1日に施行されたところ。 貸金業制度の在り方については、同法 附則において施行後3年後を目途として 検討を加え、必要な見直しを行うことと なっている」とあり、「措置の内容につい ては、上記検討を踏まえて決まるもので あり、現時点では未定」とされているが、 「事業活動のIT化に係る規制の現状と 課題」(平成14年12月9日IT戦略本部資 料)においては、「実態調査を踏まえ、 電子化の実現可能性について、平成15 年度中に検討を行う」とされているところ であり、速やかに検討を行い、電子化を 認めるべきである。	貸金業者は、貸付契約等を締結した 時および、債権の全部または一部につ いて弁済を受けた時は、所定の事項を 記載した書面を債務者等に交付しなけ ればならない。 また、貸金業者から貸付け債権を譲り 受けた者も、同様の書面を債務者等に 交付しなければならない。
z0300094	金融庁	保険契約の包括移転に係る手続き の簡素化	5078	50780036	11	(社)日本経済団体連合会	36	保険契約の包括移転に係る手続きの簡 素化	包括移転する契約に対応する責任準 備金等の額が、移転先会社の責任準備 金等の額に比較して相当程度小さい場 合(例えば20分の1以内)は、保険契約 の包括移転に要する移転先会社の決議 を不要とすべきである。 簡易な合併手続きが認められていない 相互会社について簡易な契約移転が認 められないとしても、少なくとも株式会 社については、簡易な手続きを認めるべき である。		責任準備金等の額が移転先会社の責 任準備金等の額に比較して相当程度小 さい場合には、保険契約の移転先会社 における保護措置を不要としても、株主 保護が著しく損なわれることはないと思 えられる。	保険契約を包括移転するには、移転 会社及び移転先会社において、株主総 会または社員総会(総代会を設けてい る場合には総代会)の決議を必要とす る。一方、商法に定められる簡易合併 (商法第413条の3)の手続きにおいて は、合併時の新株発行数が存続会社の 株式総数の20分の1以内であり、消滅 会社の合併交付金が存続会社の純資 産額の50分の1以内である場合は、株 主総会の決議が不要とされている。 この規定により、存続会社が株式会社 である場合には、保険会社の合併に伴う 保険契約の承継についても、株主総会 決議が不要となっている。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300095	金融庁	法人である損害保険代理店の組織変更における代理店登録の特例	保険業法第276条、第277条、第278条	損害保険代理店については、保険契約者の保護の観点や、登録拒否要件に該当するか否かの確認を行う必要があることから、登録を受けることを必要としている。	b	-	保険契約者の利便の向上の観点から、法人代理店の組織変更時等、一定の場合において代理店業務の空白期間が極力短くなるよう登録制度の運用の見直しを実現している。					
z0300096	金融庁	保険業における「その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行」の認可制の撤廃	保険業法第98条第2項、同法施行規則第51条の2	保険会社が、従属業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行（内閣府令で定めるもの）を行おうとするときは、その内容を定めて、金融庁長官の認可を受けなければならないこととされている。	c	-	<p>保険会社が、付随業務として、他の保険会社その他金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可においては、当該認可の申請をした保険会社が、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると認められるかどうか等について審査しているものであり、保険会社が他の金融業を行う者の業務代理等を行おうとするときの認可を不要とすることは困難である。</p> <p>なお、保険会社が他の金融業を行う者の資金の貸付けの代理・代行としていわゆる協調融資の幹事業務を行おうとするときの認可について、協調融資の特性を踏まえた認可手続（契約の相手方ごとの個別の認可を不要とする）としたところであり（平成15年6月事務ガイドライン改正）、保険会社が円滑に業務を行えるよう対応しているところである。</p>		<p>保険会社の業務として既に認められている業務・事務について、改めて審査する必要性は認められないと考える。また認可に要する時間とコストを考えると、活発・迅速な経済活動が阻害されているとの実態もあるとのことであり、この点に具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。検討の時期について、具体的に示されたい。</p>	c	-	<p>再検討要請中、保険会社の業務として既に認められている業務・事務まで審査をする必要性は考えられないとあるが、保険会社が、他の保険会社等の業務の代理等を行おうとする場合に認可を必要としているのは、業務の代理等が付随業務であることにかんがみ、認可申請者である保険会社が当該業務の代理等を行うことによって固有業務の遂行に支障を及ぼさないよう、認可申請者として当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行できる体制となっていることや、保険契約者保護等の観点から、代理に係る業務若しくは代行に係る事務の範囲又はそれらに関する責任の所在等が明確に定められていること等について審査を行う必要があるからであり、また、実際には、生保会社による損保会社の業務代理等、損保会社による生保会社の業務代理等、あるいは銀行や投資顧問業者の業務代理等など、当該保険会社が行っていない業務の代理等が行われているものであり、審査が不要との指摘は当たらず、ご要望に対応することは困難である。</p> <p>なお、前回回答及び再検討要請にあるとおり、保険会社が円滑に業務を行えるよう既に対応しているところ。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300095	金融庁	法人である損害保険代理店の組織 変更における代理店登録の特例	5078	50780040	11	(社)日本経済団体連合会	40	法人である損害保険代理店の組織変更 における代理店登録の特例	<p>代理店業務を承継する法人の新設・ 合併等の手続き完了前に予備登録の手 続きを認める。</p> <p>例えば、やむを得ず被承継代理店の 業務廃止日と承継代理店の登録日が異 なる場合には、新設、合併等の予定日 の一定期間前に予備登録を認め、新た な法人の発足と同時に代理店登録を効 効させる、などの手続きを導入すべき である。</p> <p>「規制改革・民間開放推進3か年計 画」(2004年3月19日)においては、平 成16年移行に検討とされている。結論 時期を明示するとともに、速やかに検討 を開始し、結論を得るべきである。</p>		<p>合併、分割などの企業再編に際し、代 理店として登録されている法人が変更さ れる場合においても、保険募集が継続 して行われることが望ましい。代理店の 予備登録が可能となれば、効率的に代 理店業務を移行することができ、契約者 サービスに空白・混乱が生じず、また円 滑な企業再編に資する。</p>	<p>損害保険代理店業務の登録の申請 は、会社設立後でなければ行うことが できない。このため、法人代理店が、新設 又は合併会社に損害保険代理店業務を 移転する場合、また、代理店部門が新 設分割された会社に移転する場合など、 現に代理店として登録されている法人 から代理店登録していない別の法人に 代理店の業務を移転・承継するにあた り、代理店業務を承継する法人の登録 申請が完了するまでの間に、被承継代 理店の法人格が消滅している場合に は、保険の募集ができない空白期間が 生じ、消費者対応上、問題となる。</p>
z0300096	金融庁	保険業における「その他金融業を 行う者の業務の代理又は事務の代 行」の認可制の撤廃	5078	50780041	11	(社)日本経済団体連合会	41	保険業における「その他金融業を行う者 の業務の代理又は事務の代行」の認可 制の撤廃	<p>保険業法における「その他金融業を行 う者の業務の代理又は事務の代行」の 認可を不要とすべきである。</p> <p>検討・結論時期を明示するとともに、速 やかに検討を開始すべきである。</p>		<p>保険会社が、保険会社の業務として既 に認められている業務・事務について業 務代理等を行おうとする際には、改めて 審査する必要はないと考えられる。</p> <p>また、銀行については、付随業務とし てその他金融業を行う者の業務代理等 を行う際に、認可は必要とされていない。</p>	<p>保険会社が「その他金融業を行う者の 業務の代理又は事務の代行」を行う場 合には、金融庁の認可が必要とされて いる。</p>

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300098	金融庁	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和	投資信託及び投資法人に関する法律第33条、第58条、第59条、第220条	受益証券等の発行者は外国投資信託、外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合に、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。	c	-	投資信託は監督上の必要性から投資信託約款等の当局への届出は、契約の当事者であり、運用に対して責任を負う発行者（代理人を含む）が行うことが必要である。 なお、販売会社が外国投資信託等の日本における代理人となり、当局への届出等を行うことは可能と考えられる。		法人が資産運用の高度化の一環として、日本で募集・売出されていない外国投信を購入するのであれば、自らのリスクで行うべきところ、あえて監督の必要性があるというのであれば、その根拠を示されたい。また、「発行者による事前の届出」という形で監督の必要性を求める声が投資家から寄せられているのであれば、それを示されたい。国内での販売取次ぎに責任を負う国内販売業者に販売の届出を行わせることが、監督上何の問題があるのかを明示されたい。国内販売業者が投資家保護に不可欠な事項のディスクロージャーを行うことでは不十分というのであれば、その理由を示されたい。外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務は課せられていないが、より低リスクの外国で上場されている外国投資信託等について発行者に届出義務が必要とされる根拠を示されたい。国内機関投資家には、外国で上場されている外国投資信託等への投資ニーズが強いが（現に、届出のない外国投信等を海外証券会社に直接発注しているケースもあるがコスト面でかなり割高）、政府としてどのように対応するのか明示されたい。	c	-	外国投資信託等についても国内での販売が行われる場合には、投資者保護の観点から、国内投資信託等に係る投資信託約款等の当局への届出、販売の差止め命令等と同様の措置を講じる必要がある。 当局への届出は、契約の当事者であり、運用に対して責任を負う発行者が行うことが必要であるが、販売会社が外国投資信託等の日本における代理人となって当局への届出を行うことで、取扱いが可能となると考えられる。
z0300099	金融庁	開発型流動化案件に係る業務開始届出書の添付書類の見直し等	資産の流動化に関する法律第3条第3項第3号、同施行規則第7条、	特定目的会社が開発により特定資産を取得する場合は、業務開始届出書の添付書類の一つとして当該開発に係る契約書として請負契約書の提出が実務上求められる。	c	-	開発型流動化案件の場合も、開発工事の結果、SPCが取得することになる資産（建物等）の権利・義務関係、仕様等について確定して、それが確実にSPCに取得されることが確保されていることが、投資家保護の観点から必要であり、これを証憑する書類として「工事請負契約」の提出を求めているところ。 一般に、プロジェクトマネジメント契約証書と呼ばれる書面は、当該プロジェクトの概要を大枠で契約したものにすぎず、「工事請負契約」の代用として法施行規則第7条1項2号の「開発により特定資産を取得する場合は、当該開発にかかる契約またはその予約」と認められることは、投資家の保護に欠け、適当でない。		SPCの財務内容が不透明な中で、請負業者に請負契約の締結を強いる現行規定は、リスク管理という契約締結の本来目的に反する要請であり、投資家保護以前の問題として、早急に改善すべきである。要望元によると請負業者と契約締結できないため、真の請負業者ではなく、デベロッパーと暫定的な請負契約を締結して届出することを認める運用が行われているようであり、請負契約書の添付は投資家保護にも役立っていない。真の投資家保護の観点から、当事者間の合意を示す「プロジェクト契約書」（事業計画や建物の内容が明示）や請負契約締結に至る手続を業務開始届出書に記載すること等をもって、「請負契約書」の代用とすることを認め、後日請負契約を締結した後に請負契約書を提出する方式を採用することについて、改めて検討され示されたい。上記を踏まえた実施時期について、具体的に示されたい。	c	-	開発型流動化案件の場合、開発工事の結果特定目的会社が取得することになる資産（建物等）の権利・義務関係、仕様等について確定して、それが確実に特定目的会社に取得されることが確保されていることが、投資家保護の観点から必須。 資産内容の確定・取得の確定について証憑する書類として、法令上は、「開発により特定資産を取得する場合は、当該開発にかかる契約またはその予約」（法施行規則7条1項2号）を求めており、実務上は「工事請負契約」であればこれに該当するとしているが、要は対象資産の内容が確定し、それが確実に特定目的会社に取得されることを確保する契約またはその予約であるか否かが問題。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300098	金融庁	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和	5078	50780043	11	(社)日本経済団体連合会	43	外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信証券」の国内販売における規制緩和	<p>「外国投資信託」、「外国投資証券」を国内販売する場合、外国の発行者に、事前届出義務、「運用報告書」の交付義務が課せられている。</p> <p>外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投資証券」については、国内投資家の注文を取次ぐ責任を負う国内販売事業者の販売の届出を行わせる方法を選択肢として導入すべきである。併せて、発行者による運用報告書に代えて、国内販売業者が投資家保護に必要不可欠な事項のディスクロージャーを行うことを可能とすべきである。</p>		<p>外国で上場されている「外国投資信託」、「外国投信」の中には、国内で募集・売出が行われていなくても、国内投資家の購入希望の多い商品があるが、「外国投資信託」、「外国投信」の発行者が事前届出義務や「運用報告書」の作成義務を履行していない場合には、投資家は当該商品を国内で購入することができず、投資家ニーズに十分に答えられていないのが実情である。</p> <p>左記に提案する方法によっても、投資家保護は十分図られ、また、監督当局による事情把握も可能である。</p> <p>投資信託よりも一般的にリスクが高い外国株式については、国内で募集・売出が行われていなければ、その販売取次ぎを行うにあたり、発行者に届出義務や運用報告書作成義務は課せられていないことと比較しても、本規定は不合理である。</p>	
z0300099	金融庁	開発型流動化案件に係る業務開始届出書の添付書類の見直し等	5078	50780044	11	(社)日本経済団体連合会	44	開発型流動化案件に係る業務開始届出書の添付書類の見直し等	<p>土地の開発を推進しつつ流動化を図る、いわゆる「開発型流動化」案件において、特定目的会社（SPC）が業務開始時に提出する「業務開始届出書」に添付すべきものとして定められている、当該開発工事に係る「請負契約書」について、当事者間の合意を示す「プロジェクト契約書」や請負契約締結に至る手続を業務開始届出書に記載すること等をもって、「請負契約書」の代用とすることを認めるべきである。</p>		<p>開発請負契約は、請負業者が工事代金の回収不能リスクを回避できるように、銀行・SPC間のローン契約等、他の関連契約の締結を全て終了後に、請負業者・SPC間で締結されるのが通常の実務である。したがって、SPCの業務開始時に、請負契約が締結済みであることは、稀である。</p> <p>このため、現状では、ローン契約が未決定でSPCの財務内容が不透明な中で、SPCは請負業者に請負契約の締結のお願いをせざるを得ず、その交渉・折衝に多大の労力を要しているほか、業務開始も後倒しになりがちである。</p> <p>「業務開始届出書」提出後の流動化対象資産の確実な取得という「請負契約書」添付の趣旨は、左記の代用が認められても、実質的に担保されている。</p> <p>また、代用が認められることにより、「開発型流動化」事業の活性化を通して、土地の有効利用が促進されることが期待できる。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300100	金融庁	国内の年金ファンド等による海外REITの組み入れを容易にすること	投資信託及び投資法人に関する法律第58条、第220条	受益証券等の発行者は外国投資信託、外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合に、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。	c	-	投資信託は監督上の必要性から投資信託約款等の当局への届出は、契約の当事者であり、運用に対して責任を負う発行者（代理人を含む）が行うことが必要である。		<ul style="list-style-type: none"> 「投資信託及び投資法人に関する法律」において、外国投資信託及び外国投資証券について発行者等による内閣総理大臣への届出を求める趣旨は、主に投資家保護にあると考えられる。ここで、海外REITのように海外の市場に上場されているもの、あるいは設定された国の法令に基づき承認等を取っているものについては、十分な投資家保護が採られていると考えられることから、日本国内において再度の届出を行わせることは不要と考えるが、見解を伺いたい。 また、適格機関投資家については、投資に係る専門的な知識、経験を十分に有していることから、国内の証券会社が当該者からの売買の発注を受けても、投資家保護上特段の問題は生じないと考えられるが、見解を伺いたい。 海外REITは、外国株式の主要インデックスに一定比率含まれており、当該指標をベンチマークとして運用する年金資産等において、組入れは必須の状況である。しかしながら、国内の証券会社による取扱いが認められないことにより、海外の証券会社に対して直接に売買の発注を行わざるを得ず、国内の証券会社に対して通常発注する際の手数料に比し、約百倍ものコストが掛かっている状況であり、投資家の利益を害する結果を招来している。斯様に、国内の証券会社による取扱いには極めて強いニーズが存在するところであるが、斯かるニーズについての見解を伺いたい。 	c	-	外国投資信託等についても国内での販売が行われる場合には、投資家保護の観点から、国内投資信託等に係る投資信託約款等の当局への届出、販売の差止め命令等と同様の措置を講じる必要がある。
z0300101	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること（その1）	投資信託及び投資法人に関する法律施行令第2条	信託銀行は、主として有価証券に対する投資として運用する場合を除き、委託を受けることができる。	c	-	認可投資顧問業者である信託銀行に自らが受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難。		<ul style="list-style-type: none"> 証券投資信託以外の投資信託、例えば不動産投資信託については、斯様な規制は設けられていない。「主として有価証券」に投資する投資信託についてのみ斯様な規制が設けられている理由を明らかにされたい。 また、投信法第5条の2及び第49条の3の趣旨は、証券投資信託について「委託者と受託者の抑制機能により投資家保護を図ることにあるようだが、会社型投資信託については、証券業を兼業する投資信託委託業者は、自らが資産の保管を受任する投資法人の資産の運用をあわせて受任することができる。斯様に制度間で規制が異なる理由を明らかにされたい。 また、「主として有価証券」に運用することに投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。そこで、まずは、如何なる弊害が想定されるかを明らかにされたい。 	c	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資家保護を図ってきたことに照らせば、認可投資顧問業者である信託銀行に自らが受託者となっている証券投資信託につき、運用の外部委託を認めることとした場合、投信法第5条の2、第49条の3の趣旨に反するため、自らが受託者となっている証券投資信託の運用の外部委託を受けることを可能とすることは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300100	金融庁	国内の年金ファンド等による海外REITの組み入れを容易にすること	5084	50840002	11	社団法人 信託協会	2	国内の年金ファンド等による海外REITの組み入れを容易にすること	<ul style="list-style-type: none"> 主として不動産に投資を行う海外REIT(米国REIT 豪州プロパティ・トラスト等)は、「投資信託及び投資法人に関する法律」における外国投資信託あるいは外国投資証券に該当するものとされている。なお、外国投資信託及び外国投資証券については、発行者等による内閣総理大臣への届出がない場合、国内の証券会社は募集、売買、媒介、取次ぎ等を行うことができないこととなっている。ここで、海外REITについては、当該届出がなされていないものが一般的であることから、国内の証券会社は取扱いができない。 例えば、海外REITで発行者による届出がないものでも、売買の発注者が適格機関投資家である場合、海外の市場に上場されている等の一定の基準を満たすものである場合、あるいは設定された国の法令に基づき承認等取得している場合等については、国内証券会社による取扱いを可能とする手当てを要望するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 売買の適時の発注及び発注に掛かる手間・コストの削減が可能となることにより、投資家の効率的な資産運用に資する。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外REITは、外国株式の主要インデックスに一定比率含まれており、当該指標をベンチマークとするパッシブ型の信託財産(特に年金資産)運用において、組み入れが必須となっている。 ここにおいて、国内の証券会社が海外REITの取扱いをできないことは、国内証券会社を通じた売買の発注ができず、やむなく海外の現地の証券会社に直接発注せざるを得ないこととなり、手間・コストが掛かるとともに、効率的な資産運用を阻害する要因になっており、結果、投資家の利益を害するものとなっている。 	
z0300101	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	5084	50840003	11	社団法人 信託協会	3	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その1)	<ul style="list-style-type: none"> 投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、委託者指図型投資信託及び投資法人より投資信託財産の運用の委託を受ける場合において、当該信託銀行が自ら受託者となっている投資信託財産については、「主として有価証券」に運用することができない。 投資一任業務の認可を受けた信託銀行が、投資信託財産の運用の委託を制約なく受けられるようにすることを要望するもの。 なお、証券投資信託以外の投資信託、例えば不動産投資信託については、異なる規制はない。 また、会社型投資信託において、証券業を兼業する投資信託委託業者は、投資法人の資産の運用と当該投資法人の資産の保管をあわせて受任することができる。 したがって、制度間の規制に論理的整合性がなく、上記の規制には理屈がないことが明らかであることから、早期の撤廃を要望するもの。 仮に、「主として有価証券」に運用することに投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されるとともに、自己取引における行為準則(第29条第2項及び第3項)等の一定の行為規制が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。 		<ul style="list-style-type: none"> 投資一任業務の認可を受けた信託銀行は、「認可投資顧問業者」として、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有する者である。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が十分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。 また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300102	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること（その2）	投資信託及び投資法人に関する法律第49条の3	信託銀行が委託者非指図型投資信託の信託財産を主として有価証券に対する投資として運用することを目的とする投資信託契約を締結することを禁止している。	c	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用指図を可能とすることは困難。		・証券投資信託以外の投資信託、例えば不動産投資信託についても、証券投資信託と同様に、「幅広く一般投資者から資金を集めるスキーム」でありながら、斯様な規制は設けられていない。「主として有価証券」に投資する証券投資信託についてのみ斯様な規制が設けられている理由を明らかにされたい。 ・また、証券投資信託については「委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきた」としつつ、会社型投資信託については、証券業を兼業する投資信託委託業者は、自らが資産の保管を受任する投資法人の資産の運用をあわせて受任することができることとなっている。斯様に制度間で規制が異なる理由を明らかにされたい。 ・また、「主として有価証券」に運用することに投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。そこで、まずは、如何なる弊害が想定されるかを明らかにされたい。	c	-	「主として有価証券」で運用を行う証券投資信託においては、幅広く一般投資者から資金を集めるスキームであることから、運用者である投資信託委託業者に専門義務を求めていること、委託者と受託者の抑制機能により投資者保護を図ってきたことに照らせば、信託銀行が投信法に基づく「主として有価証券」に対する投資の運用指図を可能とすることは困難。
z0300103	金融庁	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	投資顧問業法施行規則第29条の2第1項第4号	インターナル・クロス取引を行うためにはあらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があるが、包括的な同意は認められていない。	c	-	当該規定は投資顧問業者の双方代理を禁止する主旨であり、投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の証券会社を介さずに行う売買取引については他の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害が想定されることを踏まえれば、あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る必要があると考える。		・インデックスを利用したパッシブ・ファンド、及びコンピュータを用いた計量的モデルにより銘柄及び数量の選定が行われるモデル・ドリブン・ファンドについては、運用にあたり恣意性の排除が可能で、また、価格の恣意性も一定の規律を設けることにより排除が可能。したがって、当該ファンド相互間でインターナル・クロス取引を行う場合について、認可投資顧問業者が一方の顧客を利する、あるいは害する恐れのある取引を内容とした投資を行う等の弊害は想定されないことから、事前の“包括的な”同意を得て行うことでも、投資家保護上問題ないものと考えているが、見解を伺いたい。 ・なお、インターナル・クロス取引は、本年4月1日施行の改正投資顧問業法施行規則により、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る」ことで可能となったが、インターナル・クロス取引では、取引を行うべき事象が生じた時点で即時行う必要があり、取引の度に個別に顧客の同意を得ることは実務上困難で、当該取引を事実上禁止しているに等しい。当該取引が行えないことは、コスト等の増加を招来し、投資家の利益を害する結果をもたらしている。上記に示したファンド間で実施するインターナル・クロス取引について、「包括的な同意」で行い得ることに極めて強いニーズが存在するところであり、斯かるニーズについての見解を伺いたい。 ・また、米国のERISA法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められているところ、現行規制が国際的整合性の観点から取引条件が劣後することになることにつき見解を伺いたい。	c	-	投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間の売買取引について、他の顧客の利益を害する取引を内容とした投資を行うなどの弊害を排除する必要がある。インターナル・クロス取引についてはそのニーズ等を勘案し、16年3月の投資顧問業法施行規則の改正で、投資者保護の観点から個別取引ごとに双方の顧客の同意を得ることで可能としたところであり、これ以上の規制改革については慎重に対応する必要があると考える。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300102	金融庁	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	5084	50840004	11	社団法人 信託協会	4	信託銀行による投資信託の効率的運用を阻害する規制を撤廃すること(その2)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託者非指図型投資信託について、信託銀行が信託財産を「主として有価証券」に運用することができない。 ・ 斯かる規制の撤廃を要望するもの。 ・ 委託者非指図型投資信託の受託者たる信託銀行は、信託法等の規制に服するものであり、諸規制を遵守すべく十分な運営・管理体制を整備・構築している。 ・ 仮に、「主として有価証券」に投資する委託者非指図型投資信託に投資家保護上の弊害が想定されるのであれば、当該弊害を防止するための行為規制を課すことで足りるはずである。但し、現在国会上程中の信託業法改正案において、受託者には忠実義務(第28条第1項)、善管注意義務(同条第2項)、分別管理義務(同条第3項)が課されるとともに、自己取引における行為準則(第29条第2項及び第3項)等の一定の行為規制が設けられているところであり、加えての行為規制は不要である。 ・ また、そもそも信託財産の運用対象は信託契約により決定されるべきものであり、入口での規制は多様な商品設計の阻害要因以外のなにものでもないことから、早期の撤廃を要望するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託銀行は、有価証券運用に係る専門的な知識・経験を有している。当該規制の撤廃により、斯かる知識・経験が十分に発揮され、運用機関間の競争が一段と促進されることにより、多様な運用サービスの提供、多様な投資信託商品の組成が可能となり、商品選択の選択肢の拡大等、投資家の利益に大いに資するものである。 ・ また、投資家による投資信託商品取引の拡大により、有価証券取引が拡大し、有価証券取引市場の活性化、安定的な成長も図られる。 	
z0300103	金融庁	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	5084	50840005	11	社団法人 信託協会	5	財産の効率的運用に資するインターナル・クロス取引に係る規制を緩和すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資一任契約に係る信託財産と他の投資一任契約に係る信託財産との間のインターナル・クロス取引を行うには、「あらかじめ個別の取引ごとに双方の顧客の同意を得る」必要がある。 ・ ここで、必要とされる双方の顧客の同意の形式を「包括的な同意」でも可能とするよう要望するもの。 ・ 特に、恣意的裁量の入る余地がなく機械的に財産の運用が行われる、パッシブ・ファンド、モデル・ドリブン・ファンドについては、「包括的な同意」で可能となるようにして頂きたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ インターナル・クロス取引は、取引コストの削減、価格変動リスクの削減等を目的として行われるものであり、顧客の利益に資するものであるが、取引の度毎に個別に顧客の同意を得るのは実務上困難であり、また適切なタイミングでの取引が困難となることから、「包括的な同意」でも可能とすることを求めるもの。 ・ なお、米国のERISA法においては、個別の顧客の同意を要しない類型も認められており、国際的な整合性という観点からも取引条件が劣後することから、柔軟な対応を求めるもの。 	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300104	金融庁	劣後債の発行	信用金庫法上に定めがない。	普通銀行、保険会社、ノンバンクにおいても社債（劣後債を含む。）の発行が認められているが、信用金庫においては、業法に規定がなく、発行することができない。	b		協同組織金融機関は会員からの自己資本調達为原则であること、すでに外部からの資本調達手段として優先出資が制度化されていること、及び協同組織であることから各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、そのニーズも踏まえ、慎重に検討する必要がある。		「（本件については）慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい（スケジュール<結論時期>も示されたい）。	b		各種政策支援措置が講じられていること等に留意しつつ、そのニーズも踏まえ、慎重に検討する必要があることから、現時点でスケジュールを示すことは困難。
z0300105	金融庁	普通出資の消却	信用金庫法第16条、第17条、第21条	会員の脱退（自由脱退）に際し、当該会員の出資持分を譲り受ける者がいない場合は、金庫は出資総口数の100分の5に相当する持分を限度に、一時的にその出資金を譲り受けることができる。譲り受けた持分は速やかに処分（会員等への譲渡）しなければならない。	b		信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について慎重な検討が必要である。 （注）金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成15年1月1日施行）においては、合併及び営業全部の譲受けに伴い信用金庫が会員から譲り受けた持分について、一定の要件のもとに期間を定めて消却できる措置を講じたところであり、その実施状況も勘案する必要がある。		「（本件については）信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の償却の必要性等について慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい（スケジュール<結論時期>も示されたい）。	b		信用金庫における出資持分の消却制度の導入については、信用金庫の資本維持、協同組織の特性、及び持分の消却の必要性等について慎重な検討が必要であることから、現時点でスケジュールを示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300104	金融庁	劣後債の発行	5139	51390001	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	1	劣後債の発行	自己資本の充実策として、社債の一種である劣後債の発行を認める。劣後債は、資金の出し手との相対交渉によって決まる劣後ローンに比べて流通性が高く、投資家も投資しやすい。また、環境変化に対応した資金調達手段の多様化の観点から、将来的には普通社債の発行を視野に入れた法整備を図る。社債の発行は、信用金庫の協同組織性を阻害するものではなく、資本調達力及び資金供給力をさらに高めるものである。		信用金庫の自己資本充実策としては、普通出資、優先出資、劣後ローンの3種類がある。現行のB Ⅴ規制のみならず、2006年末から適用を予定している新B Ⅴ規制においては、リスクバッファとしての自己資本を起点としたマネジメントが重視される傾向にある。そこで、協同組織制度の根幹に抵触しない範囲で、資本充実手段の多様化に向けた環境整備を図る必要がある。これにより、信用金庫の資本政策が柔軟になり、会員向け金融サービスがより充実できるようになる。	
z0300105	金融庁	普通出資の消却	5139	51390002	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	2	普通出資の消却	「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」で一部手当てされたが、組織再編成に限らず、商法第212条、第213条の趣旨を準用し、普通出資金の消却ができるよう、信用金庫法に手当てを行う。		信用金庫は、会員による相互互助を基本とした協同組織金融機関である。したがって信用金庫の資本政策上、普通出資の増強が必要となる場合には会員に増口を依頼することとなる。しかしその後、資本が充実し剰余金がある場合には、それを増口に応じた会員に返却する(消却)ことは、会員の自益権を害するものではなく、また協同組織の運営上もありうる選択肢である。また、会員は口数にかかわらず1個の自益権を有していることから、上記ケース以外の場合においても、剰余金の範囲内でかつ健全性が中長期的にも維持できる範囲内で、普通出資の消却が可能となれば、信用金庫の資本政策の選択肢も広がることとなる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300106	金融庁	出資による配当の導入	信用金庫法第57条	信用金庫における剰余金の配当は金銭に限られている。	b		信用金庫等の協同組織の会員・組合員は中小・零細企業者や個人であり、その剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えられる。		「（本件については）慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい（スケジュール<結論時期>も示されたい）。	b		剰余金は金銭により会員に還元されるのが基本であることから、配当を出資により行い、内部留保することについては、慎重な検討が必要と考えており、現時点でスケジュールを示すことは困難。
z0300107	金融庁	自己資本比率算出の際の貸倒引当金の繰入限度額の引上げ	信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件 (大蔵省告示第62号 平成5.3.31) 第四条	補完的項目のうち、一般貸倒引当金については、第1条の算式の分子の0.625パーセントを限度として算入することができるものとする。	c		自己資本比率は、国際統一基準行は8%以上、国内基準行は4%以上とされており、貸倒引当金の分子への繰入限度についても同様に、国内基準行は国際統一基準行の1/2の0.625パーセントとされているものである。金融機関の健全性確保の重要性等に鑑みれば、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを国際統一基準行並みに引上げることは困難。		要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい。	c	-	所要自己資本比率が国際統一基準行(8%)の1/2(4%)である国内基準行に対しては、貸倒引当金についての自己資本への繰入限度も国際統一基準行の1/2に限定すること等によって健全性の確保に努めているところ。従って、貸倒引当金の分子への繰入限度額のみを引き上げることは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300106	金融庁	出資による配当の導入	5139	51390003	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	3	出資による配当の導入	総(代)会の決議で出資による配当を可 能とする。		信用金庫は、会員による相互互助を基 本とした協同組織金融機関である。した がって、会員による自治に基づき、総 (代)会の決議において、現金配当のほ か出資による配当ができるようになれ ば、会員による自治がより強固なもの となる。	
z0300107	金融庁	自己資本比率算出の際の貸倒引 当金の繰入限度額の引上げ	5139	51390004	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	4	自己資本比率算出の際の貸倒引当金 の繰入限度額の引上げ	自己資本算出上の算入割合を国際統 一基準行と同レベル(1.25%)まで緩和 する。		償却・引当基準が国際統一基準金融機 関と同一であること、また、1988年のB S合意では、「一般貸倒れ引当金は、 ...。特定の資産に充てられず、かつ、特 定の資産における評価額の減少を反映 していない場合は、これらの準備金は自 己資本としての適格性を有しており、 ...」となっていることから、自己資本算出 上の算入割合を国際統一基準行と同レ ベル(1.25%)まで緩和する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300108	金融庁	会員の法定脱退事由の拡大	信用金庫法第17条	信用金庫法上、「会員たる資格の喪失」、「死亡又は解散」、「破産」、「除名」、「持分の全部の喪失」など、法定脱退自由は個別に列挙されている。	b		法定脱退は、法律で定められた一定の事由が発生したことにより、会員の意思にかかわらず信用金庫法上当然に脱退の効果が発生するものであり、その事由の拡大については、どのような具体的なケースを想定するか等を踏まえ、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要がある。		「（本件については）会員の権利保護等の観点からも慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい（スケジュール<結論時期>も示されたい）。	b		脱退事由の拡大については、どのような具体的なケースを想定するか等を踏まえ、会員の権利保護等の観点からも慎重に検討する必要があり、現時点でスケジュールを示すことは困難。
z0300109	金融庁	業務報告書の総（代）会承認制の廃止	信用金庫法第37条第7項	理事は業務報告書を通常総（代）会に提出し、その承認を求めなければならない。 （注）銀行（株式会社）については、商法第283条により、総会の招集通知に決算関係書類等の謄本を添付すること及び貸借対照表又はその要旨を公告することとされている。信用金庫については、このような規定がなく、これに代えて事業報告書等の決算関係書類を通常総会に提出し、その承認を受けることとなっている。	b		株式会社の営業報告書は定期総会への報告事項とされているが、協同組織金融機関における営業報告書に相当する事業報告書は通常総会での承認事項とされている。事業報告書は事業の概況や金庫の現状を示した書類であり、内容的には営業報告書に類似したものととして商法並みの取扱いとすることも考えられるが、一方で承認された貸借対照表等の公告義務がないなど商法と異なる枠組みも採られている。したがって、会員の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要である。		「（本件については）会員（組合員）の権利保護等の観点から、慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい（スケジュール<結論時期>も示されたい）。	b		会員（組合員）の権利保護の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300108	金融庁	会員の法定脱退事由の拡大	5139	51390005	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	5	会員の法定脱退事由の拡大	会員の法定脱退事由に「定款に定める 事由の発生」を追加する。		信用金庫は、会員による自治に基づい て運営されている協同組織金融機関で ある。したがって、総代会決議によって 定められる定款に会員の法定脱退事由 を定めることは、協同組織の本質と整合 性がある。また、現行の法定脱退事由で は「破産」のみを規定していることから、 民事再生法等再建型倒産法制を活用し て再起を図る場合、引き続き会員として 残ることとなる。この場合でも法定脱退 とすれば借入金を減らすことができるよ うになる。なお民事再生決定後は、改め て会員になることで資金調達に支障が 生じなくなる。	
z0300109	金融庁	業務報告書の総(代)会承認制の 廃止	5139	51390006	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	6	業務報告書の総(代)会承認制の廃止	信金法で定める業務報告書を総代会の 報告事項とする。		業務報告書は、株式会社の営業報告書 と同様に信用金庫の業務運営に関する 事実を記載するもので、判断を要するも のではないことから、総(代)会の報告 事項とする。信金法で定める業務報告 書に相当する株式会社の営業報告書 は、上記立法趣旨により、昭和56年の 商法改正で、定時総会の承認事項から 報告事項(商法283条)に変更された。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300110	金融庁	附属明細書の総（代）会報告の廃止	信用金庫法第37 条第7項	理事は業務報告書を通常総（代） 会に提出し、その承認を求めなけ ればならない。 （注）銀行（株式会社）については、 商法第283条により、総会の招集 通知に決算関係書類等の謄本を添 付すること及び貸借対照表又はそ の要旨を公告することとされてい る。信用金庫については、このよ うな規定がなく、これに代えて事業 報告書の決算関係書類を通常総 会に提出し、その承認を受けるこ ととなっている。	b		株式会社では、総会の招集通知に 決算関係書類等の謄本を添付す ること、貸借対照表又はその要旨を 公告することとされているが、協同 組織金融機関にはこのような規定 がなく、これに代わるものとして附 属明細書を通常総会へ報告するこ ととなっている。なお、本制度は平 成13年の銀行法等の改正により、 総（代）会での承認から報告に緩和 されたところであり、更なる緩和の 可能性について、会員の権利保護 等の観点から慎重な検討が必要で ある。		「（本件については）会員（組合員） の権利保護等の観点から、慎重な 検討が必要」という回答の趣旨は 首肯できるものの、要望者の実務 的なニーズを勘案し、今一度検討さ れたい（スケジュール<結論時期> も示されたい）。	b		会員（組合員）の権利保護の観点 から、慎重な検討が必要であり、現 時点でスケジュールを示すことは困 難。
z0300111	金融庁	会員及び債権者による理事会議事録 閲覧・謄写請求権の制限	信用金庫法第36 条	会員及び金庫の債権者は、正当な 理由がある限り何時でも理事に対 し、総会、理事会の議事録及び会 員名簿の書類の閲覧又は謄本を 求めることができる。	c		信用金庫は出資者を会員とする協 同組織金融機関であり、会員の議 事録閲覧権は会員の共益権（経営 に参与する目的とする権利）の一 つと解されている。 会員は株主と異なり、金庫の事業 を利用するために出資が必要であ り、また、株式と異なり出資の譲 渡には制限が付されていることな どから、議事録の閲覧又は謄写のよ うな会員としての権利行使は十分 に保護される必要がある。さらに、 制度上、正当な理由があればこれ を拒むことも可能であること等を踏 まえると措置困難である。		「（本件については、会員の権利保 護の観点から）措置困難」という回 答の趣旨は首肯できるものの、本 規制が信用金庫のガバナンス機能 を弱める可能性や会員等の権利の 濫用を招く可能性といった、要望者 の指摘事項を勘案し、今一度検討 されたい（スケジュール<結論時期 >も示されたい）。	c		議事録の閲覧又は謄写のような会 員としての権利行使は十分に保護 されることが必要である。さらに、制 度上、正当な理由があればこれを 拒むことも可能であること等を踏ま えると措置困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300110	金融庁	附属明細書の総(代)会報告の廃止	5139	51390007	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	7	附属明細書の総(代)会報告の廃止	株式会社の附属明細書の取扱いは、商 法第281条で取締役会の承認事項と し、同法第283条では定時総会の承 認・報告の対象とはなっていない。そこ で、信用金庫においても株式会社と同 様の取扱いとする。		信用金庫は、商法特例法で定める「大 会社」と同様に、会計士監査、常任監事 の設置といった同じ組織構造を法的に 義務付けられているとともに、決算承認 手続においても何ら変わりがない。この ように、附属明細書の取扱いにあたっ て、信用金庫と株式会社とで異にする積 極的理由はなく、また協同組織性からも 導くことができないものである。	
z0300111	金融庁	会員及び債権者による理事会議事 録閲覧・謄写請求権の制限	5139	51390008	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	8	会員及び債権者による理事会議事録閱 覧・謄写請求権の制限	会員及び債権者による理事会議事録の 閲覧・謄写請求については、裁判所の 許可を必要とする。		理事会は最終的な業務執行機関であ り、そこでは、金庫の経営にかかわる重 大な秘密事項も検討される。しかし、正 当な理由の判断基準について判例上確 立されていないことから、現状の法制度 では、金庫は理事会で重要事項を討議 せず、常務会等の法定外機関で実質的 な決定をする等ガバナンス機能を弱める 可能性がある。また、裁判所の許可制 度により、会員等による権利 濫用的な閲覧請求が防止できる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300112	金融庁	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	信用金庫法第12条、第47条	総会における議決権の行使について、書面及び電磁的方法による行使を認める規定はない。 (注)株式会社においては、平成13年の商法改正により 代理人による議決権の行使、総会に出席しない株主の書面による議決権行使、電磁的方法による議決権の行使が行なえるようになった。	b		協同組織金融機関についても、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		協同組織金融機関についても、電磁的方法による議決権の行使を可能とする方向で、具体的な内容について検討を行う。
z0300113	金融庁	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	信用金庫法第23条、第36条、第37条、第39条	<ul style="list-style-type: none"> 発起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。また理事は、定款を各事務所に備え置かなければならない。 理事は、事業年度ごとに業務報告書等を作成し、理事会の承認を受けなければならない。また、理事は通常総会の会日の2週間前から、業務報告書等を5年間たる事務所に、その謄本を3年間たる事務所に備えて置かなければならない。 これらについては、電磁的方法によることはできない。 (注)株式会社においては、商法改正により定款や計算書類を電磁的記録をもって作成することができることとなり、定款に対する署名も電磁的署名により行うことが可能になった。また、定款や計算書類を電磁的方法で作成した場合には、電磁的記録を備え置き交付することができることとなった。	b		協同組織金融機関についても、具体的な内容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイムラグを極力小さくすることを念頭に、検討スケジュールについて、具体的に示されたい。	b		協同組織金融機関についても、電磁的方法による議決権の行使を可能とする方向で、具体的な内容について検討を行う。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300112	金融庁	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	5139	51390009	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	9	信用金庫における書面または電磁的方法による議決権の行使	信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、信用組合や株式会社と同様に電磁的方法で議決権が行使できるようにする。		信用組合では、中小企業等協同組合法第55条により、総会に代えて総代会を設けることができるようになっている。また、同法第11条第3項では、定款の定めるところにより、書面に代えて、電磁的方法により議決権を行使できるようになっている。	
z0300113	金融庁	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	5139	51390010	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	10	信用金庫における計算書類・定款・理事会の議事録・会員名簿の電磁的方法による対応	信用金庫及び信用金庫連合会についても、株式会社と同様に、電磁的記録の作成をもって商業帳簿等の作成に代えることができるようにする。		信用金庫法上必要とされる書類の作成を電磁的方法によることができるようになれば、信用金庫等の書類作成費及び管理費等のコスト削減にもつながる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300114	金融庁	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度が認められていない。	b		商法における株式会社の端株制度が会社法制の現代化による商法改正により廃止となる予定であるため、改正内容を見極めつつ、慎重に検討する必要がある。		「（本件については）商法改正により廃止となる予定であるため、改正内容を見極めつつ、慎重に検討する必要がある。」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい（スケジュール<結論時期>も示されたい）。	b		優先出資の分割方法の多様化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討を行う必要があり、現時点でスケジュールを示すことは困難。
z0300115	金融庁	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	協同組織金融機関の優先出資の発行価額等については、その都度主務大臣の認可を受けなければならない。 協同組織金融機関は、払込期日の2週間前までに、発行価額等を公告し、又は普通出資者及び優先出資者に通知しなければならない。	b		商法と同様の規定を優先出資に関して導入することについては、発行手続の短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要がある。		検討スケジュール（結論時期）については、具体的に示されたい（結論時期については、平成17年度中に実施されることの可否についても検討されたい）。	b		発行手続の短縮化の必要性等、実務におけるニーズを十分把握した上で慎重に検討する必要があり、現時点でスケジュールを示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300114	金融庁	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	5139	51390011	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	11	協同組織金融機関が発行する優先出資に係る1口に満たない優先出資制度の創設	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、端株制度に準じた1口に満たない優先出資の制度を創設する。		協同組織金融機関が発行する優先出資については、1口に満たない優先出資の制度がないため、優先出資の分割を実施するにつき支障を生ずるおそれがある。また、平成13年10月1日以後、上場企業は、証券取引所の規則によって、株式分割又は一単元の株式の数のくくり直しにより投資単位を50万円未満に引き下げようとする義務が課せられることになったことから、優先出資の分割を円滑に実施できるように、1口に満たない優先出資の制度を早期に整備する必要がある。	
z0300115	金融庁	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	5139	51390012	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	12	商法第280条ノ2第5項及び同法第280条ノ3ノ2の優先出資への準用	協同組織金融機関の優先出資発行に係る決定事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある優先出資を公正な価額で発行する場合には、株式会社と同様、発行価額の決定方法を定めれば足りることとする。		平成13年10月1日に施行された改正商法により、新株発行に係る取締役会決議事項及び公告事項のうち発行価額については、市場価格がある株式を公正な価額で発行する場合に限り、発行価額の決定方法を定めれば足りることとされた。これらの規定が優先出資の発行にも準用されることとなれば、発行価額の決定から払込みまでの期間を相当短縮して、その期間内の価格変動リスクを軽減することができるようになる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300116	金融庁	新優先出資予約権および新優先出資 予約権付債券の発行解禁	協同組織金融機 関の優先出資に 関する法律	協同組織金融機関が発行する優先 出資については、新優先出資予約 権の発行が認められていない。	b		株式会社の新株予約権は、ストック オプションの付与、新株予約権付 社債の発行等により会社の資金調 達手段を多様化する等の観点から 導入されたものである。協同組織金 融機関の優先出資は、協同組織性 を踏まえつつ普通出資を補充する ものとして導入された制度であるこ とから、新たに優先出資予約権の 制度を導入することについては、実 務におけるニーズを十分把握した 上で、慎重に検討すべきと考えられ る。		検討スケジュール（結論時期）につ いて、具体的に示されたい（結論時 期については、平成17年度中に実 施されることの可否についても検討 されたい）。	b		新たに優先出資予約権の制度を導入 することについては、実務におけ るニーズを十分把握した上で、慎重 に検討を行う必要があり、現時点で スケジュールを示すことは困難。
z0300117	金融庁	保険募集の総代理店制度の創設	保険業法第2条、 第275条、第283 条、第294条	現行の保険募集制度では、損害保 険を募集する損害保険代理店は損 害保険会社と直接代理店委託契約 を結ぶ必要がある。	c	-	保険募集人等の委託の在り方の見直し （総代理店制度の導入）について、規制 改革推進3か年計画（再改定）に基づ き、平成15年度に検討を行ったが、 保険会社が保険代理店に直接委託 するのではなく、総代理店が委託するこ ととした場合、 ・保険会社が、保険代理店における業 務の適切な実施を確保できなくなるおそ れがある、 ・保険会社が、自ら委託していない保 険代理店の保険募集に関する賠償責 任まで負うこととなる、 ・多くの保険代理店を傘下に持つ総代 理店は強い販売力を有するようにな り、保険会社のコントロールが十分に働 かなくなるおそれがある、 等の問題があること、 また、これらの問題に対応する方法 として、 ・総代理店に、保険代理店における業 務の適切な実施の確保の責任等を負わ せること、 ・総代理店は、保険会社の子会社に限 ること 等が考えられるが、実際にはこうした要 件を満たす総代理店は想定し難いこと、 更に、保険募集人等の委託につい て保険会社が外部に委託する具体的な ニーズが認められないこと、 から、措置困難との結論に達した。		要望者の実務的ニーズも鑑み、改 めて検討願いたい。	c	-	保険募集人等の委託の在り方の見 直し（総代理店制度の導入）につい て、規制改革推進3か年計画（再改 定）に基づき、平成15年度に検討を 行ったが、前回回答のとおり、措置 困難との結論に達した。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300116	金融庁	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	5139	51390013	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	13	新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行解禁	協同組織金融機関が発行する優先出資に関して、株式会社が発行する新株予約権および新株予約権付社債に相当する制度を導入する。		株式会社については、従来から転換社債および新株引受権付社債の発行が認められ、また、平成14年4月からは新株予約権の発行が解禁されている。また、協同組織金融機関についても、新優先出資予約権および新優先出資予約権付債券の発行を解禁することにより、資金調達手段の多様化等を図ることができる。	
z0300117	金融庁	保険募集の総代理店制度の創設	5139	51390015	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	15	保険募集の総代理店制度の創設	保険会社との委託契約を受け、保険会社の固有業務である保険の引受け以外の代理店管理等の業務を外部委託する総代理店制度を創設する。		保険会社の代理店は、保険会社との直接の委託契約以外認められていない。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300118	金融庁	卒業生金融制度の見直し	信用金庫法施行 令第8条第1項第 2号、大蔵省告示 第71号（昭46.6.1）	卒業生金融の取扱いは、次のとおりとなっている。 会員であった期間が3年以上5年未満 脱退の時から5年間 会員であった期間が5年以上 脱退の時から10年間	c		卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定の期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特例措置である。これを恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難である。		「（本件については）信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的ニーズを勘案し、今一度検討されたい。	c		制度を恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにもつながりかねない重要な問題であり、措置困難である。
z0300119	金融庁	信用金庫の債務保証に係る大口信用 供与規制の緩和	信用金庫法施行 規則第16条の2第 1項第2号	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第13条により、大口信用供与規制の対象となっている。 なお、国民生活金融公庫等の公的金融期間の代理貸付に係る保証については、信用金庫法施行規則第16条の2により大口信用供与規制の対象から除外されている。 （注）大口信用供与規制に係る信用供与額から「法律の定めるところにより、予算について国会の議決を経、又は承認を受けなければならない法人の業務の代理に付随してされる債務の保証の額」を控除する。（信用金庫法施行規則第16条の2）	c		公的機関（国民生活金融公庫等）の代理貸付に係る債務保証が大口信用供与規制の対象外とされているのは、これらの機関が中小企業金融の円滑化等に係る国の施策の一翼を担っていることから、政策的な観点より特例として認められているものであり、措置困難である。		「（本件については）政策的な観点より特例として認められているものであり、措置困難」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的ニーズを勘案し、今一度検討されたい。	c		政策的な観点により特例として認められているものであり、措置困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300118	金融庁	卒業生金融制度の見直し	5139	51390018	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	18	卒業生金融制度の見直し	会員であった者が会員たる資格を有しなくなることによって脱退した者(卒業生)が金庫との取引を望む場合には、総貸出の100分の20に相当する金額の範囲内で運用できるよう所要の措置を講ずる。		中小企業から中堅・大企業にまで成長した卒業生は地域経済の中核的存在であり、地域内の会員企業の育成や仕事の創造等地域社会で果たすべき役割は大きいものと考えられる。総貸出の100分の20の範囲内であれば、卒業生との取引関係を継続しても、会員への金融サービスの遂行を妨げるものではないし、地域内資金循環を通じた地域の内発的発展に貢献できるものとする。	
z0300119	金融庁	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	5139	51390019	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	19	信用金庫の債務保証に係る大口信用供与規制の緩和	信金中央金庫代理貸付に係る債務保証について、大口信用供与規制の対象から除外する。		信金中金代理貸付制度は、系統金融機関特有の制度である。そしてこの仕組みでは、信金中金と信用金庫による二重の審査及び途中管理により、信用リスクの縮減効果が高いものとなっている。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300121	金融庁	員外貸出先の拡充	信用金庫法第53条第2項、信用金庫法施行令第8条	員外貸出先として認められている者は次のとおりである。 ・ 預金担保貸付 ・ 卒業生金融 ・ 小口貸付 ・ 地方公共団体への貸付け ・ 雇用・能力開発機構等への貸付け ・ 地方住宅供給公社等への貸付け ・ 金融機関への貸付け	b		PF事業は民間の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うものであり、選定事業者は公共性の高い事業を営む者であると考えられる。信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討する。		本件については、「3カ年計画」を踏まえ早急に検討を行い、実施内容、時期（平成17年度実施の可否等）について、具体的に示されたい。	b		信用金庫が地方経済の活性化に貢献することが求められている中、選定事業者が大企業の集合体となる場合もあることに留意しつつ、協同組織性の観点から具体的な内容について検討を行うこととしており、現時点でスケジュールを示すことは困難。
z0300122	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃止	信用金庫法第23条第2項	定款において、主たる事務所だけではなく、従たる事務所も絶対記載事項となっている。	b		協同組織金融機関の定款においては、会員等の相互扶助等を目的とする金融機関としての特性から、商法よりも具体的な記載事項が要求されている。従たる事務所についての記載は、会員が利用する施設を定める意味で、会員資格、地区等と並んで協同組織における基本的事項とされてきたものであり、商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から慎重な検討が必要である。		「（本件については）慎重な検討が必要」という回答の趣旨は首肯できるものの、要望者の実務的なニーズを勘案し、今一度検討されたい（スケジュール<結論時期>も示されたい）。また、回答で示された「定款自治」の意味するところについても伺いたい。	b		商法と同様の取扱いとすることについては、定款自治の観点から、慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300121	金融庁	員外貸出先の拡充	5139	51390022	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	22	員外貸出先の拡充	PF法上の「選定事業者」を信金法施行 令第8条による員外貸出先のひとつに 加える。		民間の資金、経営能力及び技術能力を 活用して公共施設等の建設、維持管 理、運営等を行うため、平成11年に「民 間資金等の活用による公共施設等の整 備等の促進に関する法律」(いわゆる「P F法」)が制定された。このように、PF法 の枠組みで創設される「選定事業者」は 極めて公共性の高い事業を営む者であ ること、地域経済の活性化に貢献する というリレーションシップバンキングの趣 旨に沿うものであること、さらには会員に 対する業務の遂行を妨げるものでもない ことから、「選定事業者」への貸出につ いては、地方公共団体や地方住宅供給 公社に準じた扱いとする。	
z0300122	金融庁	定款への従たる事務所の記載の廃 止	5139	51390023	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	23	定款への従たる事務所の記載の廃止	信用金庫の本店(主たる事務所)のみ を、定款の絶対必要記載事項とする。		事務所を定款の絶対的必要記載事項と するのは、会員による自治によって事務 所を設定すべきであるとの趣旨である。 しかし、市場原理に基づく監督行政が行 われるようになった現在では、出店、廃 店、統合を迅速にすすめることができな い等、これまでの法益を守ることによる 弊害が生じてきている。また、絶対的必 要記載事項とせずとも、会員をメンバ ーシップとする協同組織である限り、実質 的に会員のニーズを無視した店舗政策 はあり得ない。したがって店舗政策は、 会員から経営陣に委託している範囲内 で経営の自由度を高めたほうが、会員 のニーズにそって経営ができるものと思 える。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300123	金融庁	事業用不動産の有効活用に関する規制緩和の徹底（他業禁止の判断基準の明確化）	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2 - 2 (3)	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2 - 2 (3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っている。	d		「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2 - 2 (3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。		解釈の徹底の観点から、一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。	d		「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」 - 2 - 2 (3)において、営業用不動産を賃貸する場合の要件の明確化を図っており、当該要件に合致する営業用不動産の有効活用は、その他の付随業務として認められることを明らかにしている。本指針は、平成16年5月31日に金融庁ホームページで公表するとともに、各財務局に対して発出し、周知徹底を図っている。
z0300124	金融庁	業務取扱時間変更届出の簡素化	信金法施行規則 第14条第1項第2 0号、第14条第3 項、第18条	信用金庫は、その事務所（代理店の事務所を含む）の所在地又は設置場所の特殊事情により、「午前9時から午後3時」と異なる業務取扱時間とする必要がある場合（午前9時から午後3時が確保されている場合を除く）、当該事務所について業務時間変更の届出を行ったうえで時間の変更を行う。	b		業務取扱時間は信用金庫法施行規則により午前9時から午後3時と規定され、この時間を確保することができない営業時間の延長等については届出の必要はない。 施行規則により規定される午前9時から午後3時については、利用者の利便などから最低限確保する趣旨をもって定められ、その時間帯の営業を確保できない場合、営業時間の変更を店頭において掲示することとされており、利用者への周知状況など監督当局として事前に把握する必要があるが、銀行の店舗の営業時間規制の見直しを踏まえ、今後検討を行うこととする。		銀行に対する対応策を踏まえて、検討の方向性（要件）及びスケジュール（締切時期）について、具体的に示されたい。	b		インストアランチなどの出張所を含む店舗の業務取扱時間の変更届出については、信用金庫法施行規則に定められた業務取扱時間（午前9時から午後3時まで）を確保することができない業務取扱時間の変更について、事前の届出の必要が認められることから、銀行の店舗の営業時間規制の見直しを踏まえた慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難である。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300123	金融庁	事業用不動産の有効活用に関する 規制緩和の徹底（他業禁止の判断 基準の明確化）	5139	51390024	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	24	事業用不動産の有効活用に関する規制 緩和の徹底（他業禁止の判断基準の明 確化）	事業用不動産の有効活用については原 則自由であることとし、他業禁止規制の 範囲を明確にする。		「リレーションシップバンキングの機能 強化に向けて」の趣旨に鑑み、収益源 の多様化を図ってより経営基盤を強化 しなければならないこと、そして、事業用 不動産の有効活用による本業へのリス ク波及は皆無に近いこと等から、原則自 由とする。	
z0300124	金融庁	業務取扱時間変更届出の簡素化	5139	51390025	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	25	業務取扱時間変更届出の簡素化	インストアブランチなど出店先の営業時 間の変更に伴う業務取扱時間変更届出 の不要、もしくは半期ごとの一括届出の 対象とする。		インストアブランチなど出店先の営業時 間の変更に伴う業務取扱い時間の変更 に弾力的に対応するため。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300125	金融庁	信用金庫法に基づく証券業務に関する 業務内容方法書の廃止	信用金庫法第53 条第9項、第11項	信用金庫が証券取引法第65条の2 に定める証券業務を行うとする場合 には、信用金庫法第53条第6項に 基づき業務の内容及び方法を定め て、内閣総理大臣の認可を受けな ければならない。また、当該認可を 受けた業務の内容及び方法を変更 しようとするときも同様とされてい る。 (注)証券取引法においては、平成 10年6月に上記業務は認可制から 登録制に変更となった。	b		銀行においては平成13年に当該業 務内容方法書及びその認可を廃止 していることから、信用金庫につ いても取扱いを検討する必要がある。 なお、検討に当たっては、当該業務 によるリスクが協同組織金融機関 の業務の健全性に与える影響及び 当該業務の内容確認についての監 督上の必要性等を勘案する必要が ある。		検討スケジュール（結論時期）につ いて、具体的に示されたい（結論時 期については、平成17年度中に実 施されることの可否についても検討 されたい）。	b		協同組織金融機関の業務の健全 性に与える影響及び当該業務の内 容確認についての監督上の必要性 等を勘案しつつ、業務内容方法書 のあり方について廃止を含め、慎 重な検討を行う必要があり、現時点 でスケジュールを示すことは困難。
z0300126	金融庁	登録等証券業務(公共債ディーリング業 務)の本部担当職員の専任制の廃止又 は緩和	金融庁事務ガイド ライン(証券会社 等関係)j5 2(2)	・「国債証券等のディーリング業務 全般(受注、売買及び受渡し)を営む 金融機関の営業所等にあつては、 当該業務に係る組織、業務分掌及 び職務権限は、投資目的(特定取 引勘定を設けている金融機関につ いては特定取引勘定以外の勘定で 行う場合、以下同じ。)の売買業務 等及び融資業務から明確に分離、 独立し、かつ、担当職員は投資目 的の売買業務等及び融資業務と兼 任してはならないこと」とされている。	c	-	証券取引法第65条等の規定は、銀行 等の金融機関の業務と証券業務の兼 営による利益相反や、企業に対して 過度の影響力を有することの防止等 の観点から設けられているものであ る。 銀行等の金融機関からの登録申請 に係る留意事項を定めた事務ガイド ライン5-2(2)は、銀行等の金 融機関が法第65条の2に基づき証券 業務の登録を行う場合の登録拒否要 件のひとつである法第28条の4第1 項第12号「第65条の2第1項の登録に 係る業務を適格に遂行するに足りる 人的構成を有しないもの」の具体的 な基準として国債証券等のディー リング業務担当職員が投資目的の売 買業務等及び融資業務を兼任するこ とを禁止しているものであり、銀行等 の金融機関の業務と証券業務の兼営 による利益相反の防止等の観点から 廃止もしくは緩和の措置は困難であ る。 なお、当該ガイドラインは国債証 券等のディーリング業務と投資目的 の国債証券等の売買及び融資業務と の間の職員の兼任を禁止しているも のであり、その他の業務等との間の 職員の兼任は禁止されていない。 「金融機関」とは金融機関の証券 業務に関する内閣府令第2条第1項に 定められた「金融機関」をいう。		銀行等の金融機関のうち、国債等 のディーリングの取扱実績が少な いところについて本規制を廃止又 は緩和しても利益相反等の問題が 生じる可能性は大きくないと考えら れる。要望者の実務的なニーズを 勘案し、今一度検討されたい。	c	-	証券取引法第65条等の規定は、銀 行等の金融機関が金融機関の業 務と証券業務を兼営することによる 利益相反の防止や、企業に対して 過度の影響力を有することの防止 等の観点から設けられているもの である。 当該ガイドラインは、金融機関が法 第65条の2に基づき証券業務の登 録を行う場合の登録拒否要件のひ とつである法第28条の4第1項第 12号「第65条の2第1項の登録に係 る業務を適格に遂行するに足りる 人的構成を有しないもの」の具体 的な基準として、国債証券等の ディーリング業務担当職員が、金融 機関の業務として行う投資目的の 売買業務等及び融資業務を兼任す ることによる利益相反の防止等の 観点から設けられているものであ る。 国債等ディーリングの取扱実績の 多寡に関わらず、国債証券等の ディーリング業務担当職員が金融 機関の業務として行う投資目的の 売買業務等及び融資業務を兼任す ることにより利益相反等の問題が 起こりうることから、当該ガイドラ インの廃止もしくは緩和の措置は困 難である。 なお、国債証券等のディーリング業 務と、投資目的の売買業務等及び 融資業務以外の業務等との兼任は

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300125	金融庁	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止	5139	51390028	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	28	信用金庫法に基づく証券業務に関する業務内容方法書の廃止	信用金庫が国債等の募集の取扱い業務の認可又は有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときに、当該業務の内容及び方法を記載した書類(業務内容方法書)を定めて認可申請書に添付することは不要とする。		信用金庫が証券取引法第65条第2項に定める証券業務を行おうとするときは、信用金庫法上の認可のほか、証券取引法上の登録申請書に業務内容方法書等を添付して内閣総理大臣の登録を受けることとされており(認可又は変更届出もあり)、証券取引法に基づく業務内容方法書に信用金庫法に基づく業務内容方法書の内容は含まれていることから、信用金庫法に基づく業務内容方法書を存置させる必要性はない。	
z0300126	金融庁	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	5139	51390029	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	29	登録等証券業務(公共債ディーリング業務)の本部担当職員の専任制の廃止又は緩和	公共債ディーリング業務に係る組織、業務分掌及び職務権限について投資目的の売買業務及び融資業務からの分離、独立を不要とし、また、担当職員についても投資目的の売買業務及び融資業務との兼任を可能とする。		信用金庫の多くは本部部門の人員を縮小しており、経営の効率性などの観点からも必ずしも専任者を配置しなければならない必要性は乏しい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300127	金融庁	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第36条の2 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第32条の2	投資信託委託業者が投資信託の受益証券を販売する際において、顧客に対する目論見書等の電子的交付が認められ、目論見書についてはその提供があったときから5年間、投資信託約款等については最終取引日以後5年間記載事項を消去し又は改変することができないものとされている。	c a		目論見書は、証券取引法第15条第2項に基づき発行者等が直接投資家に交付する直接開示書類であり、そもそも当該書類は発行者等の責任において管理すべきものである。このように、目論見書については、財務局等に提出される有価証券届出書等の間接開示書類のように当局が保存したり、投資家の閲覧に供する対象とはなっていない。投資信託約款についても同様。なお、要望理由の「目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することの交付者の事務負担」については、目論見書の5年間の改ざん防止等に関して、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、その情報を印刷したものを郵送する方法等によることのできるよう、平成16年度中に措置する予定であり、事務負担の軽減は、大幅に緩和されるものと考ええる。		要望者の実務的ニーズも鑑み、目論見書を監督当局が確保することについて改めて検討願いたい。	c a		有価証券の発行者等が、資金調達を行う上で、投資者に対し必ず説明しなければならない企業情報等が目論見書に盛り込まれており、説明義務を果たす上で、その目論見書を発行者等自らが管理することは当然のことである。要望者の実務的ニーズの観点からは、前述べたとおり、目論見書の5年間の改ざん防止等に関して、個々の投資家から当該目論見書の閲覧請求があった場合には、当該目論見書の情報を電子メールにより送信する方法、その情報を印刷したものを郵送する方法等によることのできるよう、平成16年度中に措置する予定であり、この措置は本要望に十分に応えるものであると考える。
z0300128	金融庁	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	証券取引法第2条第21項、証券先物取引等に関する内閣府令第1条	証券取引法においては株券を対象とする株価指数先物取引のみが認められている。先物取引の対象となる有価証券指数については、現物有価証券の銘柄数、各銘柄及び当該有価証券種類全体の流動性、当該指数の流動性及び操作可能性、現物市場への影響等の観点から検討することが必要であり、現状、株価指数が適当とされていることによるものである。 我が国の代表的な株価指数先物商品としては、大阪証券取引所の日経平均株価先物（東証一部上場の普通株式のうちの225銘柄を対象とする。）及び東京証券取引所のTOPD先物（東証一部上場普通株式の全銘柄を対象とする。）がある。 （注）協同組織金融機関の優先出資証券は、平成5年に制定された「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に基づき発行され、平成12年12月に信金中央金庫1銘柄が東証一部市場に上場されている。	b		現在、有価証券市場において取引されている株価指数先物取引は、現物株券の銘柄数、流動性、価格の操作可能性等の観点から証券取引所の上場普通株式を対象としているが、優先株式は含まれていない。 また、海外の主要な取引所においても、先物取引の対象となる株価指数に株券以外の種類の有価証券を含めている事例は認められていない。 協同組織金融機関の優先出資証券は、株券とは有価証券の種類が異なることから、先物取引の対象となる株価指数に含めることが適当かどうかについては、株券との性質の相違点、取引の実態、流動性等の検討が必要である。 しかし、協同組織金融機関の自己資本の充実のために発行されるものである点は株式会社における株式と同様であるため、関係法令の改正を検討することとした。		16年度中の実施の可否につき具体的に示されたい。	b		すみやかに株券との性質の相違点等を十分に検討し、有価証券市場において問題がないことが確認された場合には、関係法令の改正を16年度中に実施する。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300127	金融庁	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	5139	51390030	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	30	投資信託の目論見書等の電子交付における投資家の利便性向上及び提供者の実務負担軽減	最終取引日以後5年間の目論見書等の改ざん防止を交付者が直接的に担保するのではなく、正当な目論見書を監督当局が確保することによって担保するよう制度の改変を行う。		現在の規制は投資家の手元で目論見書が保管できることを究極的には求め、ウェブサイトの閲覧による場合には、目論見書等が改ざんされない状態を交付者が担保することを義務づけている。そこで、正当な目論見書を監督当局に電子交付し、それが投資家の閲覧に供される制度に改めることにすれば、投資家保護が確保されるとともに、交付者の実務負担が軽減されることとなる。	
z0300128	金融庁	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	5139	51390031	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	31	有価証券指数先物取引の対象有価証券の範囲拡大	株価指数先物取引の対象有価証券に協同組織金融機関の発行する優先出資証券を加える。		投資家による有価証券投資の対象は多様化が進んでいることから、株券以外の有価証券についても有価証券指数の対象として認めることが望ましい。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300129	金融庁	信金法に基づくリスク管理債権の開示と 金融再生法に基づく資産査定の開示の 一本化	信金法第89条で 準用する銀行法第 21条 信金法施行規則 第20条の2から第 20条の4 金融再生法第6 条 第7条 金融再生委員会 規則第2条から第 6条	信金法に基づくリスク管理債権（貸 出金のみ）と、金融再生法に基づく 資産査定の対象債権（総与信）の 両者を当局宛報告・開示している。	c		金融再生法開示債権については、 「金融再生プログラム」における主 要行の不良債権比率の半減（14 年3月末（8.4%）からの半減）目 標の基準となっており、これを元 に、各般の取組みを進めているとこ ろである。 一方、リスク管理債権については 米国SEC基準と同様の基準に従っ て分類され、時系列でも比較的長 い期間把握可能となっている。 両者の差異は縮小しているもの の、現在、本年度末までの不良債 権問題の終結を目指してより強固 な金融システムの構築に向けて取 り組んでいるところであり、充実した ディスクロージャーは欠かせないと の観点から現時点での措置は困 難。		要望者の実務的なニーズを勘案 し、今一度検討されたい。	c	-	リスク管理債権と金融再生法開示 債権の二者は、その計数の性質・ 対象資産の範囲等が異なってい る。 両者の差異は縮小しているもの の、現在、本年度末までの不良債 権問題の終結を目指してより強固 な金融システムの構築に向けて取 り組んでいるところであり、現時点 において不良債権にかかるディスク ロージャーの内容を変更することは 困難。
z0300130	金融庁	業務方法書の廃止	信用金庫法第31 条	信用金庫は、内閣総理大臣の設立 の認可を受けようとするときは、申 請書に業務方法書を添付して提出 しなければならない。 業務の種類又は方法を変更しよう とするときは、内閣総理大臣の認 可を受けなければならない。	b		業務方法書は、信用金庫が実際に 行う業務についての基本的な内容 を定めたものであり、監督の手段と して必要なものであるが、協同組織 金融機関の特性等に留意しつつ、 業務方法書のあり方について検討 する。		検討スケジュール（結論時期）につ いて、具体的に示されたい（結論時 期については、平成17年度中に実 施されることの可否についても検討 されたい）。	b		業務方法書は、信用金庫及び信用 組合が実際に行う業務についての 基本的な内容を定めたものであり、 監督の手段として必要なものでは ないが、協同組織金融機関の特性等に 留意しつつ、業務方法書のあり方 について廃止も含め、慎重な検討 が必要であり、現時点でスケジュー ルを示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300129	金融庁	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	5139	51390037	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	37	信金法に基づくリスク管理債権の開示と金融再生法に基づく資産査定の開示の一本化	信金法に基づくリスク管理債権の開示を廃止し、金融再生法に基づく資産査定の開示に一本化する。		信金法に基づくリスク管理債権と、金融再生法に基づく資産査定とは、開示の対象となる債権とその開示基準が異なっており、事務上煩雑であるとともに、顧客にとってもわかりにくい開示内容となっている。	
z0300130	金融庁	業務方法書の廃止	5139	51390038	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	38	業務方法書の廃止	信用金庫法で定める業務方法書を廃止する。		業務方法書は、規制監督の手段として協同組織金融機関に限り設けられている制度である。また、金融機関に対する規制監督のあり方が、各金融機関の自己責任原則の観点から、当局指導型から事後監視型に移行しているなかにおいて、現状では業務方法書を存続させる必要性は乏しいため、これを廃止する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300131	金融庁	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	信用金庫法第33条	金庫を代表する理事並びに金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫もしくは法人の常務に従事し、又は事業を営んではならない。ただし、内閣総理大臣の認可を受けたときは、この限りでない。	b		兼職兼業規制は、信用金庫の常務に従事する役員に対し職務専念義務を課したものであるが、実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討する。		本件については、「3カ年計画」を踏まえ早急に検討を行い、実施内容、時期について、具体的に示されたい。	b		実務におけるニーズ、他の協同組織金融機関との整合性に留意しつつ、具体的な内容について検討を行うこととしており、現時点でスケジュールを示すことは困難。
z0300132	金融庁	「業務の代理」先の拡充	信用金庫法第53条第3項第7号、大蔵省告示第47号（平成33）、銀行法第10条第2項第8号、銀行法施行規則第13条	信用金庫法第53条第3項第7号において、信用金庫が受託できる「業務の代理」は、大蔵省告示第47号により国民生活金融公庫等が定められており、信用金庫を含めた民間金融機関は対象外となっている。	b		信用金庫においては、業務の代理を付随業務の1つの業務として認められているが、指定された一部の機関（国民生活金融公庫等）に限られている。当該業務の拡充については、実務におけるニーズや相互扶助を目的とした金融機関の特性からくる地区制限、員外制限等の取扱いについて慎重に検討する必要がある。		検討スケジュール（結論時期）について、具体的に示されたい（結論時期については、平成17年度中に実施されることの可否についても検討されたい）。	b		業務の拡充については、実務におけるニーズや相互扶助を目的とした金融機関の特性からくる地区制限、員外制限等の取扱いについて慎重な検討が必要であり、現時点でスケジュールを示すことは困難。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300131	金融庁	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	5139	51390040	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	40	一般職員の兼業・兼職制限の廃止	一般職員について兼業及び兼職の制 限を廃止する。		信用組合では、協同組合による金融事 業に関する法律第5条の2で、代表理事 と常務役員が兼職・兼業禁止の対象と なっている。また、銀行では、銀行法第7 条で、常務取締役が対象となっている。 このように、預金取扱い金融機関のうち 一般職員の兼業及び兼職の制限が課 せられているのは、信用金庫及び信用 金庫連合会(以下「金庫」という。)だけ であるが、金庫についてのみ厳格な規 制を課す理由はなく、一般職員の兼業 及び兼職の制限を廃止する。	
z0300132	金融庁	「業務の代理」先の拡充	5139	51390042	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	42	「業務の代理」先の拡充	協同組織としての地区制限の趣旨に反 しない範囲で、信用金庫が民間金融機 関の業務の代理をできるようにする。		信用金庫が他の信用金庫等民間金融 機関の代理ができるようになれば、現在 一部の信用金庫で取扱われている預金 の取次ぎ事務が簡略化され、顧客利便 にも資するようになる	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300082	金融庁、国土交通 省	不動産特定共同事業契約締結に係る 説明義務の撤廃	不動産特定共同 事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産 特定共同事業が成立するまでの間 に、不動産特定共同事業契約の内 容及びその履行に関する事項で あって主務省令で定めるものにつ いて、書面を交付して説明しなけれ ばならない。	C	-	不動産特定共同事業商品の契約 の申込者が、契約の内容等につい て十分知らないままに契約締結を 行うと、後々のトラブルの原因とな る可能性があることから、適切に情 報が開示されていることが不可欠 であり、契約成立前にその内容等 について書面を交付して説明する ことが、消費者保護やトラブル未然 防止の観点から必要と考えられる。 また、説明内容に関しても不動産特 定共同事業商品は不動産としての 性格が強い商品であることから、金 融商品販売法上要求される説明事 項に加えて、不動産特定共同事業 法上要求される個々の対象不動産 に関する独自の説明（賃貸状況等） がなされることが消費者保護の観 点からも不可欠である。					
z0300082	金融庁、国土交通 省	不動産特定共同事業契約締結に係る 説明義務の撤廃	不動産特定共同 事業法第24条	不動産特定共同事業者は、不動産 特定共同事業が成立するまでの間 に、不動産特定共同事業契約の内 容及びその履行に関する事項で あって主務省令で定めるものにつ いて、書面を交付して説明しなけれ ばならない。	C	-	不動産特定共同事業商品の契約 の申込者が、契約の内容等につい て十分知らないままに契約締結を 行うと、後々のトラブルの原因とな る可能性があることから、適切に情 報が開示されていることが不可欠 であり、契約成立前にその内容等 について書面を交付して説明する ことが、消費者保護やトラブル未然 防止の観点から必要と考えられる。 また、説明内容に関しても不動産特 定共同事業商品は不動産としての 性格が強い商品であることから、金 融商品販売法上要求される説明事 項に加えて、不動産特定共同事業 法上要求される個々の対象不動産 に関する独自の説明（賃貸状況等） がなされることが消費者保護の観 点からも不可欠である。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300082	金融庁、国土交通省	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	5039	50390052	11	社団法人 リース事業協会	52	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているが、対面による説明まで要求しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して金融庁及び国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的な態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課することで投資家保護は図られる。	
z0300082	金融庁、国土交通省	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	5040	50400021	11	オリックス	21	不動産特定共同事業契約締結に係る説明義務の撤廃	「金融商品の販売等に関する法律」に列挙される金融商品においては、読んで聞かせる説明義務を課しておらず、不動産特定共同事業法の説明義務の過度な規制を緩和すべきである。	不動産特定共同事業商品の販売の効率化とマーケットの拡大に寄与する。	「金融商品の販売等に関する法律」においては説明義務を販売業者に課しているものではない。「説明」の概念の定義が法律上存在しないが、現在の運用は宅地建物取引業法第35条の重要事項説明と同等と解釈されているのが一般的となっており、実務上のコストは多大なものである。投資信託や商品ファンド等他の金融商品を販売する場合には書面の交付義務こそあれ、読んで聞かせるような説明義務までは課していない。昨年、同要望に対して金融庁及び国土交通省から「不動産特定共同事業法の契約成立前における契約内容説明義務に関して、その具体的な態様については、消費者保護やトラブル未然防止等の観点から、個別の質問応答対応を確保しつつ、ビデオ、DVD等の電子機器の活用を可能とするよう、所要の通知を発する。」との回答が示された。ビデオ、DVD等の電子機器の活用が可能になることは望ましいが、そもそも多数の不動産をパッケージしている不動産特定共同事業は投資信託や商品ファンドと同様に金融商品であり、同等の書面の交付義務を課することで投資家保護は図られる。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300015	金融庁、厚生労働 省	確定拠出年金の運用関連業務と運用商 品の販売等の事務の兼業禁止ルール の廃止	確定拠出年金法 第100条第7号 確定拠出年金運 営管理機関に関す る命令第10条第 1号	・営業職員による運用管理業務（運 用の方法に係る情報提供）と運用 商品の販売等の事務の兼業は認 められていない。	c	—	営業職員による運用管理業務と運 用商品の販売等の事務の兼業に ついては、運営管理業務の中立性 確保の必要性の観点から認めるこ とはできない。					
z0300015	金融庁、厚生労働 省	確定拠出年金の運用関連業務と運用商 品の販売等の事務の兼業禁止ルール の廃止	確定拠出年金法1 00条第7号 確定拠出年金運 営管理機関に関す る命令第10条第 1号	・営業職員による運用管理業務（運 用の方法に係る情報提供）と運用 商品の販売等の事務の兼業は認 められていない。	c	—	営業職員による運用管理業務と運 用商品の販売等の事務の兼業に ついては、運営管理業務の中立性 確保の必要性の観点から認めるこ とはできない。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300015	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業禁止ルールの廃止	5016	50160007	11	社団法人全国地方銀行協会	7	確定拠出年金制度の改善（運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業禁止ルールの廃止）	確定拠出年金制度について運用関連業務（運用の方法に係る情報提供）と運用商品の販売等の事務の兼業禁止ルールを廃止する。		<p>自行が運営管理機関である場合、提示商品の内容に関する加入者からの照会に対応できず、加入者に不信感を抱かせることに繋がりがかねない。本規制が撤廃されれば、確定拠出年金制度の概要や各運用商品に関する説明から販売事務まで、一担当が一貫して取り扱うことが可能となり、顧客利便の向上にも資する。加えて、大手金融機関に比して人的余力に乏しい地域金融機関においては、より柔軟な組織運営・業務展開が可能となり、確定拠出年金制度のさらなる普及に寄与できると考えられる。本件については、「3か年計画」では取り上げられていないが、改めて検討を行うべきである。</p>	<p>「各官庁からの再回答」では、「加入者の利益を考慮して、利益相反行為が行われないように、兼業禁止を原則としているところであり、変更することはできない。なお、営業職員が顧客の求めに応じた一般的な説明を行うこと等は認めている」としている。</p>
z0300015	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金の運用関連業務と運用商品の販売等の事務の兼業禁止ルールの廃止	5139	51390035	11	(社)全国信用金庫協会・信金中央金庫	35	確定拠出年金運営管理業務にかかる金融商品営業担当者による兼業禁止の緩和	金融機関の金融商品営業担当者について、確定拠出年金運営管理業務のうち運用関連業務の兼業禁止を緩和する。また、兼業禁止の緩和に際しては、営業担当者が加入者に対して中立的な立場で運用関連業務を行うことを前提とする。		<p>確定拠出年金業務を取り扱う金融機関の体制整備に関し、本兼業禁止措置の緩和は、確定拠出年金の普及に資するものと考えられる。</p>	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300023	金融庁、厚生労働 省	確定拠出年金制度における運営管理 機関登録事項の変更に係る期限の緩和	確定拠出年金法 第89条 第92条 第1項	・運営管理機関の登録事項の変 更届出は、2週間以内に行う。	c	—	・運営管理機関の登録事項の変 更届出期間の延長については、適 正な運営の監督を担保する観点か ら、認めることはできない。					
z0300022	金融庁	電磁的方法による決算公告の解禁	銀行法第20条、第 57条	銀行は、銀行法第20条及び第57条 の規定に基づき、貸借対照表及び 損益計算書を日刊新聞紙に掲載す ることにより広告しなければならない。 い。	b		商法改正により新たに電子公告制 度が導入されることを踏まえ、銀行 の決算公告について、具体的な内 容について検討を行う。		一般株式会社等への導入とのタイ ムラグを極力小さくすることを念頭 に、検討内容、実施時期について、 具体的に示されたい。	b		商法改正により新たに電子公告制 度が導入されることを踏まえつつ、 銀行の決算公告について、平成16 年度中に具体的な内容について検 討を開始する予定。

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300023	金融庁、厚生労働省	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	5016	50160016	11	社団法人全国地方銀行協会	16	確定拠出年金制度における運営管理機関登録事項の変更に係る期限の緩和	運営管理機関の登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内に届け出なければならないとの期間制限を緩和する。		変更時より2週間以内に届け出るとは時間的にタイトな場合もあるため、本期間制限を緩和（例えば、変更の都度届け出を行うのではなく、定期的に年1～2回の基準日時点における情報を届け出れば可とする等）すべきである。現状、役員の氏名及び住所等、頻繁に変更が生じ得る事項については、とりわけ登録事項を管理する事務負担が大きくなっている。本件については、「3か年計画」では取りあげられていないが、改めて検討を行うべきである。	「各省庁からの再回答」では、「確定拠出年金運営管理機関の登録内容については、加入者等が閲覧できることとしており、加入者の権利保護が図れないおそれがあることから、遅滞なく処理を行う必要がある。」としている。
z0300022	金融庁	電磁的方法による決算公告の解禁	5056	50560001	11	社団法人第二地方銀行協会	1	電磁的方法による決算公告の許容	銀行も電磁的方法による決算公告が可能になるよう、銀行法上の手当てを行う		インターネットの普及により、商法が改正されたことに鑑みれば、銀行だけ制約を設ける理由はないと考える。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300097	金融庁	電磁的方法による信託業務に係る公 告における「調査機関」の活用	金融機関ノ信託業 務ノ兼営等ニ関ス ル法律 第5条ノ3 同法施行規則 第 10条 貸付信託法 第3 条 第6条 商法	定型的信託契約について信託約款 を変更するときや貸付信託に係る 信託契約を締結し又は信託約款を 変更しようとするときは、委託者・受 益者に異議申立ての機会を与える ために法令に基づき所定の事項を 日刊新聞紙に公告しなければならない。	b	信託に係る公告の方法について は、今後の商法改正により一般株 式会社等に対して新たに電子公告 が導入される予定であることを踏ま え、貸付信託の募集に係る公告な ど利用者の権利関係に影響を及ぼ さない公告等に対し、具体的な内 容について検討を行う。		要望主体の以下の要望について再 検討願いたい。 貸付信託の募集に係る公告など受 益者等の権利関係に影響を及ぼさ ない公告については、平成14年4 月1日施行の改正商法により、株式 会社の決算公告等について電子公 告が既に認められていることから も、早期の導入に向けて検討すべ きである。また、「電子公告制度の 導入のための商法等の一部を改正 する法律」（法律第7号）（平成16 年6月9日公布）により、株式会 社の合併、資本減少・準備金減少 及び会社分割における債権者保護 手続について、電子公告制度が導 入されたところであり、併せて調査 機関制度も導入されたところであ る。したがって、信託約款の変更 等、受益者等の権利関係に影響を 及ぼす公告についても、あわせて 電子公告制度及び調査機関制度 の導入に向けて検討されるべきで ある。 なお、【措置の概要】において、 「具体的な内容について検討を行 う」としているところ、検討の内容及 び検討終了の目的について、明ら かにすべきである。	b	信託に係る公告の方法について は、今後の商法改正により一般株 式会社等に対して新たに電子公告 が導入される予定であることを踏ま え、信託約款の変更等、電子的に 公告する内容及び「調査機関」の活 用などを含め、16年度中に具体的 な内容について検討を開始する予 定。		
z0300120	金融庁	電子認証業務の「その他の付随業務」へ の該当可能性の明確化	信用金庫法 第53 条、第54条 中小・地域金融機 関向けの総合的 な監督指針 2 - 2（3）	・信用金庫及び信用金庫連合会 は、信用金庫法第53条及び第54条 において業務の範囲を規定してお り、他の業務を行うことができな い。 ・中小・地域金融機関向けの総合 的な監督指針 2 - 2（3）にお いて、信用金庫法第53条第3項及 び第54条第4項に規定するその他 付随業務の範囲にあるかどうかの 判断にあたっての要件を明確化し ている	d	電子認証業務については、原則と して固有業務との関連性ないし親 近性が認められることから、付随業 務に該当すると考えられる。具体 的な電子認証業務が付随業務に該 当するかはノーアクションレター 制度の活用により明確化するこ とが可能である。		解釈の徹底の観点から、一層の周 知を図ることについて具体的に検 討され、示されたい。	d	-	「規制改革・民間開放推進3か年計 画」において「平成16年度検討」と されたことを踏まえ、検討を行っ ているところであり、現時点で結論・ 実施時期を明確にすることは困難。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300097	金融庁	電磁的方法による信託業務に係る 公告における「調査機関」の活用	5078	50780042	11	(社)日本経済団体連合会	42	電磁的方法による信託業務に係る公告 における「調査機関」の活用	信託業務に係る公告を電磁的方法を 用いて行う際に、「電子公告制度の導入 に関する要綱」における「調査機関」を 利用できるよう認めるべきである。		電磁的方法による公告については、公 告内容の情報は公告ホームページの サーバーに蓄蔵されているので、サー バーの管理者において事後の改竄が容 易であるとともに、公告ホームページへ の掲載が終了してしまえば、公告内容 自体が消滅してしまうこととなる。このた め、官報・日刊紙と比較すると、紛争が 生じた際に、公告の事実や内容の立証 が困難であるという問題がある。した がって、調査機関により公告が適正に行 われたことを証明することは、事後の紛 争を予防するという観点から重要であ る。	信託銀行が行う定型的信託契約に係 る約款変更時の公告、貸付信託の契約 締結時の公告について、電磁的方法に よる公告が認められていない。これらの 公告について、規制改革推進3か年計 画(再改定)において、15年度に電磁的 方法の利用を検討し、結論を得ることと されている。
z0300120	金融庁	電子認証業務の「その他の付随業 務」への該当可能性の明確化	5139	51390021	11	(社)全国信用金庫協会・信 金中央金庫	21	電子認証業務の「その他の付随業務」 への該当可能性の明確化	電子認証業務が付随業務に該当するこ と、および固有業務と切り離して電子認 証業務を行いうることを明確化する。		電子認証業務は、金融機関の固有業務 との関連性および親近性が高く、金融機 関が当該業務を行うことについて問題 はないものと考えられる。また、金融機 関がよりセキュアかつ信頼性の高い サービスを提供することにより、電子的 な方法による決済その他の電子取引等 の利用者利便の向上に資する。	

管理コード	制度の 所管官庁	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）	その他	当室からの再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要（対応策）
z0300040	金融庁、法務省	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	担保付社債信託法第2条	担保付社債信託法において、社債に物上担保を付する場合はその社債を発行する会社と信託会社との信託契約に従い社債を発行する旨の規定がある。	c		担保付社債信託法は、広く社債に物的担保を付することとする場合についての規制を定めたものであり、同法には、特定の会社形態の場合について規制を適用除外するといった仕組みとはされておらず、本要望の実現には、社債に物的担保を付する場合の規制のあり方の問題として、担保付社債信託法自体についての根本的な見直しが必要。		要望内容は、資産の流動化に関する法律上の特定社債について担保法の規程が適用される結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益に反することになっているため、該当部分の一部適用除外を求めているものである。資産の流動化の現状に即していない部分を考え、改めて要望にある担保法の一部適用除外について検討願う。適用除外が無理であれば、担保法の根本的な見直しについての対応策を具体的に検討され、示されたい。上記を踏まえた検討時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c		担保付社債信託法は、社債権者の保護等の観点から広く社債に物的担保を付することとする場合の規制を定めたものであり、特定の会社形態の場合について規制を適用除外する仕組みとはされておらず、特定会社についてのみ一部適用除外とすることは困難である。
z0300079	金融庁（法務省）	私募債での社債発行枠制度の創設		要望事項にある私募債を前提としたメディアム・ターム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠を制限する規制はない。	e		要望事項にある私募債を前提としたメディアム・ターム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠を制限する規制はないが、仮に新たな制度を創設するとすると具体的にどのような制度を想定しているのかを提示していただきたい。					

管理コード	制度の 所管官庁	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
z0300040	金融庁、法務省	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	5024	50240003	11	社団法人不動産証券化協会	3	特定社債に関する担保付社債信託法の一部適用除外	特定社債について、担保付社債信託法の一部適用除外とすることができるよう要望する。		特定目的借入に担保をつけると、特定社債にも担保をつけざるを得なくなる場合が多い。この場合、担保付社債信託法が適用となる。その際、以下の規程が適用され社債権者の保護が行われる結果、柔軟な担保処分の仕組みを求める社債権者の利益にかえって反することとなっている。特定社債について、社債権者の利益を守り、資産流動化法の活用を推進するため、資産流動化計画に規定すること等一定の要件を満たす場合、以下の規程を適用除外とすることができるように要望する。「平等な担保利益の享受」(担信法第71条)「転質・流質契約の禁止」(担信法第73条)「担保の変更」(担信法第75条)「担保権の順位の譲渡または放棄」(担信法第75条の2)「担保権の実行」(担信法第82条)	
z0300079	金融庁(法務省)	私募債での社債発行枠制度の創設	5039	50390023	11	社団法人リース事業協会	23	私募債での社債発行枠制度の創設	私募債を前提としたメディアム・ターム・ノートプログラムのような、負担の少ない社債発行枠制度の創設あるいは制限の緩和を要望する。	・発行枠更新の契約書類を日本語で作成できれば事務負担が大幅に軽減される。 ・元利金の送金手続が日本国内で完結すれば、事務負担、事務手数料が大幅に削減される。	国内市場では、メディアム・ターム・ノートのように枠を設定して機動的な社債発行を行う場合には証券取引法第23条における発行登録債制度が規定されているが、有価証券報告書の継続開示要件、複数格付の取得要件等私募債を前提とした制度のため、開示の負担が大きいこと。	